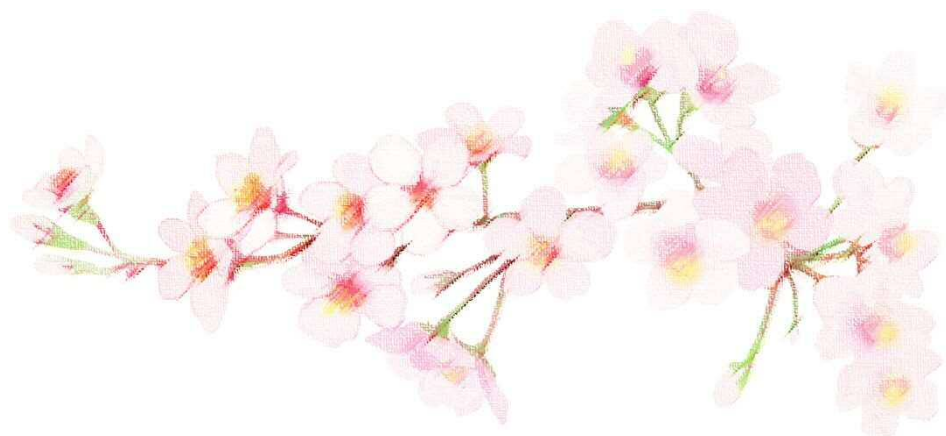


令和5年度

図で見る豊島区の税

税務概要



豊島区区民部
税務課

はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、毎年約25%前後は区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税や納税の状況は、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんに区税の状況等をわかりやすくお知らせするために、カラービジュアル版のデータ集を作成しました。

区税は、互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費のようなものです。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにしていただければ幸いです。

令和5年12月

豊島区 区民部 税務課

目次

Table of contents

財政	1章	1-1	豊島区の収入	2
		1-2	特別区(23区)の税収入	3
		1-3	税金などの使われ方	4
税収	2章	2-1	区税の内訳	6
		2-2	区税収入の推移	7
課税	3章	3-1	住民税とは	11
		3-2	住民税の計算方法	12
		3-3	人口と納税義務者数	14
		3-4	納税義務者数と課税額	15
		3-5	所得区分別 納税義務者数	16
		3-6	課税標準段階別 納税義務者数構成比(23区)	17
		3-7	納税義務者の年齢構成	18
		3-8	ふるさと納税とは	19
		3-9	ふるさと納税の推移	21
			住民税の徴収方法	22
			区民税の主な制度改正内容	23
	よくある質問	24		

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

納税	4章	4-1	納税の方法	26
		4-2	収納率の推移	27
		4-3	滞納額別の割合	28
		4-4	分割納付と徴収猶予	29
		4-5	督促状と催告書	30
		4-6	差押件数と滞納額	31
		4-7	口座振替の状況	32
		4-8	税証明発行件数	33
		4-9	税金の還付とは	34
			収納率向上のための取組み	35
			いろいろな催告書	36
軽自動車税	5章	5-1	軽自動車税(種別割)の概要	38
		5-2	軽自動車税 台数・税収の推移	39
		5-3	軽自動車税 収納率の推移	40
		5-4	普通自動車と軽自動車の保有台数比較	41
		5-5	軽自動車の保有率(23区)	41
たばこ税・入湯税	6章	6-1	たばこ税とは	44
		6-2	たばこ税率の変遷	45
		6-3	たばこ税の推移	46
		6-4	たばこ税収(23区)	47
		6-5	区税に占める割合(23区)	47
			加熱式たばことは	48
			入湯税とは	48
集合住宅税 狭小住戸	7章	7-1	狭小住戸集合住宅税の概要	50
		7-2	税創設の経緯	51
		7-3	税収の推移	52
		7-4	効果の検証	52
使用データ				53
巻末資料			令和5年度 税務概要 (データ版)	71

第1章

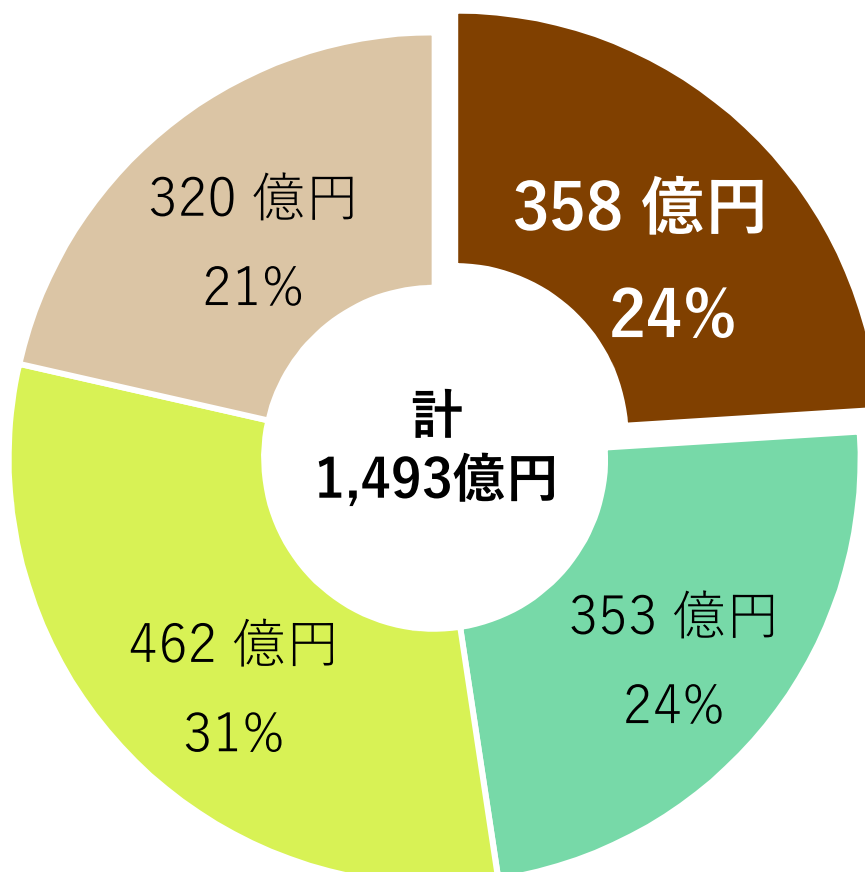
財政

- 1 豊島区の収入
- 2 特別区（23区）の税収入
- 3 税金などの使われ方

1-1

豊島区の収入

一般会計歳入（令和4年度決算）



■ 特別区税 ■ 特別区交付金 ■ 国・都支出金 ■ その他



ココをcheck!



豊島区の基幹歳入

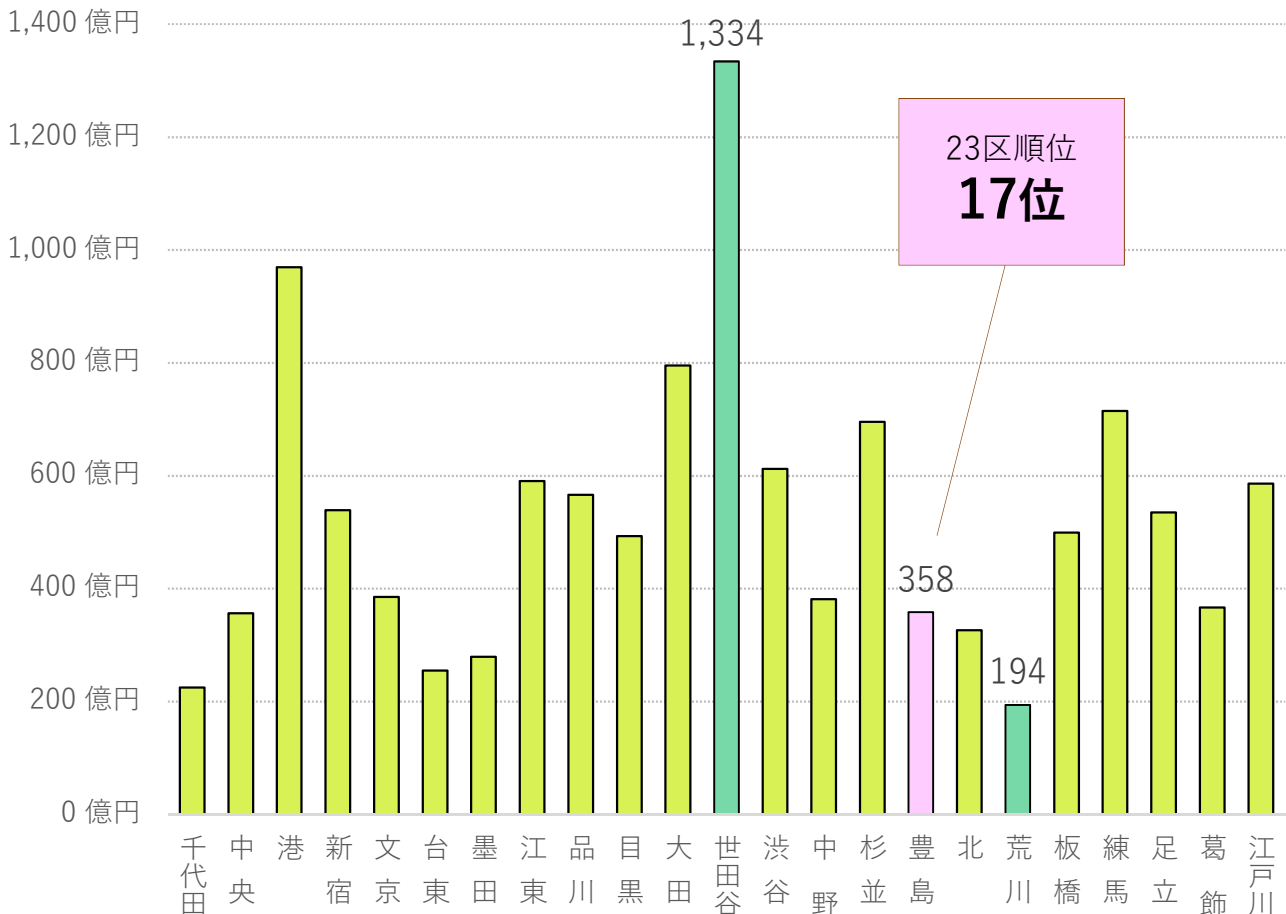
- 特別区税（自主財源）
- 特別区交付金（都区の配分や区相互の調整）
- 国・都支出金（特定の行政目的の経費として交付）

* その他 = 補助金・交付金（国・都）、施設使用料など

1-2

特別区(23区)の税収入

特別区税収入（令和4年度決算）



ココをcheck!



税収の規模






税収の規模は自治体によって差があります。

23区の中でも、人口や面積と同様に税収規模には違いが見られ、地域的な特性などによる影響を受けていることが分かります。

1-3

税金などの使われ方

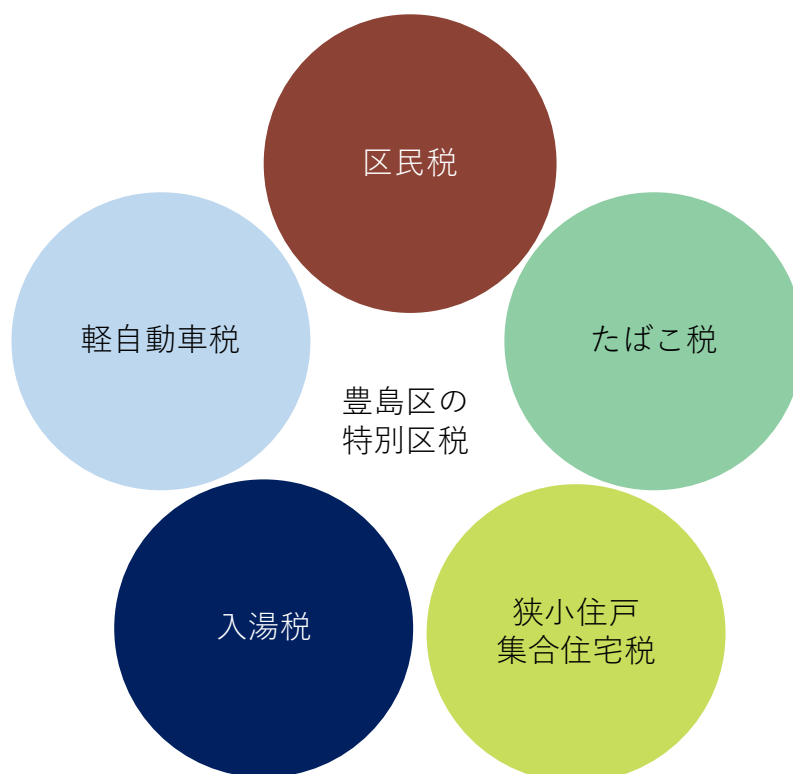
令和5年度予算を1万円に置き換えると、このような使い道になります。

高齢者・障害者福祉、生活保護など	保育園の運営、児童手当の給付など	幼稚園、小・中学校、放課後対策 (子どもスキップ) など
		
2,906 円	2,138 円	822 円
まちづくり、防災など	広報、電算、その他区役所の運営など	環境対策、清掃、リサイクルなど
		
809 円	690 円	386 円
健康づくり、保健所の運営など	道路、自転車対策など	文化、スポーツ、図書館など
		
371 円	338 円	315 円
各基金の積立て(貯蓄)	区民ひろばの運営など	戸籍事務、区民事務所の運営など
		
283 円	173 円	169 円
公園・児童遊園、緑化など	借入金の返済	商工業・観光の振興、勤労者福祉など
		
168 円	136 円	125 円
税を集めるため	区議会の運営	選挙・監査
		
97 円	47 円	27 円

第2章

税収

- 1 区税の内訳
- 2 区税収入の推移

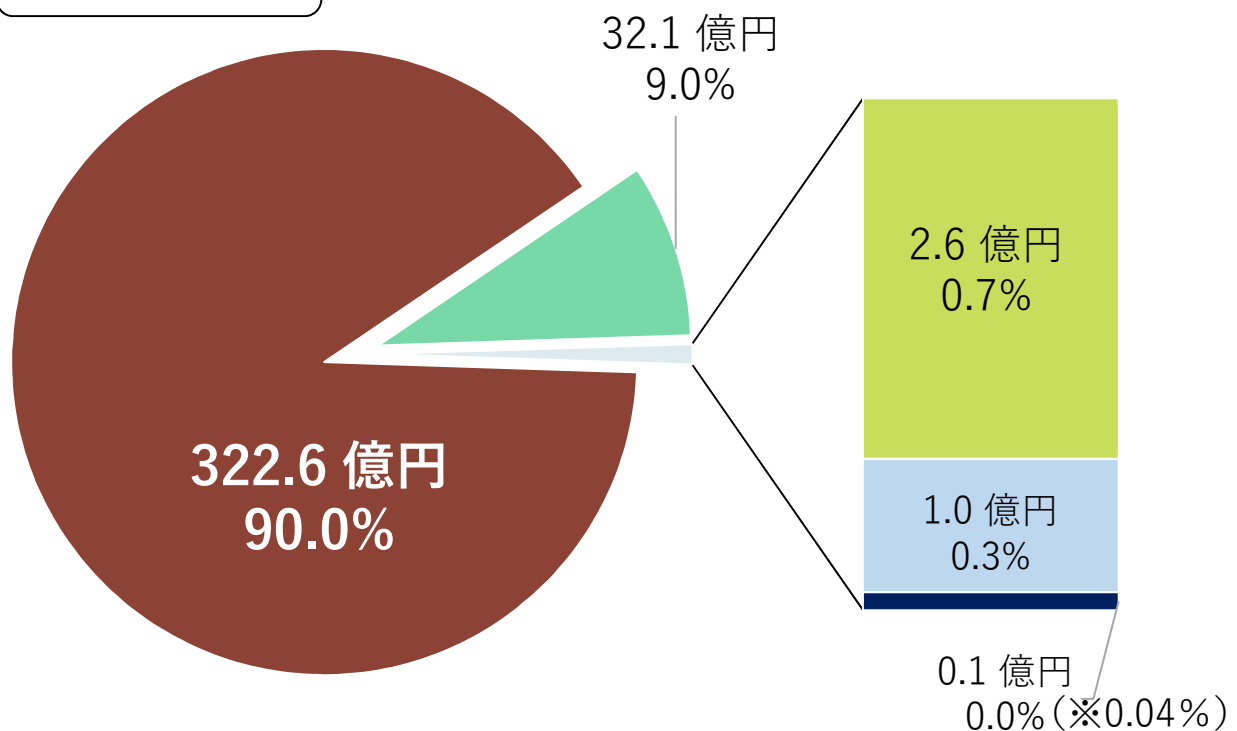


2-1

区税の内訳

区税の内訳（令和4年度決算）

計 358億円



■ 特別区民税 ■ たばこ税 ■ 狭小住戸集合住宅税 ■ 軽自動車税 ■ 入湯税



ココをcheck!



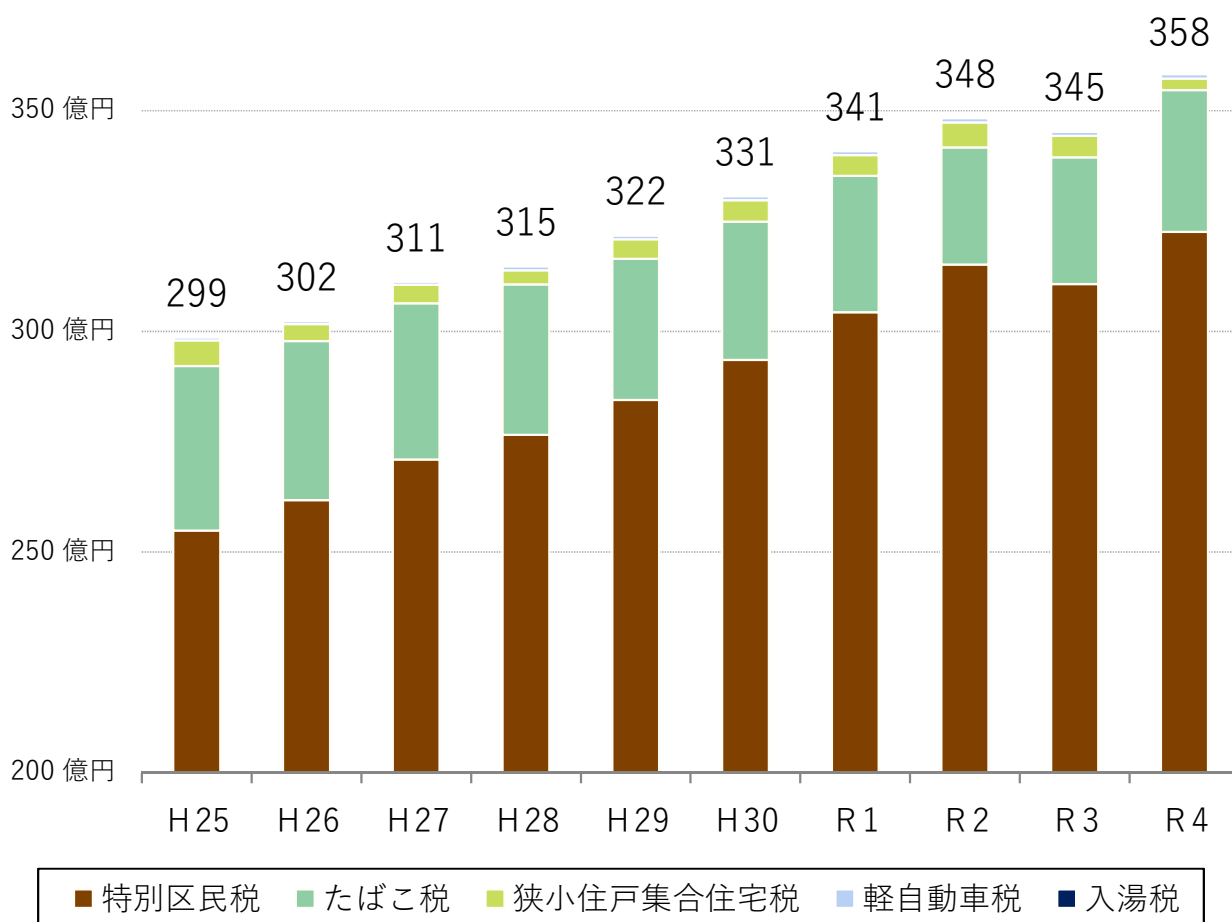
区税の種類

- 👤 区民税：個人の所得に応じて1月1日に住民登録がある方に課税
- 🚬 たばこ税：売り渡した本数に応じて製造者に課税
- 🏠 狭小住戸集合住宅税：建築主に課税
- 🚗 軽自動車税：軽自動車、原付、バイク等の4月1日の所有者に課税
- 🛀 入湯税：入湯客に課税

2-2

区税収入の推移

区税収入の内訳と推移



ココをチェック！



区税収入額の推移状況

H29年：区民税が平成バブルの記録(H4年279億円)更新

R1年：区民税が300億円を突破

R3年：コロナ禍の影響で約11年ぶりに区税減収
(リーマンショック後のH22年以来)

R4年：コロナ禍前を上回る区税収入過去最高額を更新

第3章

課税

- 1 住民税とは
 - 2 住民税の計算方法
 - 3 人口と納税義務者数
 - 4 納税義務者数と課税額
 - 5 所得区分別 納税義務者数
 - 6 課税標準段階別
納税義務者数構成比（23区）
 - 7 納税義務者の年齢構成
 - 8 ふるさと納税とは
 - 9 ふるさと納税の推移
- 住民税の徴収方法
- 区民税の主な制度改正内容
- よくある質問

3-1

住民税とは

住民税は、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいの方や豊島区内で個人事業を行なっている方に納めていただく税金で、「都民税」と「特別区民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算され、特別区民税と一緒に納めていただく仕組みになっています。

さらに住民税は、定額の「均等割」と所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「均等割」と「所得割」を計算して年間の住民税額を決定します。

住民税

都民税	特別区民税
所得割（税率 4%）	所得割（税率 6%）
前年の所得に応じて課税	
均等割（定額 1,500円）	均等割（定額 3,500円）

※令和6年度適用森林環境税についてはP.23

住民税の申告が必要な主な場合

- その年の1月1日に豊島区に居住し、前年中に以下のような所得があった場合
 - ▶ 給与所得があった方で、給与支払報告書が豊島区に提出されていない方
 - ▶ 営業所得・不動産所得・配当所得等の所得があった方
(まずは確定申告する必要がある、確定申告をした方は改めて住民税の申告をする必要はありません。)
 - ▶ 公的年金受給者で年金以外に所得のある方、または控除内容に追加・変更のある方
 - 減免申請やその他、行政サービスを受ける場合
 - ▶ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の免除・減額の申請をする場合
 - ▶ 非課税証明書の発行が必要な場合
- ※ 区内在住者に扶養されている方は、申告がなくても所得金額が未記載の非課税証明書が発行できますが、所得金額記載の非課税証明書を発行する場合は住民税の申告が必要になります。

住民税の徴収方法

徴収方法は以下の3つがあります。

- 1 普通徴収（納税者本人が直接納める）
- 2 給与特別徴収（給与支払者が給与から差し引いて納める）
- 3 年金特別徴収（年金支払者が年金から差し引いて納める）

詳細はP.22

※ 住民税が非課税の方には、納税通知書・納付書はお送りしていません。

3-2

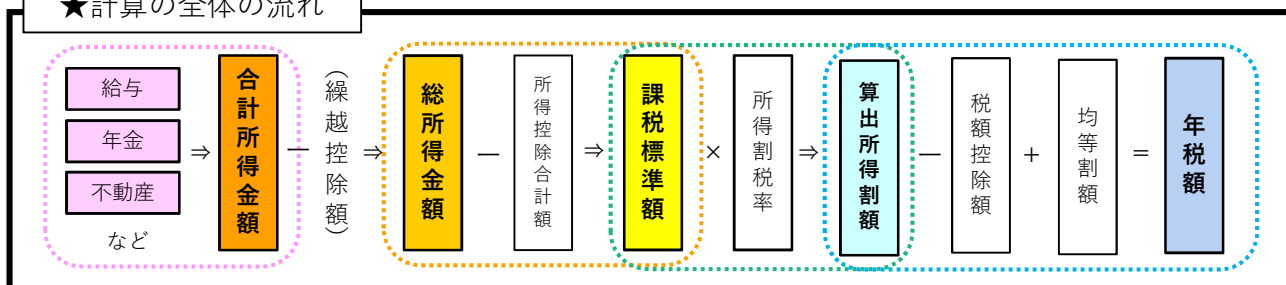
住民税の計算方法

- ▶ 住民税は、「均等割」と「所得割」に分かれています。
- ▶ 均等割額は定額で課税され、原則5,000円です。
- ▶ 所得割額は所得に応じて課税され、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

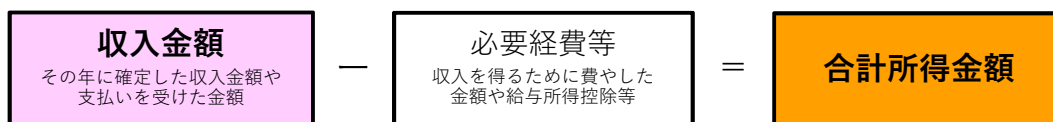
◎ 住民税は以下のように計算します。

※ 分離課税の所得がある場合、計算方法は異なります。

★計算の全体の流れ



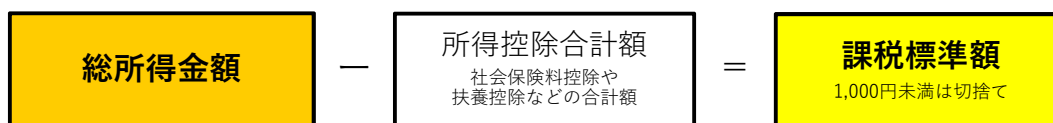
①



① 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。

所得には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。
給与収入や年金収入は、必要経費の算出が難しいため、一定の額を差し引くこととなります。
複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。

②



② 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。

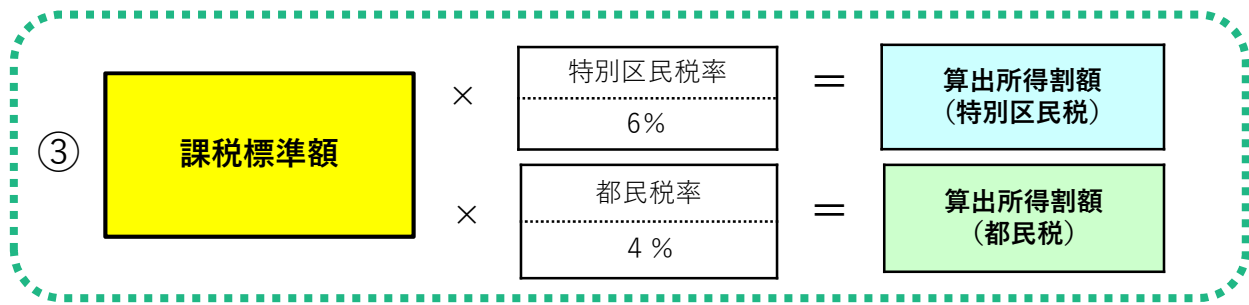
所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除
医療費控除
社会保険料控除
生命保険料控除
地震保険料控除

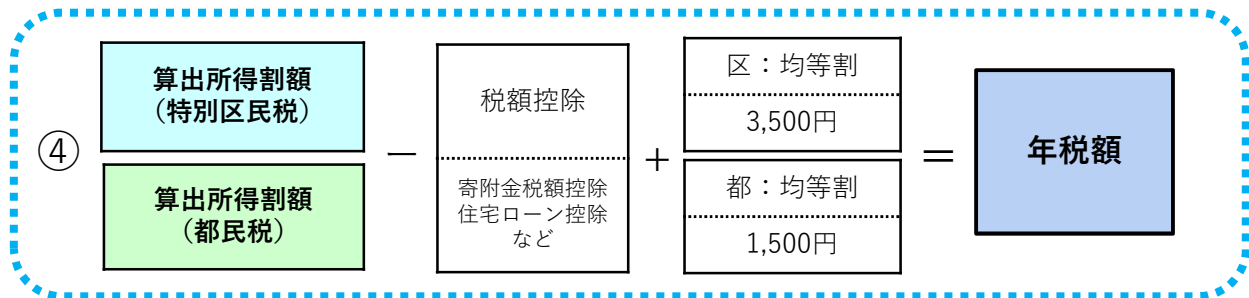
など

人的控除
配偶者（配偶者特別）控除
扶養控除
障害者控除

など



③ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。



④ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。

税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を合わせた金額が、年税額になります。
税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除
住宅ローン控除(※)
配当割額・株式等譲渡所得割額控除

※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用

など

非課税判定とは・・・

前年の所得が一定金額以下の方は住民税がかかりません。

◎ 均等割・所得割ともにかからない方（住民税が非課税になる方）

合計所得金額が

【同一年計配偶者及び扶養親族の合計数 + 1】 × 35万円 + 10万円 + 21万円（※） 以下

◎ 所得割がかからない方（均等割のみ課税される方）

総所得金額が

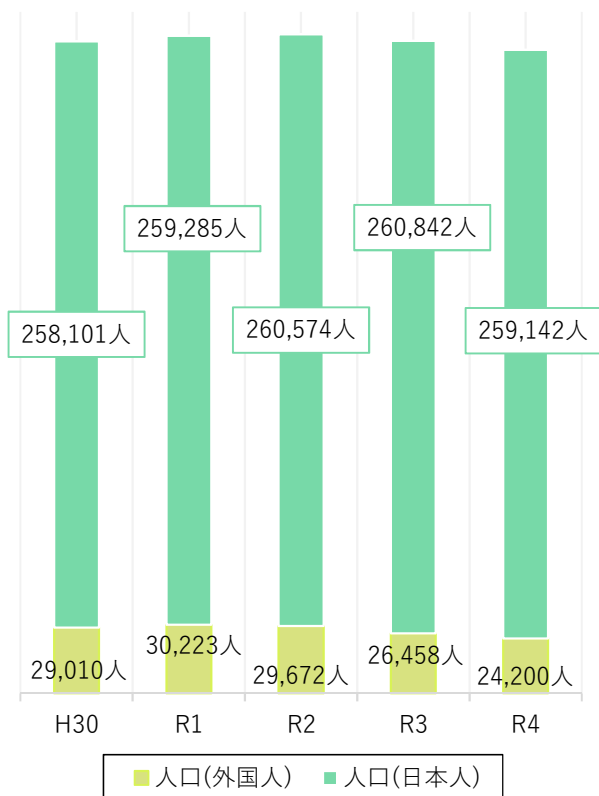
【同一年計配偶者及び扶養親族の合計数 + 1】 × 35万円 + 10万円 + 32万円（※） 以下

※ 扶養している人がいない場合は、21万円、32万円の加算はありません。

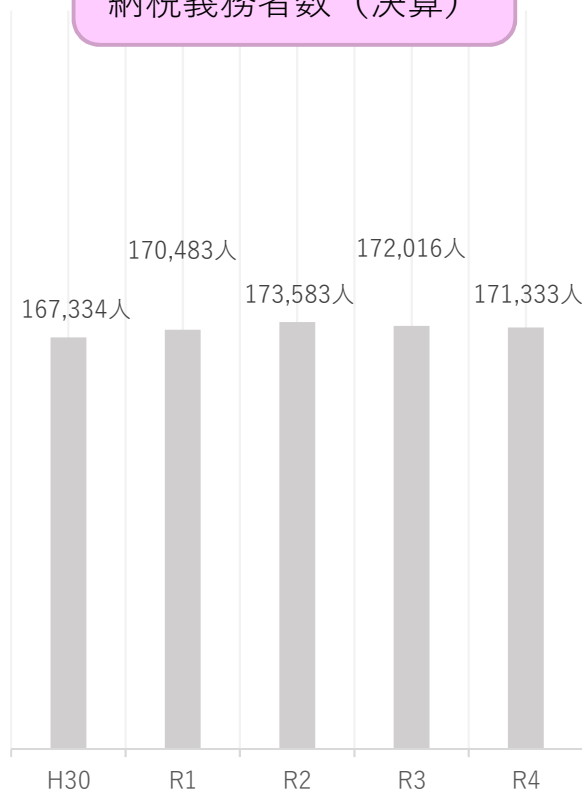
3-3

人口と納税義務者数

人口（1月1日）



納税義務者数（決算）



日本人：外国人

9 : 1

人口：納税義務者

5 : 3



ココをcheck!



納税義務者の推移状況

R2年：人口及び納税義務者数ともに過去最高

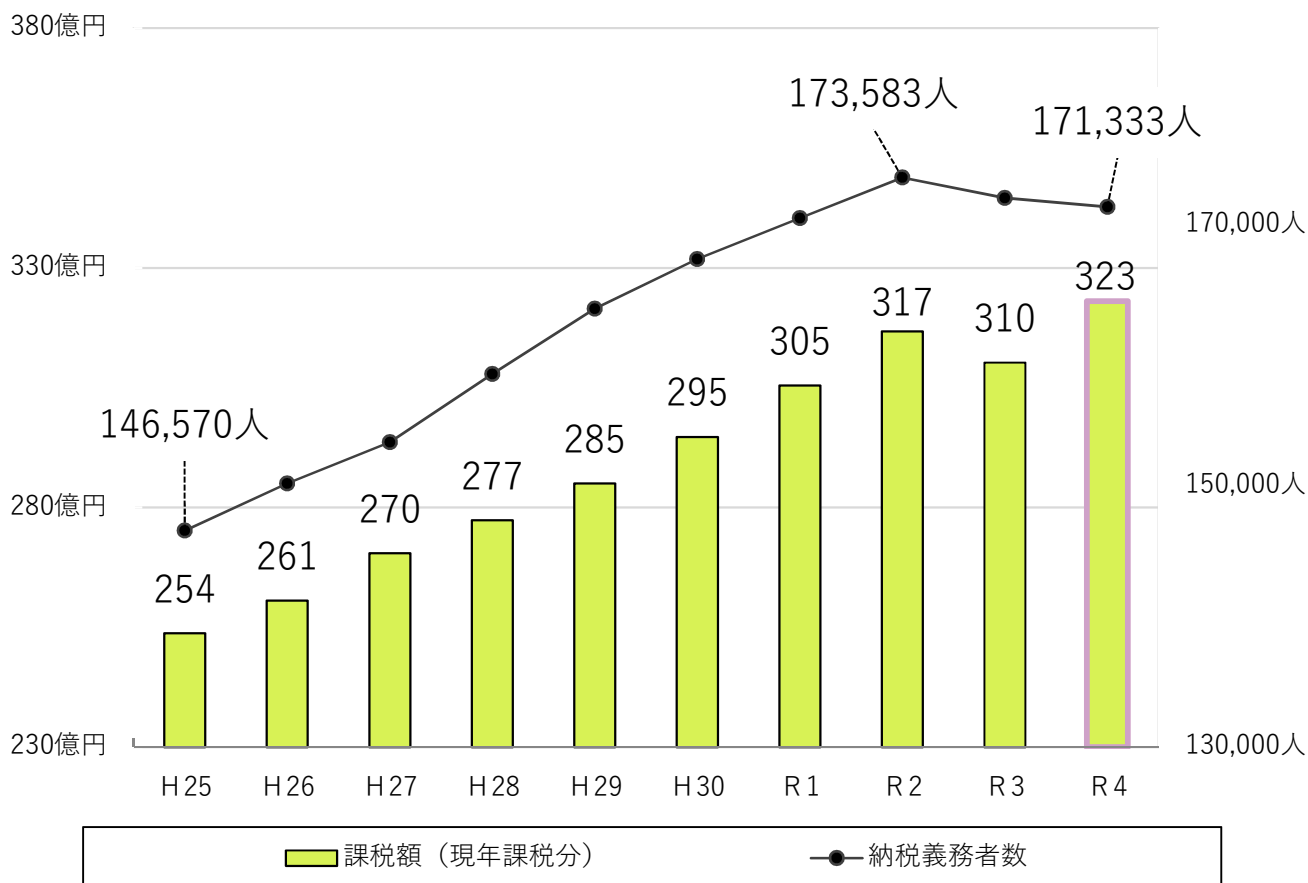
R3・4年：コロナ禍による影響あり

- 日本人 ⇒ 増加が鈍化し、その後に減少
- 外国人 ⇒ 大幅に減少
- 納税義務者 ⇒ 減少（不況時は減少傾向）

3-4

納税義務者数と課税額

納税義務者数と課税額の推移



ココをcheck!



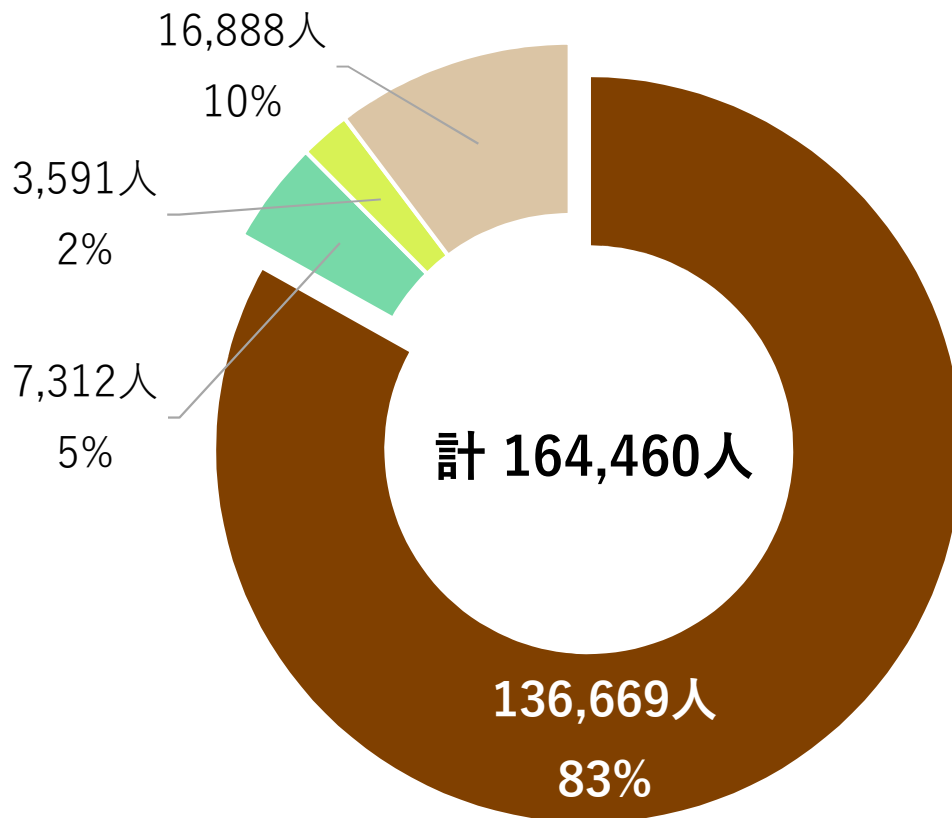
課税額の変動要因

- 納税義務者数の増減
- 区民の所得状況の変化
- ふるさと納税の影響 (3-8「ふるさと納税とは」参照)

3-5

所得区分別 納税義務者数

所得区分別納税義務者の内訳（令和5年度）



■ 給与所得者 ■ 営業所得者 ■ 分離譲渡所得者 ■ その他の所得者



ココをcheck!



所得分類

- 給与所得、事業所得（営業、農業）
- 譲渡所得（土地建物、株式）
- 不動産所得、利子所得、配当所得、年金など

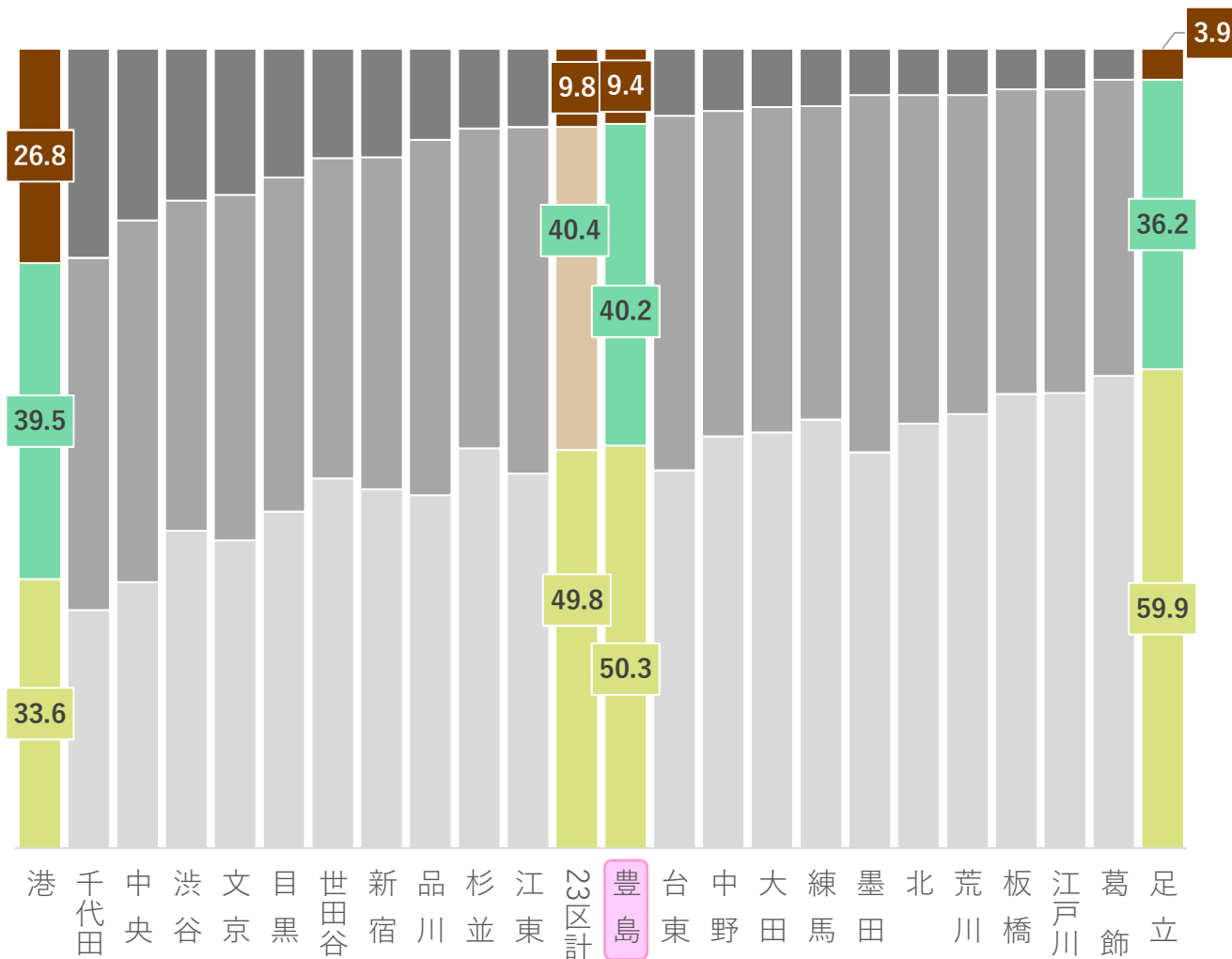
構成割合

- 給与所得者が8割以上

3-6

課税標準段階別 納税義務者数構成比(23区)

課税標準段階別 納税義務者数構成比(23区) (令和5年度)



ココをcheck!



豊島区の状況

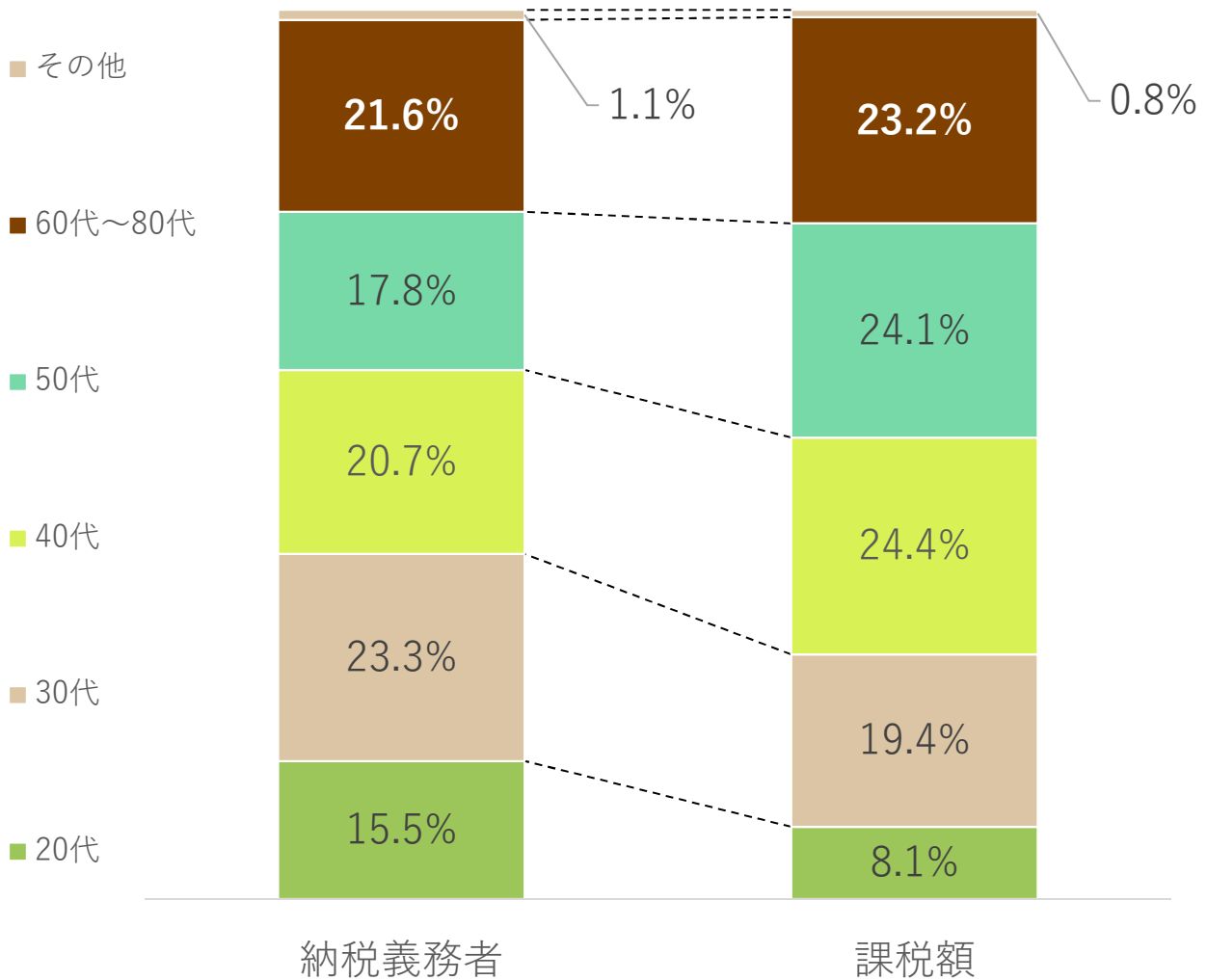
課税標準額200万円以下の層が約5割、200万円超～700万円以下の層が約4割、700万円超の層が約1割。

23区計における割合とほぼ同じ構造。

3-7

納税義務者の年齢構成

納税義務者の年齢構成（令和5年度）



ココをcheck!



年齢構成の特徴

- 納税義務者数の最多は、30歳代
- 課税額に占める割合が大きいののは40歳代と50歳代（全国の年齢別の所得金額と同様）

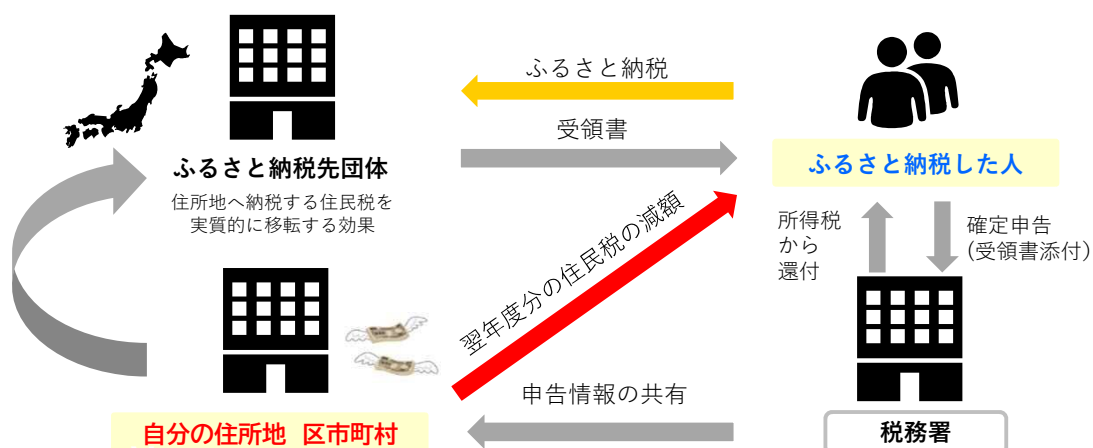
3-8

ふるさと納税とは

「納税」と言いますが、実際は自治体への「寄附金」です。

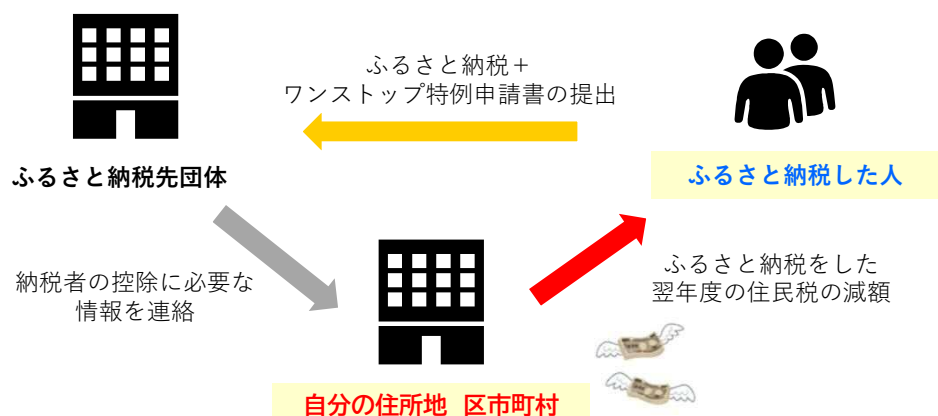
ふるさと納税の意義と仕組み

- 自分で寄附先を選ぶ制度なので、その使われ方に関心を持つきっかけとなる。
- 地域への力になれる。
- 自治体が取組みを周知することで、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる。



ワンストップ特例制度 ※5自治体以内に限る

手続きを簡単にするため、主に確定申告を必要としない給与所得者等について、所定の手続きをするだけで、確定申告しなくても寄附金税額控除が受けられます。

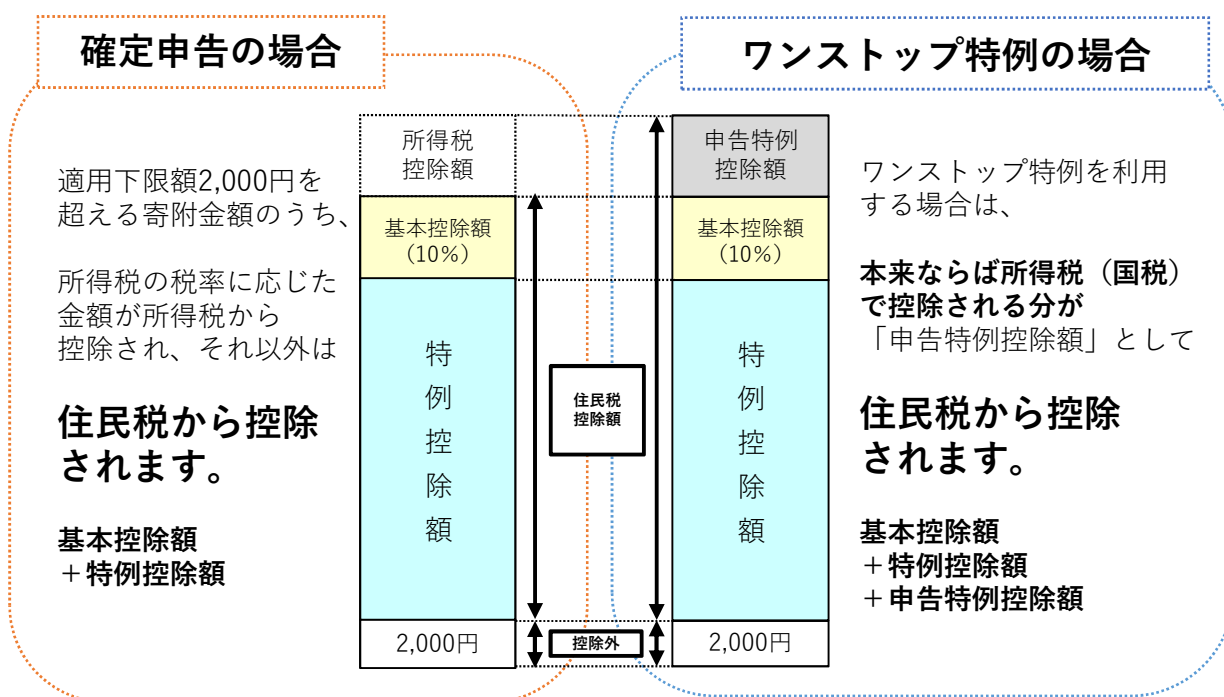


ふるさと納税の控除額について

ふるさと納税の控除額の計算式は次のとおりです。

ふるさと納税控除額	=	基本控除額	+	特例控除額	+	申告特例控除額
※ワンストップ特例のみ						
<p>基本控除額 … (ふるさと納税額 - 2,000円) × 住民税率 (10%) <small>※限度額：総所得金額 × 30%</small></p> <p>特例控除額 … (ふるさと納税額 - 2,000円) × 特例控除割合 <small>※限度額：住民税所得割額 × 20%</small></p> <p>申告特例控除額 … 特例控除額 × 申告特例控除率</p>						

控除額のイメージ



住民税から控除されると、
自分が住むまちの財源が減少します。

ワンストップ特例では、**さらに**所得税分も住民税から控除され、
自分が住むまちの財源がますます減少します。

豊島区の税収への影響

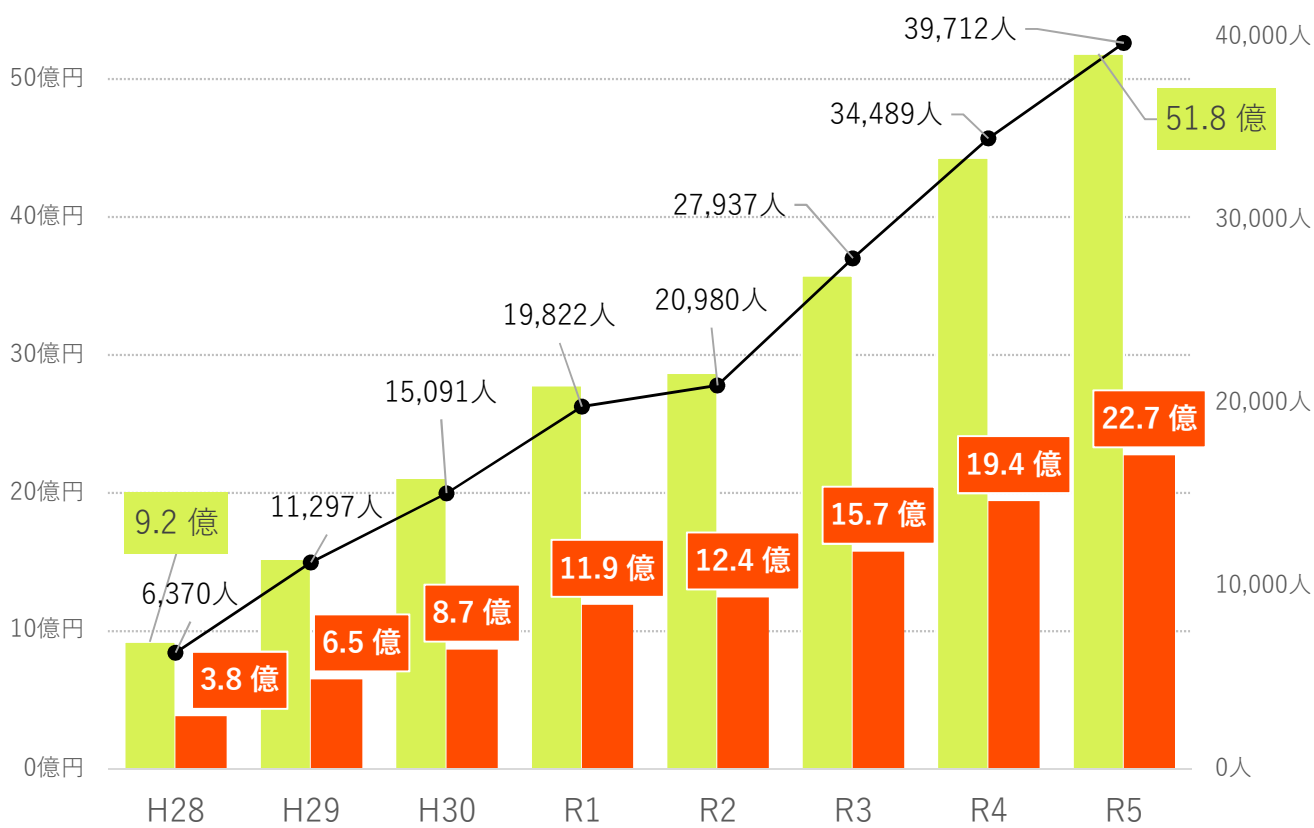
令和4年に豊島区の納税義務者がふるさと納税をした額は**約51億8,200万円**です。
 ⇒ 区民税は**約22億7,300万円減収**になります。



3-9

ふるさとと納税の推移

ふるさと納税（利用者数・控除額）の推移



■ ふるさと納税額※ (豊島区民→他自治体)
 ■ 区の控除額 (減収額)
 ● 利用者数 (豊島区内)

※ふるさと納税額は前年中に寄付された額です。



ココをcheck!



これまでの変遷

- H27年 : 控除限度額拡大、ワンストップ特例開始
- H28年～R1年 : 寄附者数、寄附金額ともに急増
- R2年 : 一時鈍化
- R3年～ : 再び増加 (巣ごもり需要など)

小話
ちょこっとシマス



住民税の徴収方法

★ 住民税の徴収方法は、3種類あります。

普通徴収

区から送る納付書を使い、金融機関等の窓口で納付したり、口座振替等で納付する方法

納期は4回/年
(6・8・10・翌1月末)

特別徴収

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税を差し引いて、納入する方法

納期は12回/年
(6月から翌年5月に支給される給与から差し引き)

年金特別徴収

公的年金等の所得にかかる住民税を、原則として年6回支給される公的年金から差し引きする方法

納期は6回/年
(4・6・8・10・12・翌2月に支給される公的年金から差し引き)



特別徴収は、6月から翌年5月までが1年間の区切りになります。

特別徴収義務者 (事業主)

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(地方税法第321条の4)

特別徴収の対象者 (従業員)

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員が特別徴収の対象となります。

地方税法では、従業員の住民税の徴収方法は特別徴収が原則とされています。東京都では平成29年度より特別徴収義務者の全件指定を実施しており、「普通徴収切替理由」に定める一定の基準に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとしています。

②税額の計算



従業員が1月1日にお住まいの区市町村

① 1月31日まで
給与支払報告書の提出

③ 5月31日まで
特別徴収税額の通知

⑤ 給与支払日の
翌月10日まで

差し引いた住民税を納入



事業主
(給与支払者)

③ 5月31日まで
特別徴収税額の通知

④ 6月～翌年5月までの
毎月の給与支払日

給与から住民税を差し引き



従業員
(納税義務者)



区民税の主な制度改革内容

1 国外扶養親族に係る扶養控除等の適用について(令和6年度適用)

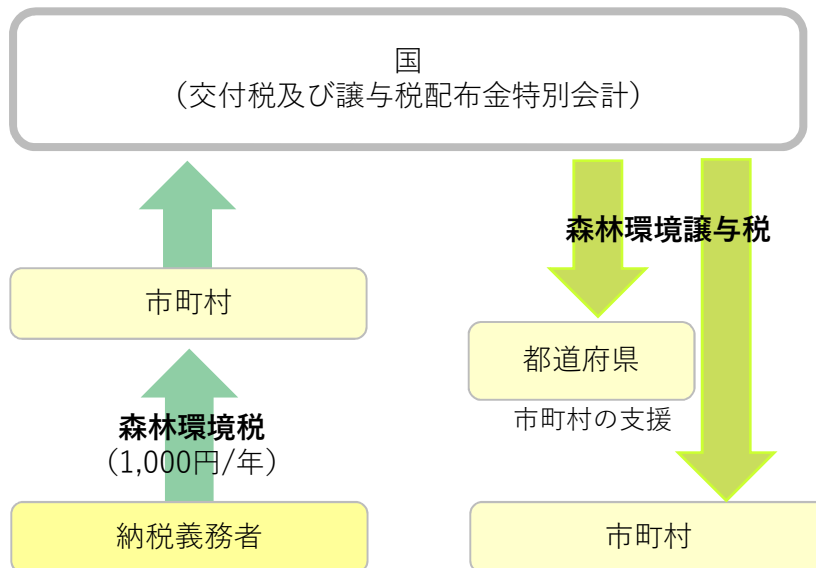
税制改正により、令和6年度以降、非居住者である親族(国外居住親族)に係る扶養控除等の適用について、控除の対象となる扶養親族(控除対象扶養親族)の要件が厳格化され、日本国外に居住する30歳以上70歳未満の扶養親族のうち以下の(1)~(3)のいずれにも該当しない方は扶養控除の対象外となります。

- (1) 留学により非居住となった方
- (2) 障がい者
- (3) 扶養控除を申告する納税義務者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

2 森林環境税(令和6年度適用)

森林環境税とは、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、区市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を徴収するものです。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

なお、個人住民税均等割の税額は、都道府県民税が1,500円、区市町村民税が3,500円の合計5,000円です。これは平成26年度から令和5年度までの間、地方自治体の防災対策に充てるため、都道府県民税・区市町村民税それぞれに500円が加算された金額です。令和6年度からその加算分がなくなり、森林環境税分が増えるため、合計金額は変わりません。



小話
ちよこっトシマス



よくある質問

Q1: 年収の壁とはなんですか？

A. 税金や社会保険料の負担が生じる基準のことです。

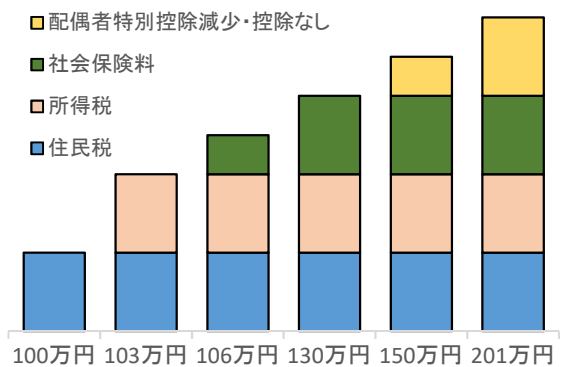
年収の壁には、税制上の壁と社会保険上の壁があります。(ここでの年収とは年間の給与収入額を指します。)

税制上の壁には、住民税が課税される「100万円」と所得税が課税される「103万円」の壁があります。

また、「150万円」より配偶者特別控除が減少し、約「201万円」以上は配偶者特別控除がなくなるので、これらも壁といえます。

社会保険上の壁には、社会保険の加入義務が生じる「106万円」又は「130万円」の壁があります。(勤め先の従業員数により加入基準が異なります。)

〈年収の壁〉※年間の給与収入の金額



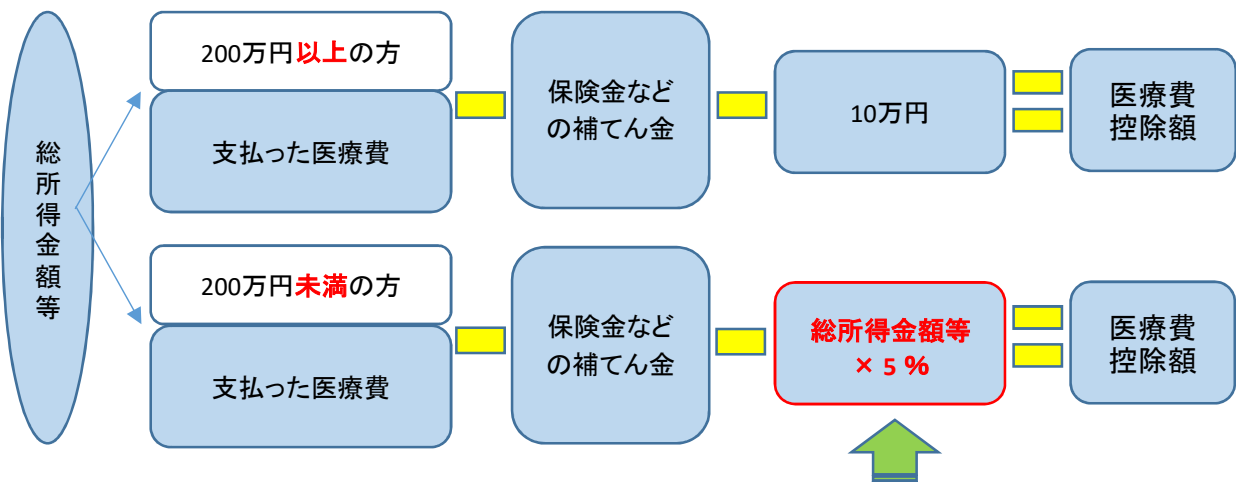
Q2: 年間医療費が10万円未満だと医療費控除は適用されませんか？

A. 「総所得金額等」によっては適用となる方がいます。



控除を受けるのに必要な医療費の金額は、総所得金額等が200万円を超えるか否かで異なります。

〈医療費控除の計算式〉



総所得金額等が200万円未満の人は、「総所得金額等 × 5%」の金額が10万円未満となります。したがって、医療費の支払額は10万円未満でも控除を受けられる可能性があります。

第4章

納税

1 納税の方法

2 収納率の推移

3 滞納額別の割合

4 分割納付と徴収猶予

5 督促状と催告書

6 差押件数と滞納額

7 口座振替の状況

8 税証明発行件数

9 税金の還付とは

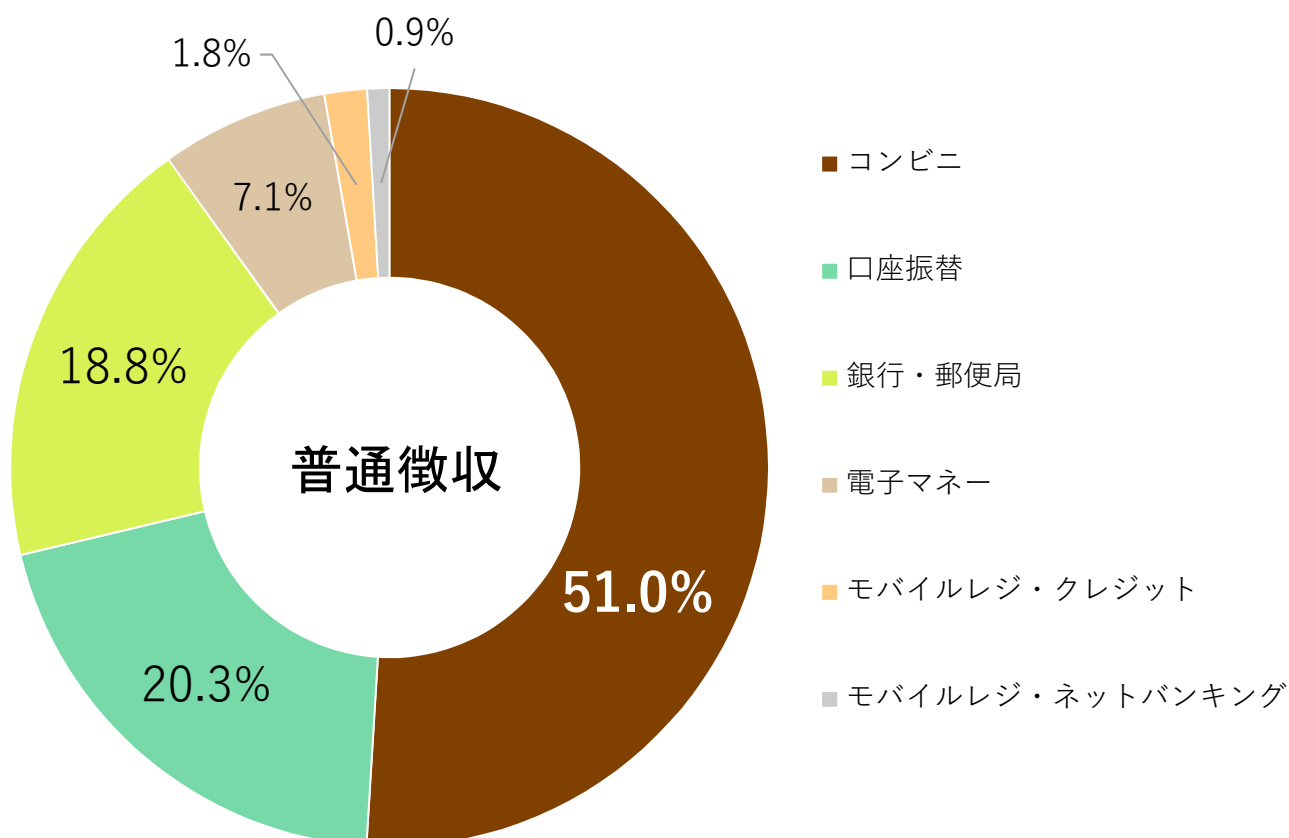
収納率向上のための取組み

いろいろな催告書

4-1

納税の方法

納税方法別の納付割合（令和4年度決算）



ココをcheck！



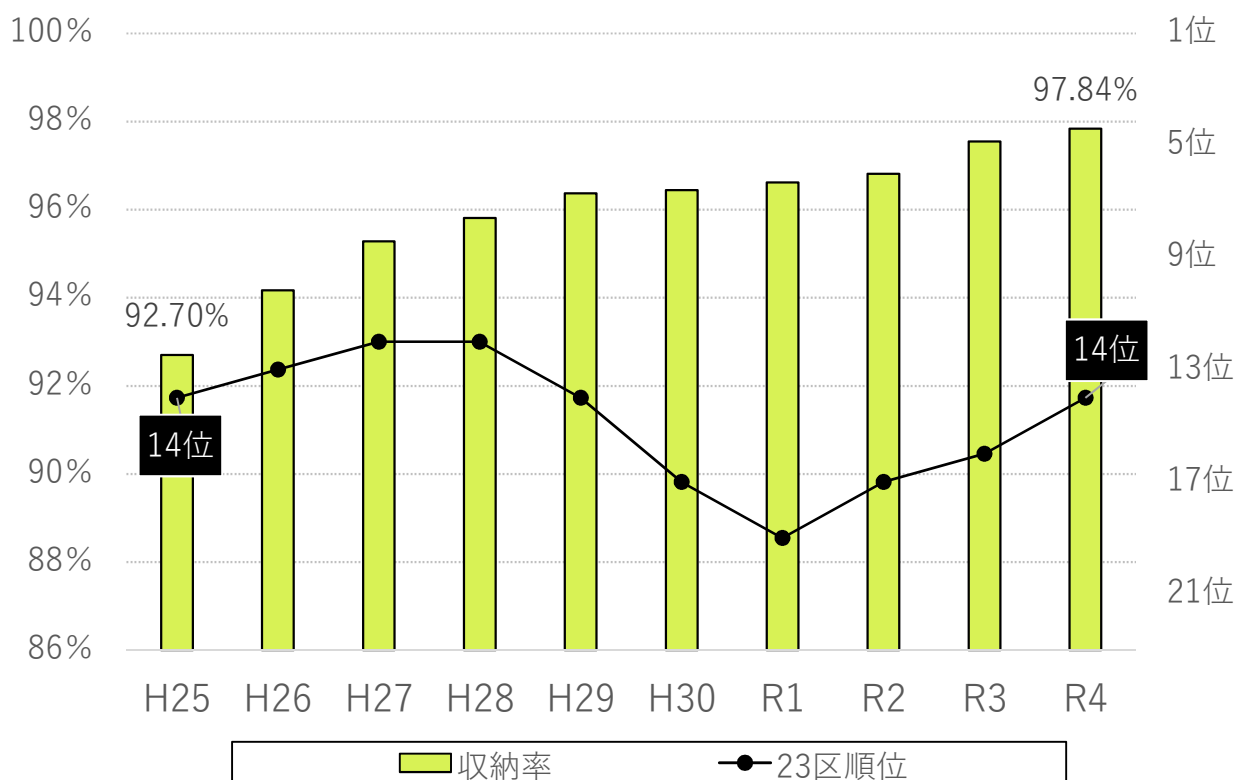
各納税方法によるメリット

- コンビニ : 24時間納付可能（外出先でも可能）
- 口座振替 : 自動引落とし、納付忘れ防止
- 電子マネー : スマホで簡単に納付可能
（アプリのダウンロード＆チャージが必要）
- モバイルレジ : スマホを介してインターネットバンキング、
クレジットカードでの納付が可能

4-2

収納率の推移

特別区民税収納率の推移



$$\text{収納率} = \text{収入額} \div \text{課税額} = 97.84\%$$



ココをcheck!



収納率向上のための主な取組み

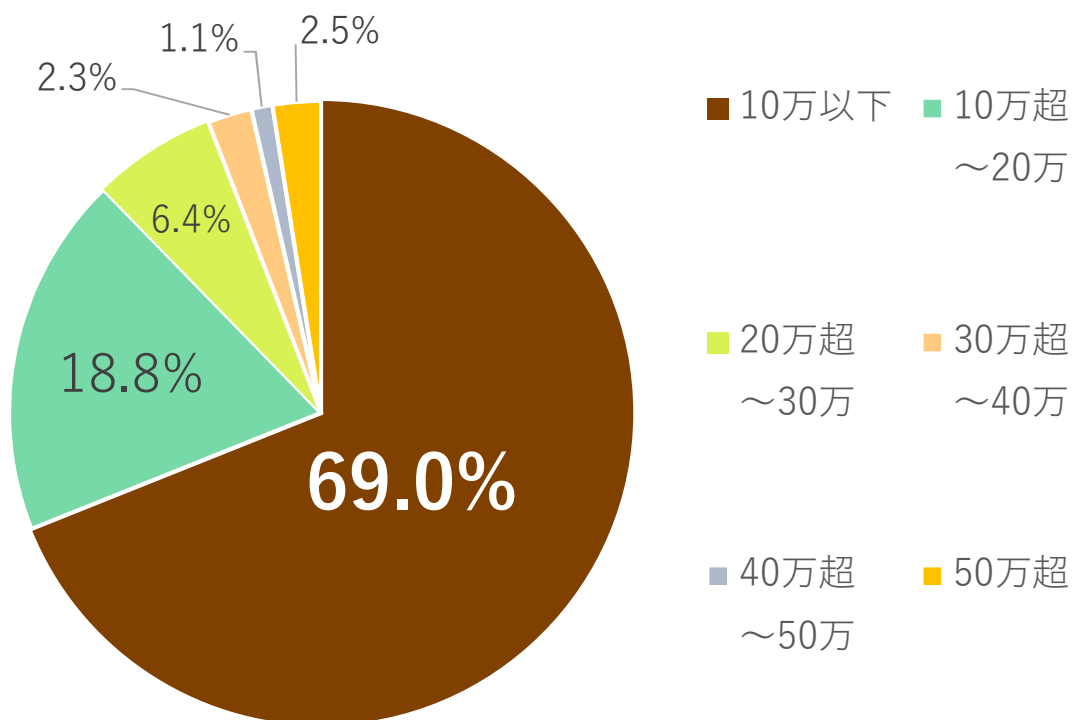
- 休日窓口の開設（毎月第2日曜日＊）
- 納付案内センターの活用（電話、訪問、SMS）
- 差押えの実施
- 収納チャネル拡大（モバイルレジ、電子マネーなど）

* 休館日の場合もあるため、事前にHPなどでご確認ください。

4-3

滞納額別の割合

滞納額別の滞納者の割合（令和5年度）



滞納者で最も多いのは滞納額10万円以下の人



ココをcheck!



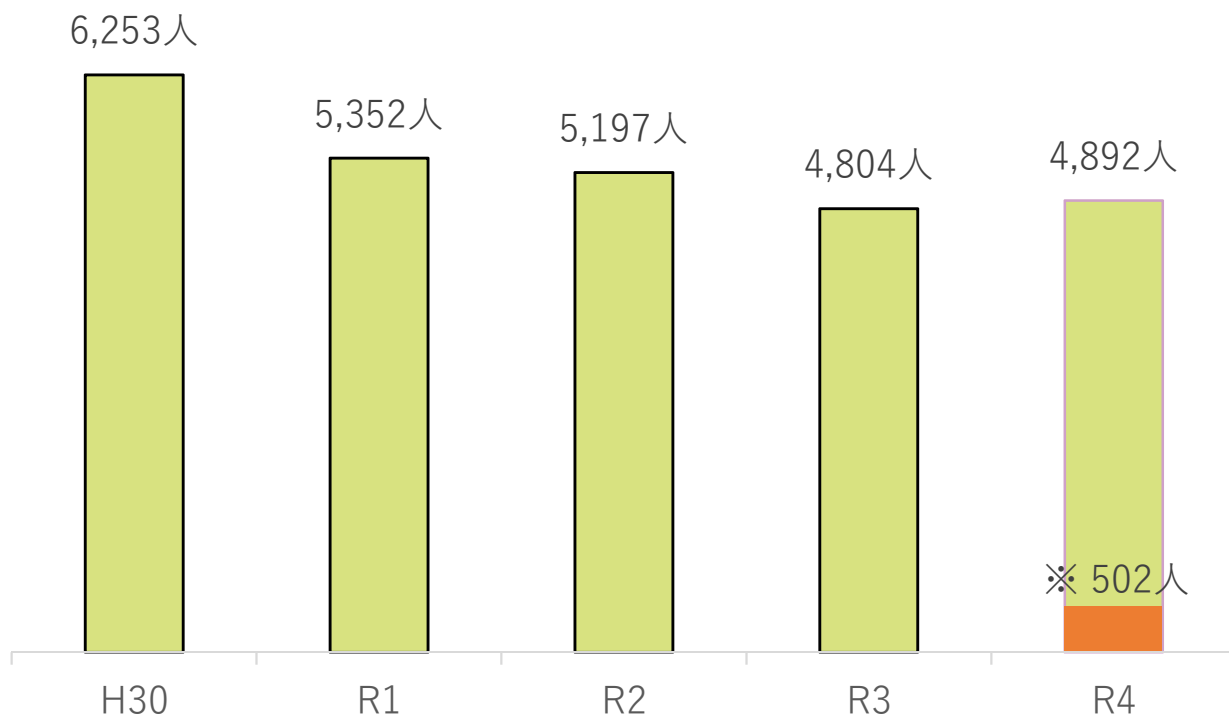
滞納の主な理由

- 収入減少（失業、倒産）
- 就労困難（ケガ、病気、高齢化）
- 失念（多忙、混同）
- 制度の複雑性（翌年課税、天引き）
- 出国（課税時転出）

4-4

分割納付と徴収猶予

分納誓約者数の推移



※うち電子申請による分納誓約者数(令和4年度から開始)



ココをcheck!



住民税は前年所得に課税されるため、収入があった時期と税を納付する時期にズレがあります。

納付が難しい場合には、区役所へご相談ください。

分割納付

生活状況をお聞きし、分割納付を検討します。

令和4年度から電話・来庁だけでなく、24時間申請可能な電子申請サービスをスタートしました。

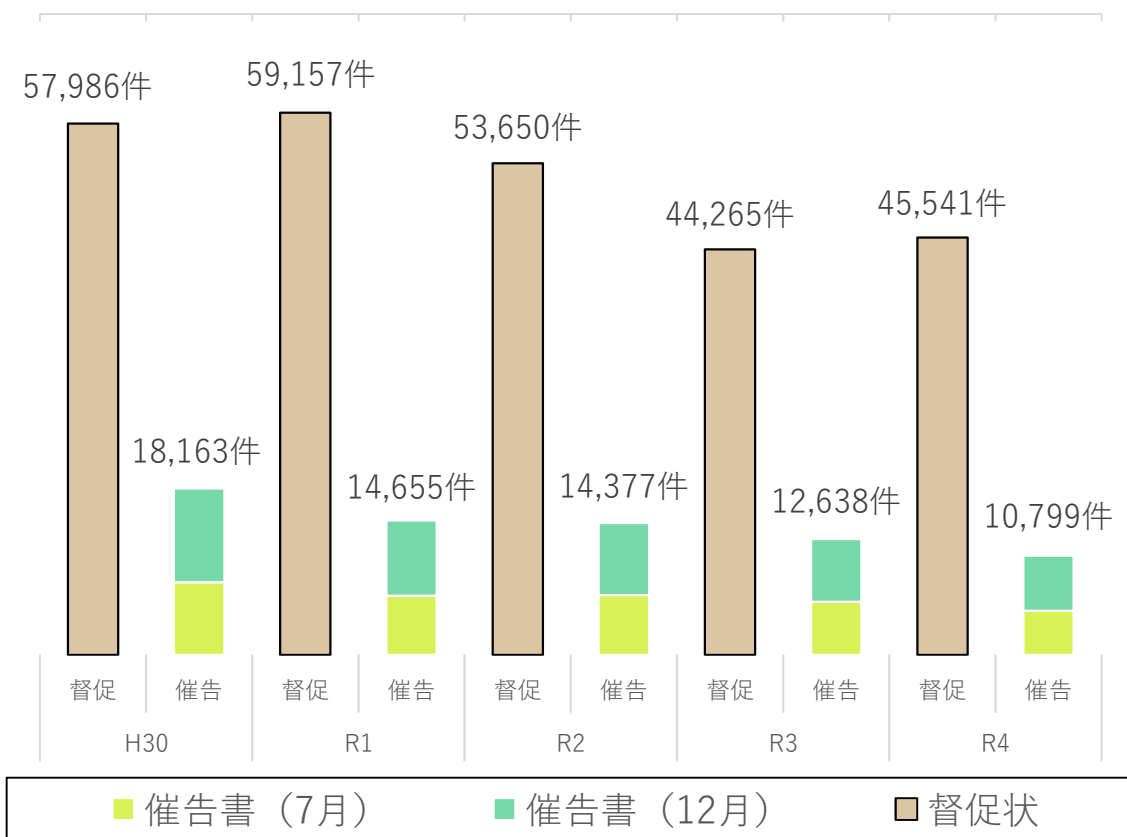
徴収猶予

天災・盗難・休廃業等の場合、1年に限り猶予ができます。

4-5

督促状と催告書

督促状・催告書発付数の推移(普通徴収分)



ココをcheck!



督促状

期限内に納付がない全ての方に発付。

催告書

督促後、納付のない方に発付。

7月催告：滞納繰越分のみ

9月催告：外国人のみ

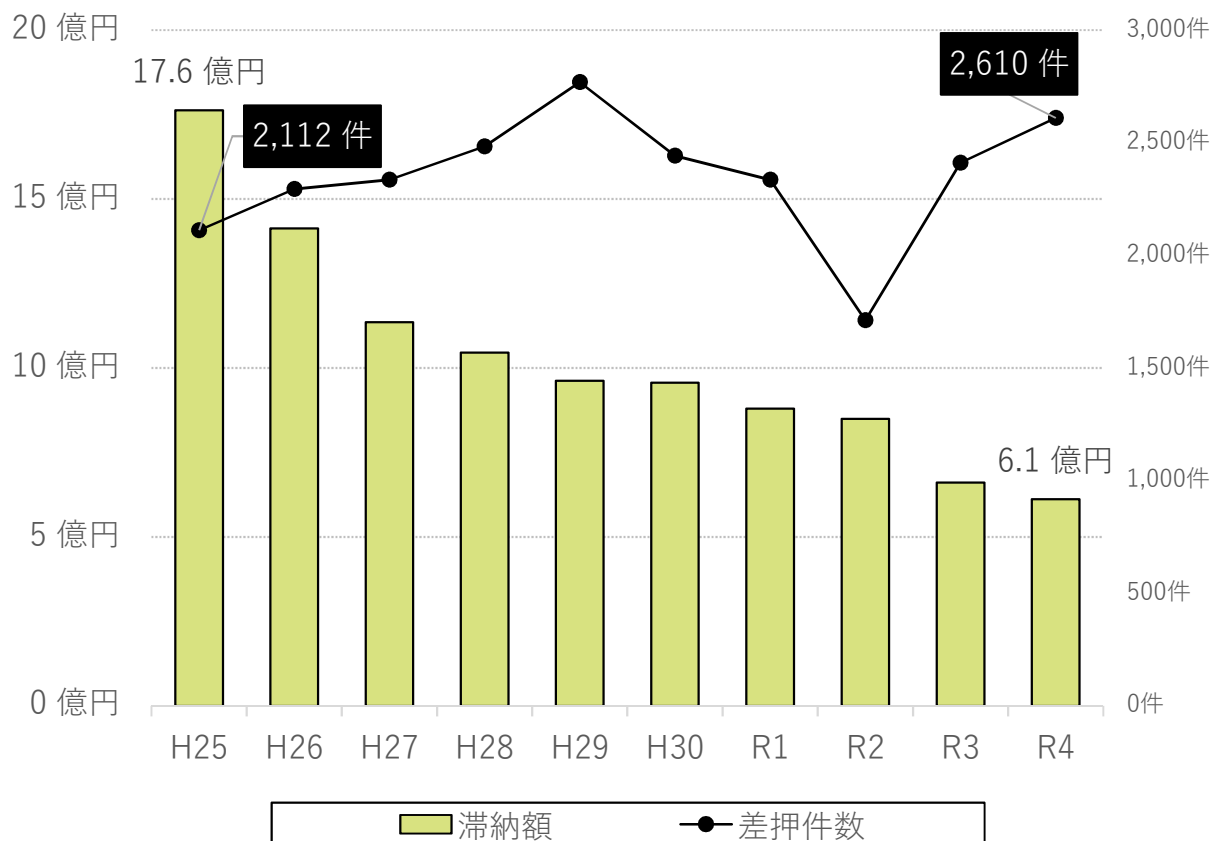
12月催告：滞納繰越分と現年度分（1期・2期）

2月催告：現年度分（1～3期）のみ

4-6

差押件数と滞納額

差押件数と滞納額の推移



ココをcheck!



滞納整理の主な取組み

- 財産調査、差押え
- 納税交渉（電話、窓口）

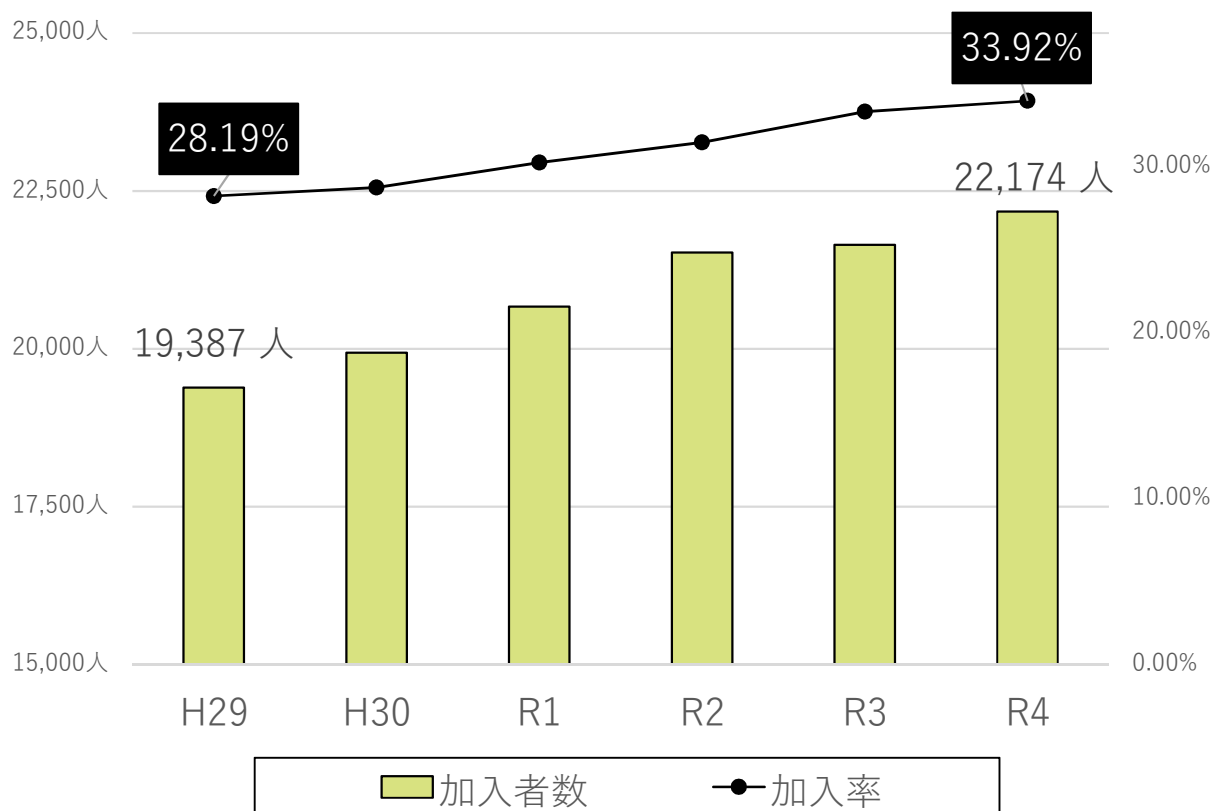
コロナ禍における対応

- 特例猶予（家計急変世帯など）
- 預金差押えの抑制（各種給付金）

4-7

口座振替の状況

口座振替加入者数（率）の推移



ココをcheck!



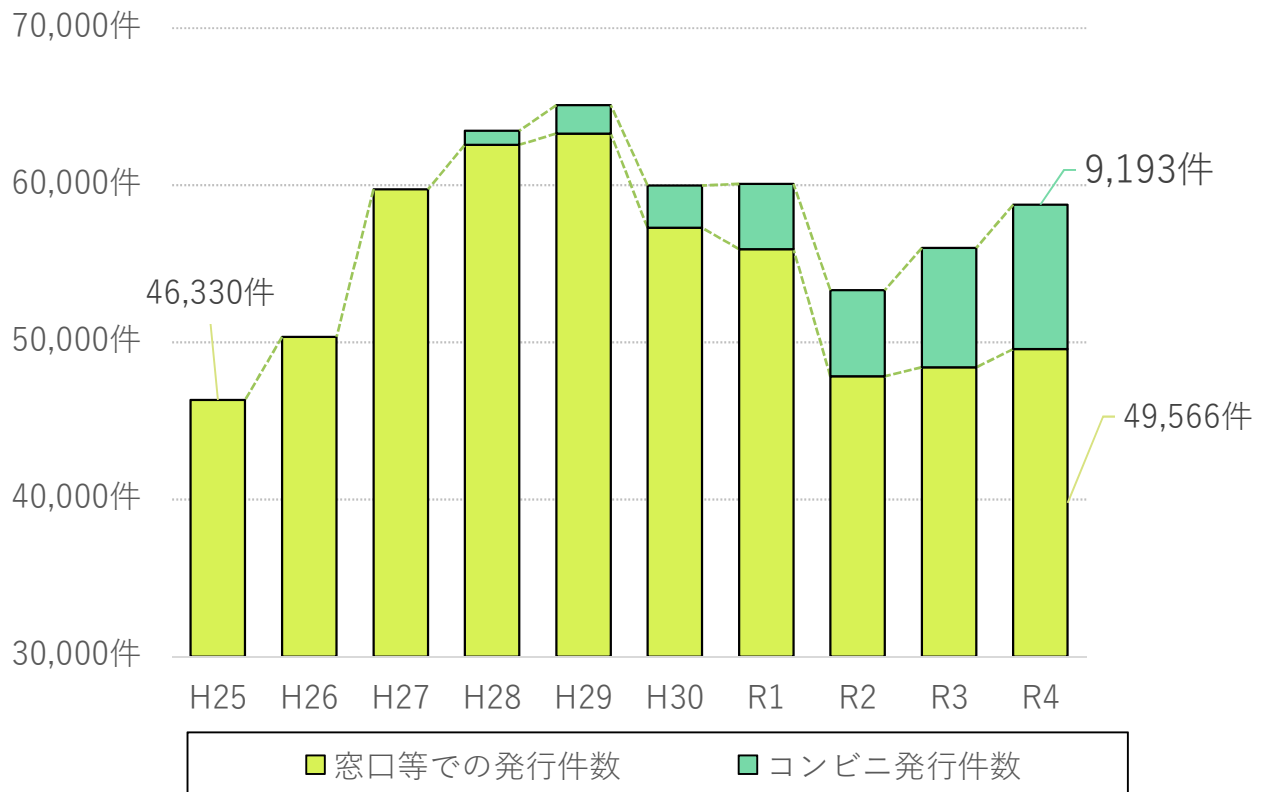
加入促進に向けた主な取組み

- 口座振替受付サービス（ペイジー）の導入
（区役所窓口でキャッシュカード持参で印鑑レス手続き可能）
（金融機関は限定、手続きができるのは口座名義本人のみ）
- 納税通知書に申込書を同封

4-8

税証明発行件数

税証明発行件数の推移



ココをcheck!



これまでの変遷

H28年：マイナンバーカードによるコンビニでの証明書発行開始
発行件数は年々増加傾向

R2年：手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入
(税務課窓口のみ)

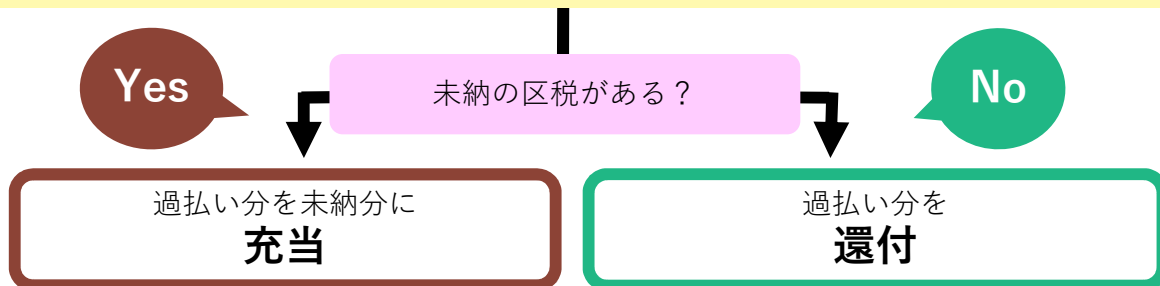
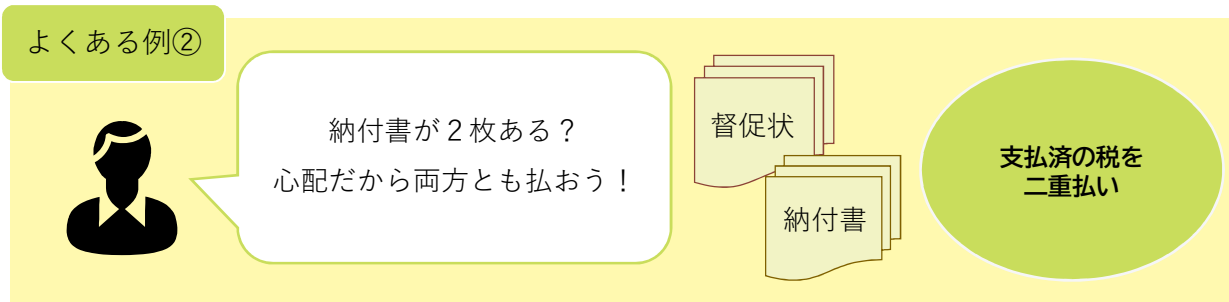
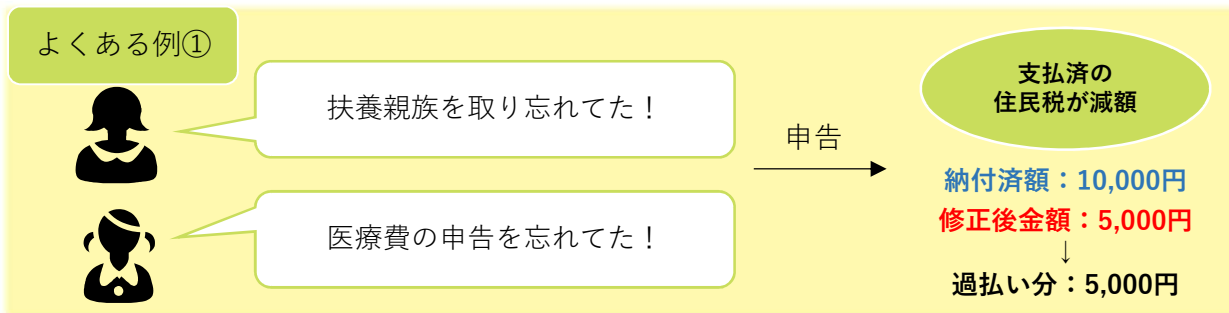
R4年：証明書郵送発行のオンライン申請開始

4-9

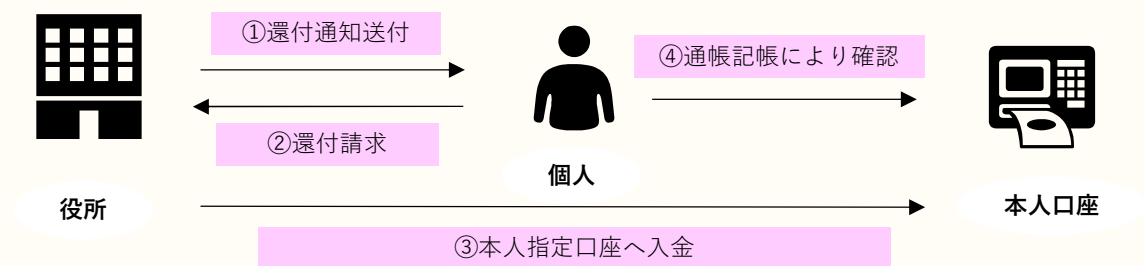
税金の還付とは



税金を払い過ぎたり、間違って払ってしまったときに過払い分を返すことです。



還付の流れ

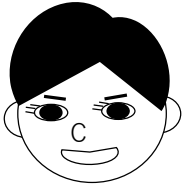


※ 入金まで1か月程度かかる場合があります。

小話
ちょこっとシマス



収納率向上のための取組み



豊島区では、携帯・スマホのショートメッセージ（SMS）を活用した催告・案内をしています。他にも、納付方法の拡大や外国語に対応できる相談員を配置して相談にあたるなど、丁寧な取組みを行っています。

収納対策事例

ショートメッセージサービス（SMS）による納付案内・催告

SMSとは、携帯/スマホの電話番号宛にメッセージを送る機能で、これを使って納付案内や催告をしています。

従来の訪問・電話・文書での案内と合わせて、より確実に情報を届けます。

イメージ



収納チャネルの拡大

クレジットカード（モバイルレジ）や電子マネー（LINE Pay、PayPay、d払い、au PAY、J-coin Pay、楽天ペイ）をご利用いただけます。

納付書のバーコードを読み込み、24時間いつでも納付できる便利な方法で納付を促します。

ベトナム語・中国語相談員による納付案内

近年、多くの外国籍の方が転入し、住民税を滞納するケースが増えています。

豊島区では、ベトナム語、中国語に対応できる職員を配置し、納付勧奨（電話）や相談通訳（窓口）等を行い、税の理解（制度、納付義務、納付方法）と滞納抑制を図っています。

分納の電子申請・多重債務者への納付相談

コロナ禍は今もなお、納税者の生活に大きく影響しています。

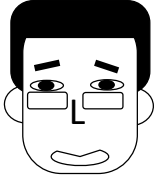
令和4年度より電子申請による分納の受付を実施。感染リスクの軽減や開庁時間を気にせずに申請することが可能になりました。

また、税務課と福祉総務課が連携し、多重債務等により納付困難な方や自立相談支援事業を受けている方へ、生活状況改善に向けた支援を実施。本人同意のもとで両課が情報共有し、生活状況改善プランに沿った納税相談を行っています。

小話
ちょこっとシマす

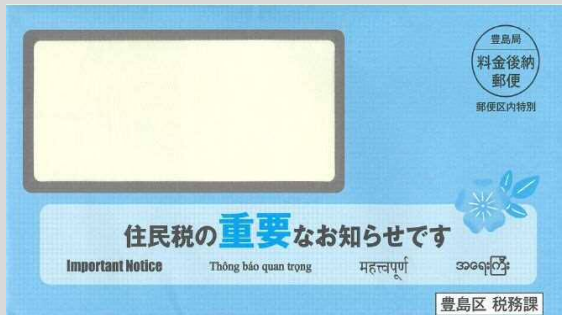


いろいろな催告書



豊島区では、年4回普通徴収住民税の滞納者を対象に一斉催告を行います。毎回担当職員が試行錯誤し、開封してもらえるような封筒を考えています。某TV番組でも取り上げられた封筒の一部をご紹介します。

封筒



目立つ封筒が届いたらすぐに内容を確認するようにしましょう！！

第5章

軽自動車税

- 1 軽自動車税（種別割）の概要
- 2 軽自動車税 台数・税収の推移
- 3 軽自動車税 収納率の推移
- 4 普通自動車と軽自動車の
保有台数比較
- 5 軽自動車の保有率（23区）

5-1

軽自動車税(種別割)の概要

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日に軽自動車・二輪車・原動機付自転車等を所有している方(法人を含む)にかかる税金です。

納税通知書は毎年5月中旬頃に発送され、納期限は5月末です。

自動車税と異なり、月割りで課税する制度がありません。4月2日以降に廃車や名義変更をして現在車両を所有していなくても、4月1日時点で登録があれば、その年度の軽自動車税(種別割)が1年分課税されます。



令和5年1月から、軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)が始まりました。

軽自動車検査協会が軽自動車税(種別割)の納付状況をオンラインで確認できるようになり、車検時の検査窓口での納税証明書提示が原則不要になります。これにより、納税者・市区町村双方の負担が軽減されます。



令和5年7月1日から、電動キックボードに新しいルールができました。

一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車(特定原付)として、新たな交通ルールが適用されます。

★利用にあたって★

- ・公道を走行するにあたり、①車両が保安基準に適合し、②ナンバープレートを取り付け、③自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- ・飲酒運転は禁止です。
- ・免許は不要ですが、16歳未満の運転は禁止です。
- ・安全利用のために乗車用ヘルメットを着用しましょう。(努力義務)



★特定原付とは★

次の①~⑥等を満たす電動キックボードです。

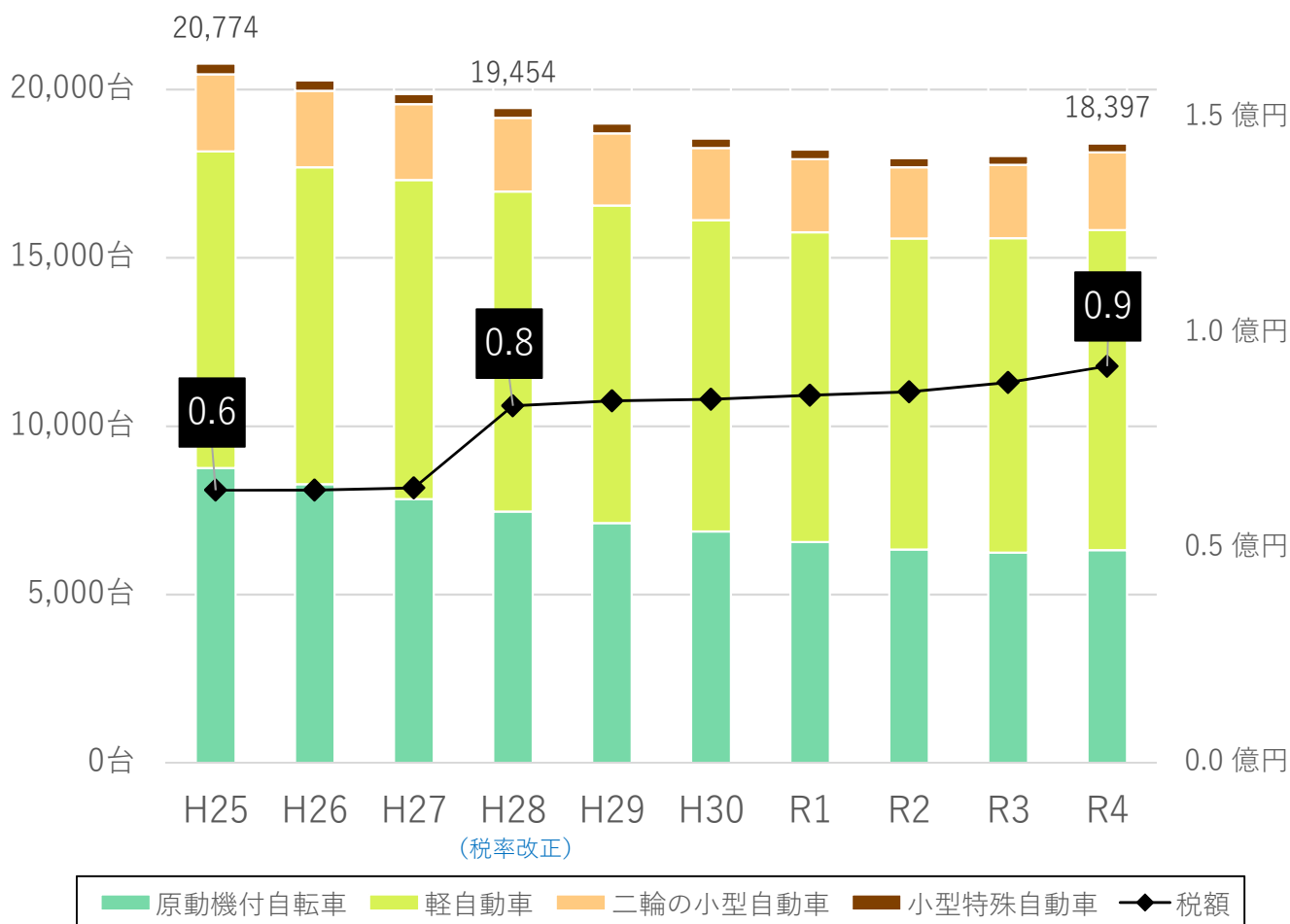
- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 車体が長さ190cm以下・幅60cm以下 | ④ オートマ(AT機構)である |
| ② 走行中に最高速度設定を変更できない | ⑤ 時速20kmを超える速度が出ない |
| ③ 原動機の定格出力が0.6キロワット以下 | ⑥ 最高速度表示灯が備えられている |

※①~⑥を満たさない場合、形状が電動キックボードでも一般原動機付自転車等に分類され、車両区分に応じた交通ルール(免許が必要など)が適用されます。

5-2

軽自動車税 台数・税収の推移

軽自動車税の登録台数及び課税額の推移



ココをcheck!



令和4年度の状況

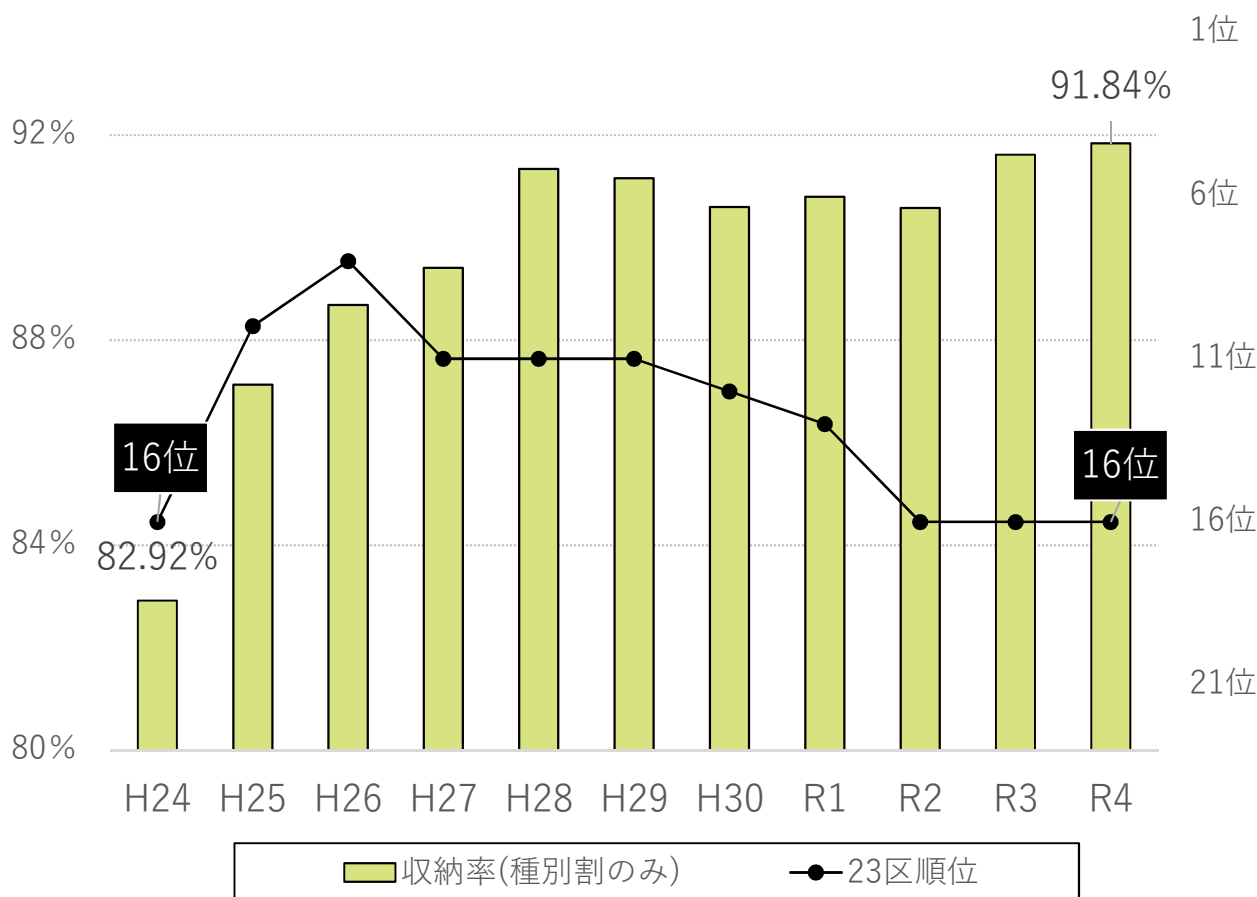
登録台数：約1.8万台
⇒ 微増

課税額：約9千万円
⇒ 継続的に微増（H28年の税率改定後）

5-3

軽自動車税 収納率の推移

収納率と納税義務者数の推移(23区) (令和4年度)



ココをチェック!

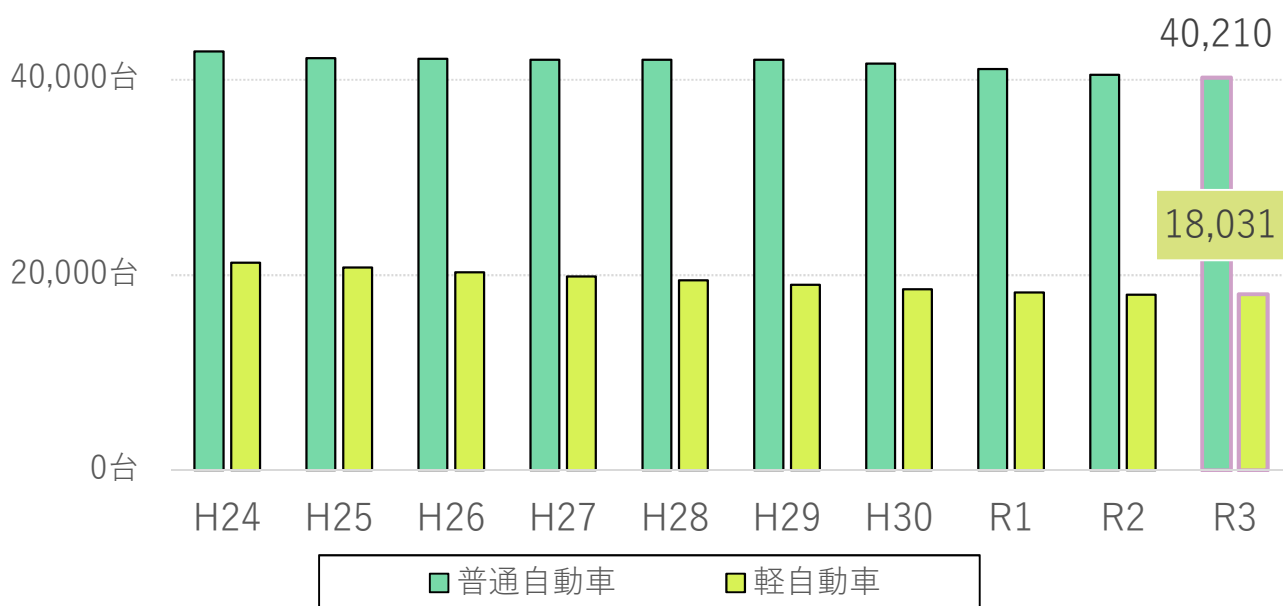


収納率向上の主な取組み

- 休日・夜間窓口の開設
- 差押えの適正実施
- 収納チャネル拡大
(電子マネー、モバイルレジクレジットをR2年から追加)

5-4

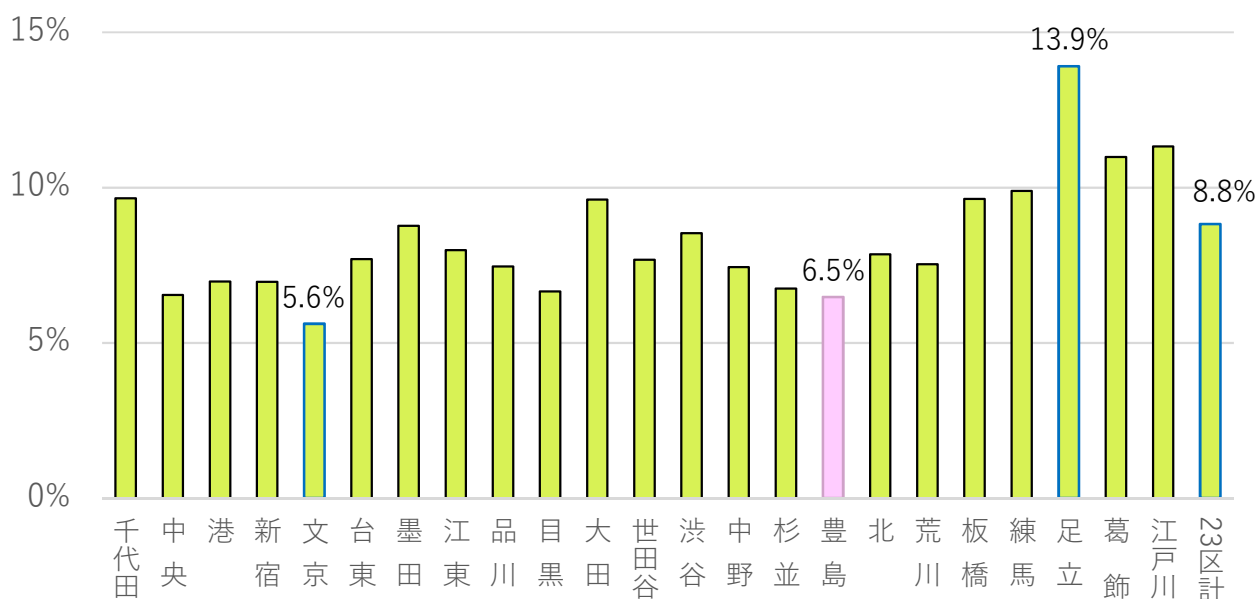
普通自動車と軽自動車の保有台数比較



おおむね 2:1 の比率

5-5

軽自動車の保有率(23区)



豊島区は軽自動車の保有率が他区より低い
(交通利便性が良く、人口密度も高いため)

第6章

たばこ・入湯税

1 たばこ税とは

2 たばこ税率の変遷

3 たばこ税の推移

4 たばこ税収（23区）

5 区税に占める割合（23区）

加熱式たばことは

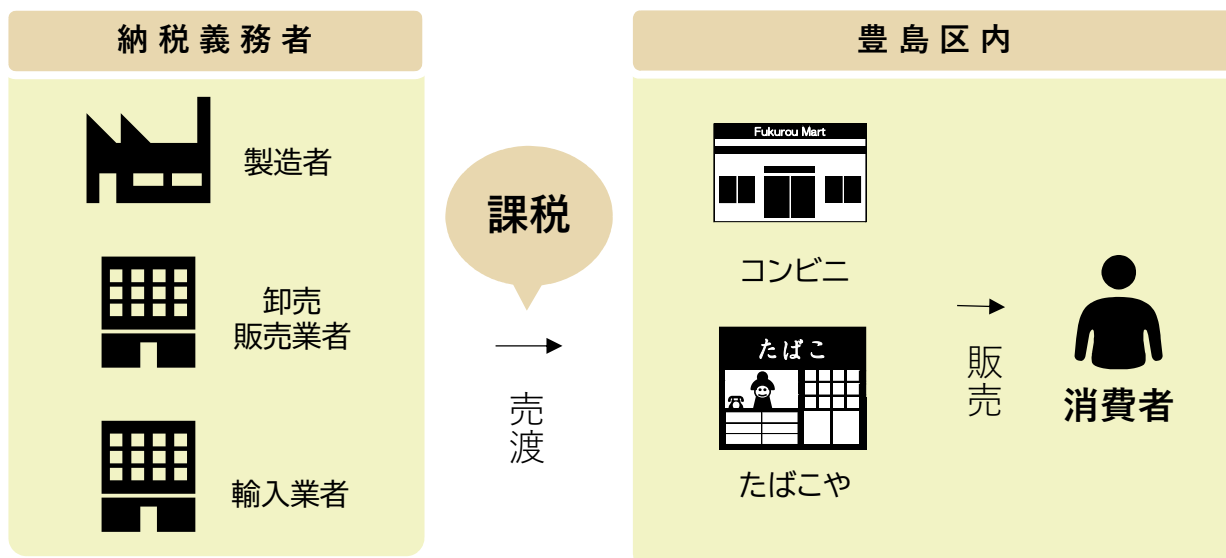
入湯税とは

6-1

たばこ税とは

納税義務者	たばこ製造者又は輸入業者・卸売販売業者
課税客体	小売販売業者に売り渡す製造たばこ
課税標準	売り渡した製造たばこの本数
納期限	売渡月の翌月末日（3月売渡分は4月末日まで）
税率	下記参照
徴収方法	申告納付

課税イメージ



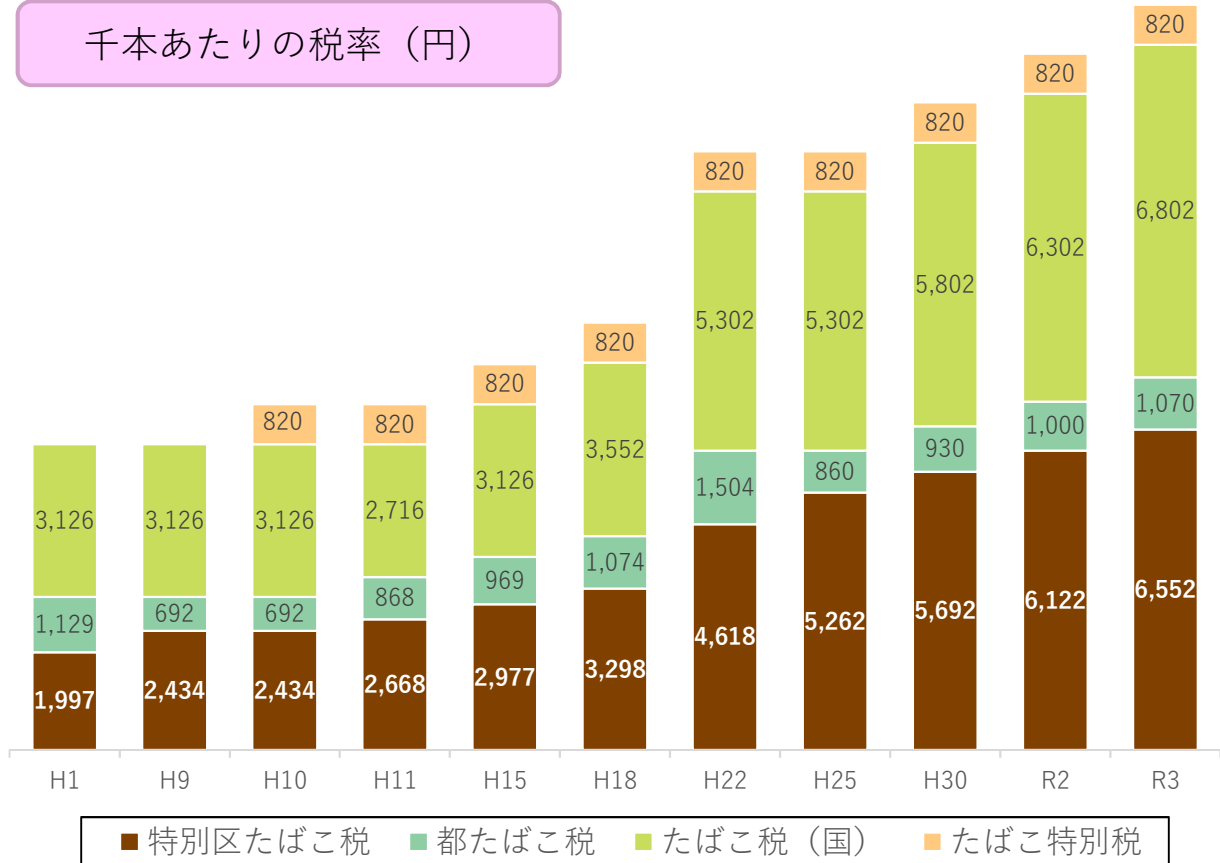
代表的な紙巻きたばこの税額（小売価格580円20本入り）

税の種類	1箱あたりの税額	1本当たりの税額
特別区たばこ税	131.04円	6.552円
都たばこ税	21.40円	1.070円
国たばこ税	136.04円	6.802円
たばこ特別税	16.40円	0.820円
消費税（地方消費税含む）	52.72円	2.636円
合計	357.60円	17.880円

6-2

たばこ税率の変遷

千本あたりの税率（円）



ココをチェック！



H1年：「たばこ税」創設(消費税創設時に旧来の「たばこ消費税」を改変)

H9年：都から区へ税源移譲(税率調整)

H10年：「たばこ特別税」(国税)創設

(旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用)

H11年：国から区・都へ税源移譲(税率調整)

H15年：税率改定。「手持ち品課税」実施(H15年/H18年/H22年)

H25年：都から区へ税源移譲(税率調整)

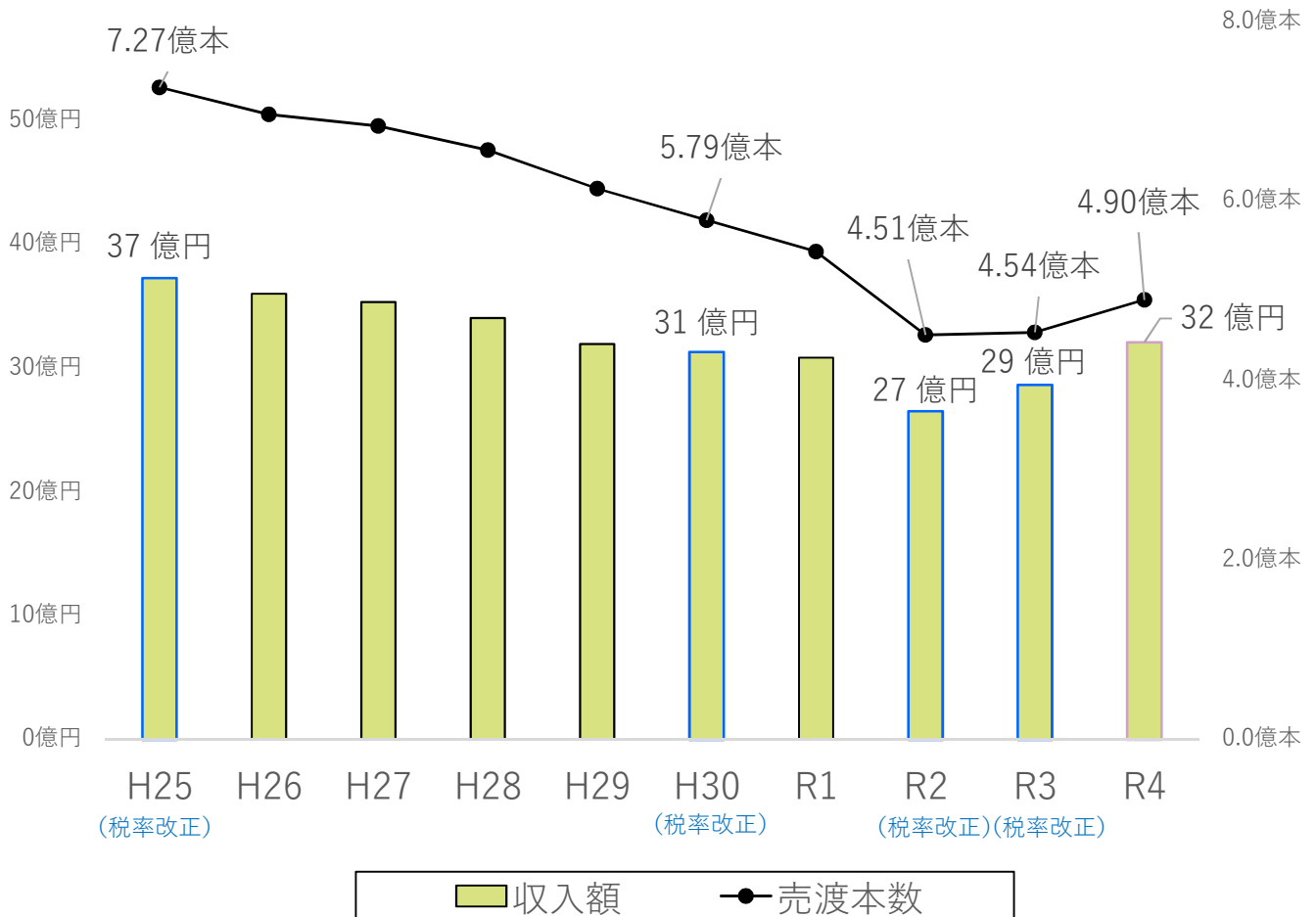
H30年：税率改定。「手持ち品課税」実施(H30年/R2年/R3年)

※ 手持ち品課税… 税率改正前に売渡しされた小売店の在庫(手持ち品)に対し、税率引上げに相当する課税を行い、同一の税負担を求めるもの。

6-3

たばこ税の推移

たばこ税の売渡本数と税収の推移



ココをcheck!



売渡本数 : 7.2億本 (H25年) → 4.9億本 (R4年)

税 収 : 37億円 (H25年) → 32億円 (R4年)

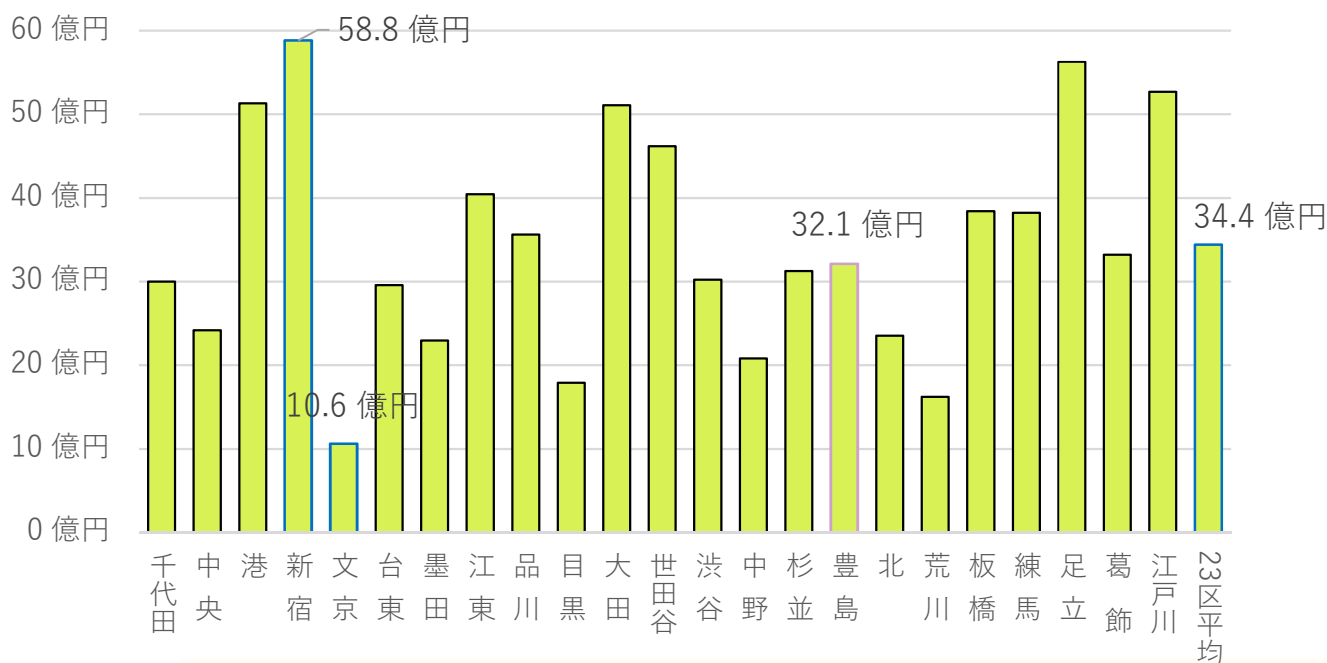
変動要因

- ▶ 喫煙率の低下、健康志向の高まり、コロナ禍など

6-4

たばこ税収(23区)

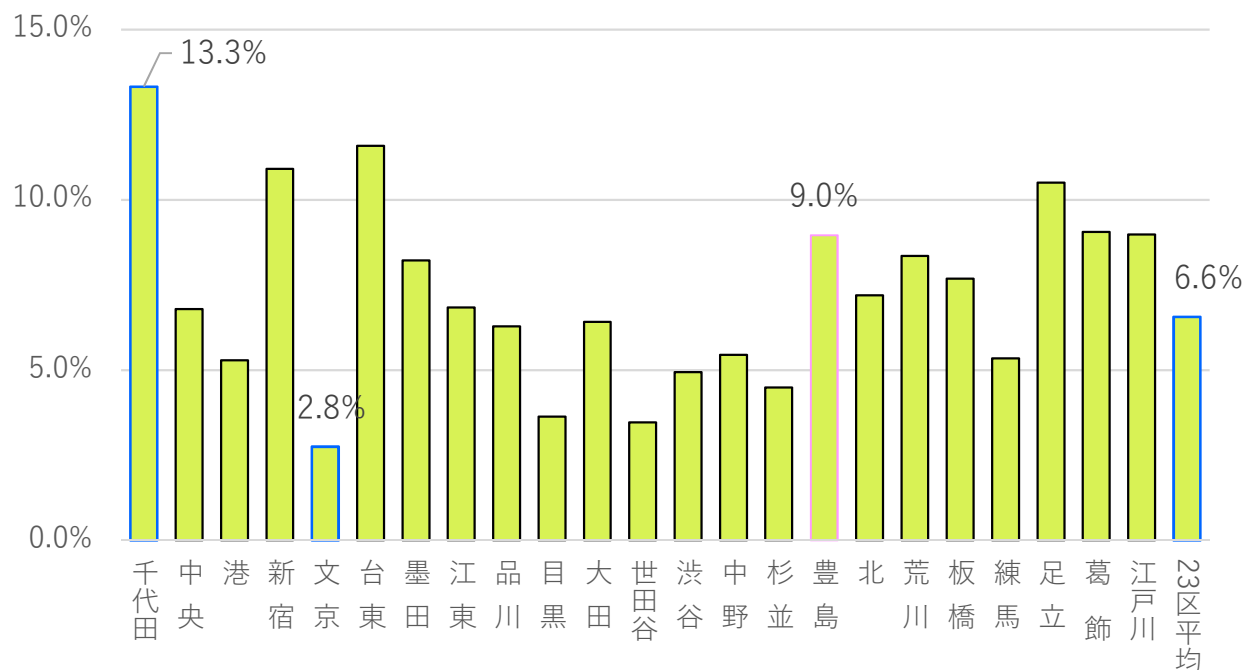
令和4年度決算



6-5

区税に占める割合(23区)

令和4年度決算



小話
ちょこっとシマす



加熱式たばことは

加熱式たばこは、たばこ葉を「燃やした煙」ではなく「加熱して発生する蒸気」を吸う製品です。新しいスタイルのたばことして、急速に広がっています。

加熱式たばこに対する課税は、紙巻たばこ(製造たばこ)を基準に、その重量を本数に換算していました。(1グラム=1本)

しかし、重量が少ない加熱式たばこでは紙巻たばこの間に税負担水準の差が出てしまいます。そこで、これを適正化するために、平成30年から5年をかけて「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に段階的に移行しました。

現在(令和4年10月1日以降)の本数換算方法

次のAとBの合計本数となります。

A 加熱式たばこの重量(フィルター等を除く。)0.4gを紙巻たばこ0.5本として換算した本数

例) 1箱8g \div 0.4g=20 20 \times 0.5本=10本 → 紙巻たばこ10本分として換算

B 加熱式たばこ1箱当たりの小売定価(消費税除く)を紙巻たばこ1本分の平均小売価格で割った数をもって紙巻たばこ0.5本として換算した本数

例) 1箱400円 \div 紙巻たばこ1本20円=20 20 \times 0.5本=10本 → 紙巻たばこ10本分として換算

小話
ちょこっとシマす



入湯税とは

入湯税とは、環境衛生や消防等の施設整備や観光振興の費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯に対して課す税です。

鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、1月分をまとめて翌月末日までに区に申告・納付します。

税率は、豊島区では入湯客1人1日につき150円です。

ただし、次の①～③の場合は課税が免除されます。

- ① 12歳未満の子ども
- ② 共同浴場・公衆浴場
- ③ 専ら日帰客の利用に供される施設で料金が1,200円以下

第7章

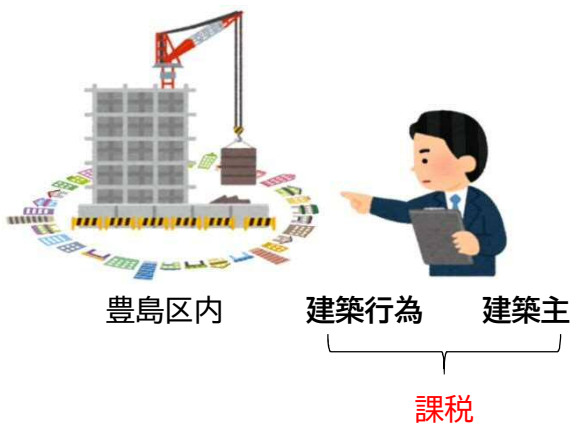
狭小住戸集合住宅税

- 1 狭小住戸集合住宅税の概要
- 2 税創設の経緯
- 3 税収の推移
- 4 効果の検証

7-1

狭小住戸集合住宅税の概要

課税対象	区内に狭小住戸(30㎡未満)が9戸以上ある集合住宅を建築する行為
納税義務者	課税対象となる集合住宅を建築する建築主
税率	対象住戸1戸につき50万円



30㎡未満の住戸数	30㎡以上の住戸数	税額
10戸	0戸	50万円×10戸=500万円
9戸	1戸	50万円×9戸=450万円
8戸	2戸	非課税

法律で規定

法定税

住民税、消費税、所得税など

自治体が独自に新設

法定外税

使い道に定めがある

目的税

宿泊税(東京都ほか)など

使い道に定めがない

普通税

狭小住戸集合住宅税

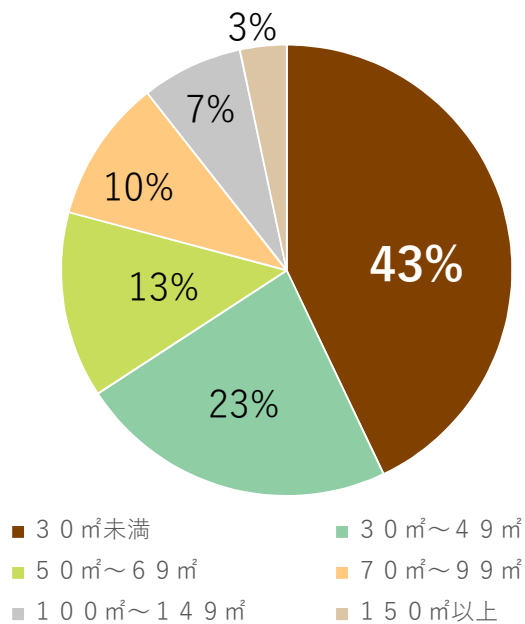
全国で豊島区のみ法定外税
使い道の指定がない普通税

7-2

税創設の経緯

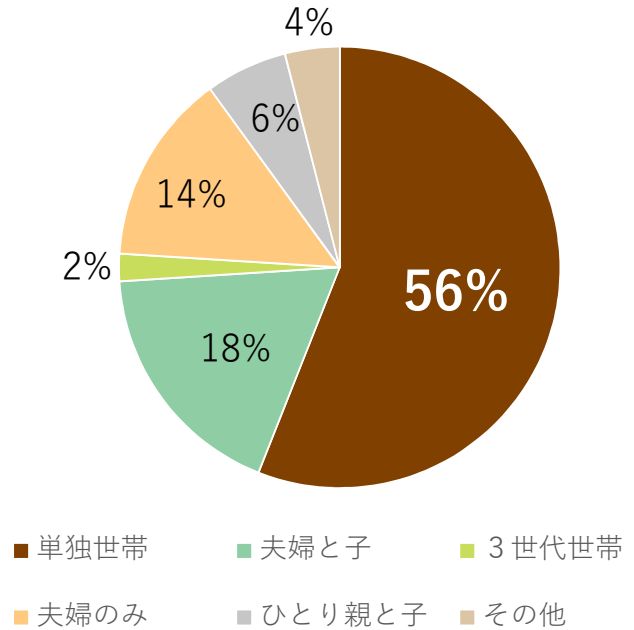
住宅ストックの偏り

〔H10年 住宅・土地統計調査〕



世帯構成の偏り

〔H12年 国勢調査〕



様々な問題が潜在…

- ① 良質な民間住宅（面積水準）が形成されにくくなる！？
- ② 定住人口がさらに減ってしまう！？
- ③ 地域コミュニティが希薄になり、相互扶助が弱ってしまう！？

課税による住宅ストックバランスの是正を検討

H14～15年…法定外税検討会議開催
 (学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表・区職員等による検討)

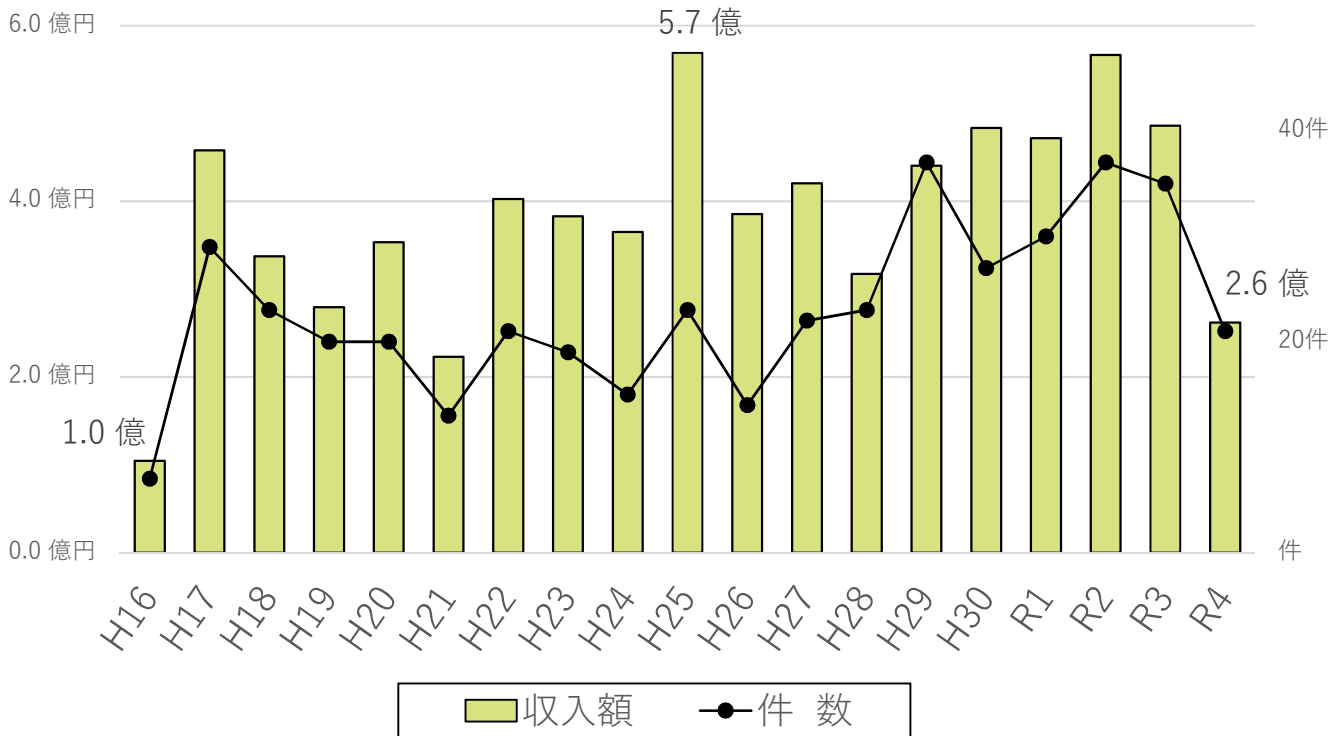
H16年3月…総務大臣による「狭小住戸集合住宅税」新設の同意
 // 6月…条例施行

本税は、条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっており、H20年、H25年、H30年に「税制度調査検討会議」を開催し、R5年度まで継続することが決定しています。

R5年度現在「税制度調査検討会議」によりR6年度以降の本税のあり方について、検討を行っています。

7-3

税収の推移



7-4

効果の検証

建築確認の申請数における比較

税施行前		税施行後
H11～15年	◀ Before	H16年～R4年
5年間の平均	After ▶	19年間の平均
課税対象の狭小住戸		課税対象の狭小住戸
1,069戸	22.8%減	825戸
全申請件数に占める割合		全申請件数に占める割合
34.1%	6.8pt減	27.3%

使用データ

表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

1-1	豊島区の収入	(令和4年度)
-----	--------	---------

(単位：千円)

歳入科目	金額	割合
特別区税	35,838,537	24.0%
地方譲与税	458,146	0.3%
利子割交付金	114,569	0.1%
配当割交付金	610,501	0.4%
株式等譲渡所得割交付金	469,824	0.3%
地方消費税交付金	8,666,913	5.8%
環境性能割交付金	116,163	0.1%
地方特例交付金	122,330	0.1%
特別区交付金	35,263,678	23.6%
交通安全対策特別交付金	25,668	0.0%
分担金及び負担金	1,079,837	0.7%
使用料及び手数料	3,319,218	2.2%
国庫支出金	33,856,608	22.7%
都支出金	12,350,691	8.3%
財産収入	469,166	0.3%
寄附金	424,031	0.3%
繰入金	8,688,451	5.8%
繰越金	2,716,555	1.8%
諸収入	4,259,534	2.9%
特別区債	479,000	0.3%
合計	149,329,420	100%

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

1-2	特別区（23区）の税収入	(令和4年度)
-----	--------------	---------

(単位：千円)

区名	特別区税収入	順位
千代田	22,504,047	22位
中央	35,639,508	18位
港	96,964,351	2位
新宿	53,938,970	10位
文京	38,575,490	14位
台東	25,509,635	21位
墨田	27,946,562	20位
江東	59,092,445	7位
品川	56,653,664	9位
目黒	49,323,164	13位
大田	79,559,020	3位
世田谷	133,415,932	1位
渋谷	61,228,657	6位
中野	38,153,538	15位
杉並	69,572,837	5位
豊島	35,838,537	17位
北	32,654,677	19位
荒川	19,423,988	23位
板橋	49,955,947	12位
練馬	71,511,170	4位
足立	53,545,141	11位
葛飾	36,655,020	16位
江戸川	58,639,858	8位
23区計	1,206,302,158	

1-3	税金などの使われ方
-----	-----------

令和5年度当初予算を1万円に置き換えると、このような使い道になります。

(単位：円)

使 用 道	金 額
高齢者・障害者福祉、生活保護など	2,906
保育園の運営、児童手当の給付など	2,138
幼稚園、小・中学校、放課後対策（子どもスキップ）など	822
まちづくり、防災など	809
広報、電算、その他区役所の運営など	690
環境対策、清掃、リサイクルなど	386
健康づくり、保健所の運営など	371
道路、自転車対策など	338
文化、スポーツ、図書館など	315
各基金の積立て（貯蓄）	283
区民ひろばの運営など	173
戸籍事務、区民事務所の運営など	169
公園・児童遊園、緑化など	168
借入金の返済	136
商工業・観光の振興、勤労者福祉など	125
税を集めるため	97
区議会の運営	47
選挙・監査	27

2-1	区税の内訳
2-2	区税収入の推移

(単位：千円)

年度	特別区民税	たばこ税	狭小住戸集合住宅税	軽自動車税	入湯税	合計
H25	25,486,393	3,728,698	582,000	63,377		29,860,468
H26	26,176,984	3,603,399	385,500	63,295		30,229,178
H27	27,100,249	3,535,425	420,500	63,281		31,119,455
H28	27,655,302	3,408,054	323,500	81,291		31,468,147
H29	28,447,064	3,195,981	440,500	82,993		32,166,538
H30	29,355,472	3,132,540	483,500	83,202		33,054,714
R1	30,433,810	3,086,765	472,000	86,775		34,079,350
R2	31,512,879	2,654,130	566,500	92,090		34,825,599
R3	31,074,072	2,867,447	486,000	94,414	9,418	34,531,351
R4	32,255,705	3,210,995	262,000	96,914	12,923	35,838,537

3-1	住民税とは
3-2	住民税の計算方法
3-3	人口と納税義務者数

年度	H30	R1	R2	R3	R4
人口(日本人)	258,101人	259,285人	260,574人	260,842人	259,142人
人口(外国人)	29,010人	30,223人	29,672人	26,458人	24,200人
人口(合計)	287,111人	289,508人	290,246人	287,300人	283,342人

年度	H30	R1	R2	R3	R4
納税義務者数(決算)	167,334人	170,483人	173,583人	172,016人	171,333人

※ 人口は各年1月1日時点

3-4	納税義務者数と課税額
-----	------------

年度	(単位：千円)	納税義務者数	(単位：千円)
	課税額 (現年課税分)		納税義務者 1人あたり 課税額
H25	25,381,087	146,570人	173
H26	26,062,905	150,184人	174
H27	27,045,304	153,344人	176
H28	27,734,112	158,558人	175
H29	28,506,262	163,558人	174
H30	29,471,598	167,334人	176
R1	30,548,190	170,483人	179
R2	31,678,068	173,583人	182
R3	31,025,144	172,016人	180
R4	32,305,739	171,333人	189

3-5	所得区分別 納税義務者数	(令和5年度)
-----	--------------	---------

所得区分	納税義務者数	割合
給与所得者	136,669人	83%
営業所得者	7,312人	4%
分離譲渡所得者	3,591人	2%
その他の所得者	16,888人	10%
合計	164,460人	100%

※ 7月1日現在

所得の種類	概要
給与所得	給与収入－給与所得控除 (給料・賃金・賞与など。パート・アルバイトによる収入も含む)
事業所得	事業収入－必要経費 (農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業)
利子所得	預貯金・公社債の利子などによる所得
配当所得	配当収入－借入金の利子 (株主が法人から受ける配当や、投資信託の収益の分配など)
譲渡所得	土地建物の譲渡収入－(取得費+譲渡費)→分離課税 土地建物以外の資産の譲渡収入－必要経費－特別控除→総合課税 株式等譲渡収入－(取得費+譲渡費+負債利子)→分離課税
不動産所得	不動産収入－必要経費 (家賃・地代・土地建物の権利金など)
一時所得	一時収入－必要経費－特別控除 (生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、懸賞当選、競馬・競輪の払戻)
退職所得	退職により勤務先から受ける退職手当などの所得
山林所得	山林収入－必要経費－特別控除 (山林の伐採や譲渡)
雑所得	上記のいずれにも該当しない所得 (公的年金、生命保険等の私的年金、本業以外の原稿料・印税・講演料等)

3-6(1) 課税標準段階別 納税義務者数構成比（豊島区）

【納税義務者数】

年度	200万円以下	200万円超 ～700万円	700万円超	合計
H26	79,420	51,760	10,258	141,438人
H27	80,670	53,214	10,738	144,622人
H28	83,621	54,954	11,319	149,894人
H29	86,560	56,464	11,682	154,706人
H30	87,632	58,333	12,387	158,352人
R1	88,262	60,404	12,841	161,507人
R2	87,845	62,544	13,264	163,653人
R3	87,288	62,074	13,574	162,936人
R4	84,056	63,580	14,852	162,488人
R5	82,802	66,123	15,535	164,460人

【所得割課税額】

（単位：千円）

200万円以下	200万円超 ～700万円	700万円超	合計
4,876,334	10,815,046	9,417,788	25,109,168
4,951,074	11,173,828	9,963,306	26,088,208
5,088,987	11,395,327	10,201,132	26,685,446
5,357,660	11,636,320	10,424,250	27,418,230
5,525,386	11,931,047	10,917,770	28,374,203
5,584,071	12,235,045	11,628,623	29,447,739
5,544,617	12,630,375	12,235,877	30,410,869
5,439,827	12,409,785	11,920,129	29,769,741
5,353,850	12,756,633	12,854,603	30,965,086
5,252,281	13,196,520	13,421,886	31,870,687

※ 各年7月1日現在

【納税義務者数】（割合）

年度	200万円以下	200万円超 ～700万円	700万円超	合計
H26	56.2%	36.6%	7.3%	100%
H27	55.8%	36.8%	7.4%	100%
H28	55.8%	36.7%	7.6%	100%
H29	56.0%	36.5%	7.6%	100%
H30	55.3%	36.8%	7.8%	100%
R1	54.6%	37.4%	8.0%	100%
R2	53.7%	38.2%	8.1%	100%
R3	53.6%	38.1%	8.3%	100%
R4	51.7%	39.1%	9.1%	100%
R5	50.3%	40.2%	9.4%	100%

【所得割課税額】（割合）

200万円以下	200万円超 ～700万円	700万円超	合計
19.4%	43.1%	37.5%	100%
19.0%	42.8%	38.2%	100%
19.1%	42.7%	38.2%	0%
19.5%	42.4%	38.0%	100%
19.5%	42.0%	38.5%	100%
19.0%	41.5%	39.5%	100%
18.2%	41.5%	40.2%	100%
18.3%	41.7%	40.0%	100%
17.3%	41.2%	41.5%	100%
16.5%	41.4%	42.1%	100%

※ パーセンテージは、表示単位未満四捨五入のため、合計値に一致しないことがあります。

3-6(2) 課税標準段階別 納税義務者数構成比 (23区) (令和5年度)

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
千代田	12,232	29.8	18,139	44.1	10,738	26.2	41,109	100
中央	35,043	33.3	47,565	45.3	22,508	21.5	105,116	100
港	49,982	33.6	58,725	39.5	39,881	26.8	148,588	100
新宿	84,771	44.9	78,276	41.5	25,566	13.6	188,613	100
文京	50,398	38.5	56,500	43.2	23,899	18.3	130,797	100
台東	57,603	47.2	54,046	44.3	10,295	8.4	121,944	100
墨田	80,627	49.5	72,727	44.7	9,481	5.8	162,835	100
江東	138,027	46.8	127,547	43.3	29,261	9.8	294,835	100
品川	105,676	44.1	106,572	44.4	27,605	11.4	239,853	100
目黒	69,153	42.1	68,772	41.8	26,409	16.1	164,334	100
大田	217,994	52.0	170,385	40.7	30,491	7.3	418,870	100
世田谷	236,761	46.2	205,072	40.0	70,520	13.7	512,353	100
渋谷	53,988	39.7	56,098	41.3	25,794	19.0	135,880	100
中野	100,286	51.5	79,145	40.7	15,224	7.8	194,655	100
杉並	164,321	50.0	131,655	40.0	32,770	10.0	328,746	100
豊島	82,802	50.3	66,123	40.2	15,535	9.4	164,460	100
北	103,116	53.1	79,859	41.1	11,234	5.8	194,209	100
荒川	62,485	54.3	45,881	39.9	6,733	5.8	115,099	100
板橋	175,335	56.8	117,601	38.1	15,662	5.1	308,598	100
練馬	211,506	53.6	154,571	39.2	28,465	7.2	394,542	100
足立	210,552	59.9	127,313	36.2	13,661	3.9	351,526	100
葛飾	141,746	59.0	88,896	37.0	9,639	3.9	240,281	100
江戸川	203,933	57.0	135,845	38.0	17,804	5.1	357,582	100
23区計	2,648,337	49.8	2,147,313	40.4	519,175	9.8	5,314,825	100

※ 7月1日現在

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

3-6(3) 課税標準段階別 所得割額 (23区) (令和5年度)

区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
千代田	1,009,843	5.1	4,039,579	20.5	14,634,471	74.3	19,683,893	100
中央	2,469,003	7.4	10,438,320	31.2	20,511,233	61.4	33,418,556	100
港	4,232,496	4.9	13,557,132	15.6	69,239,577	79.6	87,029,205	100
新宿	5,597,217	11.9	16,315,934	34.6	25,225,672	53.5	47,138,823	100
文京	3,463,842	9.2	12,100,185	32.2	22,055,835	58.6	37,619,862	100
台東	3,741,563	16.6	10,956,827	48.6	7,867,501	34.9	22,565,891	100
墨田	5,000,074	19.5	14,022,479	54.7	6,602,909	25.8	25,625,462	100
江東	8,436,099	15.1	25,823,877	46.1	21,723,191	38.8	55,983,167	100
品川	6,948,486	13.3	21,779,799	41.6	23,573,076	45.1	52,301,361	100
目黒	4,859,055	10.1	14,659,072	30.5	28,487,952	59.3	48,006,079	100
大田	13,660,607	18.6	33,461,682	45.5	26,457,458	36.0	73,579,747	100
世田谷	15,477,654	12.1	42,933,783	33.7	68,993,057	54.2	127,404,494	100
渋谷	4,127,872	6.9	12,169,199	20.4	43,337,504	72.7	59,634,575	100
中野	6,326,886	18.2	15,745,355	45.3	12,720,410	36.6	34,792,651	100
杉並	10,504,206	15.9	26,510,238	40.2	28,856,344	43.8	65,870,788	100
豊島	5,252,281	16.5	13,196,520	41.4	13,421,886	42.1	31,870,687	100
北	6,139,929	20.7	15,476,664	52.2	8,058,874	27.2	29,675,467	100
荒川	3,675,392	21.0	8,899,939	50.8	4,936,176	28.2	17,511,507	100
板橋	10,686,001	23.7	22,427,442	49.6	12,070,310	26.7	45,183,753	100
練馬	12,815,446	19.4	30,655,116	46.4	22,560,948	34.2	66,031,510	100
足立	12,226,612	26.0	23,918,148	50.9	10,870,782	23.1	47,015,542	100
葛飾	8,211,675	25.4	16,852,189	52.1	7,267,133	22.5	32,330,997	100
江戸川	11,993,845	23.2	26,173,893	50.5	13,619,475	26.3	51,787,213	100
23区計	166,856,084	15.0	432,113,372	38.9	513,091,774	46.1	1,112,061,230	100

※ 7月1日現在

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

3-7	納税義務者の年齢構成	(令和5年度)
-----	------------	---------

年 齢	人 数	納税者数割合	(単位：円)	
			課税額(区民税)	課税額割合
20代	26,549人	15.5%	2,616,179,900	8.1%
30代	39,913人	23.3%	6,302,173,900	19.4%
40代	35,466人	20.7%	7,909,144,000	24.4%
50代	30,450人	17.8%	7,823,618,000	24.1%
60代	17,832人	10.4%	4,498,810,200	13.9%
70代	12,987人	7.6%	2,146,312,300	6.6%
80代	6,132人	3.6%	877,611,300	2.7%
その他	1,810人	1.1%	296,826,400	0.8%

※ 7月1日現在の現年課税分の人数・金額

3-8	ふるさと納税とは
3-9	ふるさと納税の推移

寄附した年	控除適用年度	利用者数 (豊島区内)	(単位：千円)	
			ふるさと納税額 (豊島区民→他自治体)	区の控除額 (減収額)
H25	H26	667人	61,263	19,282
H26	H27	2,088人	165,943	63,119
H27	H28	6,370人	922,564	382,527
H28	H29	11,297人	1,523,634	649,232
H29	H30	15,091人	2,110,171	865,612
H30	R1	19,822人	2,780,232	1,189,707
R1	R2	20,980人	2,871,094	1,243,702
R2	R3	27,937人	3,576,167	1,574,041
R3	R4	34,489人	4,428,595	1,940,599
R4	R5	39,712人	5,181,926	2,272,918

※各年7月1日現在の人数・金額

4-1	納税の方法	(令和4年度)
-----	-------	---------

普通徴収	件数	割合
コンビニ	106,790件	51.0%
口座振替	42,584件	20.3%
銀行・郵便局	39,380件	18.8%
電子マネー	14,978件	7.1%
モバイルレジ・クレジット	3,819件	1.8%
モバイルレジ・ネットバンキング	1,970件	0.9%
合計	209,521件	100%

4-2	区民税収納率の推移
-----	-----------

年度	現年課税分		滞納繰越分		合計	
	収納率	23区順位	収納率	23区順位	収納率	23区順位
H25	97.59%	16位	33.96%	8位	92.70%	14位
H26	98.00%	14位	36.55%	8位	94.17%	13位
H27	98.29%	16位	37.05%	8位	95.28%	12位
H28	98.15%	18位	38.41%	11位	95.81%	12位
H29	98.19%	20位	45.11%	8位	96.37%	14位
H30	98.22%	21位	42.26%	11位	96.44%	17位
R1	98.36%	18位	40.57%	15位	96.62%	19位
R2	98.35%	20位	40.93%	13位	96.81%	17位
R3	98.95%	17位	45.23%	12位	97.55%	16位
R4	98.92%	16位	45.17%	9位	97.84%	14位

4-3 滞納者の年齢別及び滞納額別の割合

【年齢別割合】

区分 \ 年代	30未満	30代	40代	50代	60代以上	計
滞納者数	2,582人	2,155人	1,179人	867人	703人	7,486人
割合	34.5%	28.8%	15.7%	11.6%	9.4%	100%

【滞納額別割合】

区分 \ 金額	10万以下	10万超 ~20万	20万超 ~30万	30万超 ~40万	40万超 ~50万	50万超	計
滞納者数	5,163人	1,409人	478人	170人	79人	187人	7,486人
割合	69.0%	18.8%	6.4%	2.3%	1.1%	2.5%	100.1%

※ 上記数値は令和5年8月29日現在で、令和4年度以前の滞納について抽出したもの。

4-4 分納誓約者数の推移

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
分納誓約者数	6,253人	5,352人	5,197人	4,804人	4,892人
うち電子分納					502人

4-5 督促状、催告書（発付・収納件数）の推移

【督促状（各年度合計）】（普通徴収分のみ）（単位:件）

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
発付数	57,986	59,157	53,650	44,265	45,541
収納件数	32,016	31,300	25,817	27,109	27,638
収納率 (件数ベース)	55.2%	52.9%	48.1%	61.2%	60.7%

【催告書（各発付期ごとの集計）】

区分 \ 年度	R2.7月	R2.12月	R3.7月	R3.12月	R4.7月	R4.12月	R5.7月
発付人数	6,505人	7,872人	5,787人	6,851人	4,816人	5,983人	4,426人
納付人数(※)	587人	915人	976人	1,302人	805人	1,003人	680人
収納率 (件数ベース)	9.0%	11.6%	16.9%	19.0%	16.7%	16.8%	15.4%

※ R1.12月以降は、より正確な数値を抽出するため、催告に反応し催告書以外の納付書で納めた人も含めている。

4-6 差押件数の推移

(単位：千円)

年度	差押件数	滞納繰越額 (特別区税)
H25	2,112件	1,763,397
H26	2,294件	1,413,276
H27	2,336件	1,135,757
H28	2,484件	1,045,664
H29	2,769件	961,754
H30	2,442件	956,508
R1	2,336件	880,163
R2	1,712件	849,344
R3	2,411件	660,632
R4	2,610件	611,272

4-7 □座振替加入者数・加入率の推移

【□座振替加入者数】

年度	加入者数	加入率
H29	19,387人	28.19%
H30	19,941人	28.70%
R1	20,671人	30.22%
R2	21,523人	31.42%
R3	21,649人	33.28%
R4	22,174人	33.92%

※ □座振替加入率：現年課税分(普通徴収)の納税義務者数に占める□座振替加入者数の割合。

4-8 税証明発行件数の推移

年度	窓口等での発行件数	コンビニ発行件数	全体の発行件数
H25	46,330件		46,330件
H26	50,357件		50,357件
H27	59,750件		59,750件
H28	62,577件	900件	63,477件
H29	63,292件	1,808件	65,100件
H30	57,299件	2,677件	59,976件
R1	55,930件	4,164件	60,094件
R2	47,849件	5,476件	53,325件
R3	48,417件	7,592件	56,009件
R4	49,580件	9,193件	58,773件

5-1	軽自動車税（種別割）の概要
5-2	軽自動車税 台数・税収の推移

(単位：台) (単位：千円)

年度	台数					軽自動車税額計 (種別割のみ)
	原動機付自転車	軽自動車	二輪の小型自動車	小型特殊自動車	計	
H24	9,172	9,440	2,333	334	21,279	63,322
H25	8,755	9,408	2,288	323	20,774	63,390
H26	8,278	9,409	2,277	309	20,273	63,430
H27	7,838	9,473	2,258	300	19,869	63,896
H28	7,469	9,501	2,186	298	19,454	83,003
H29	7,123	9,430	2,142	295	18,990	84,170
H30	6,879	9,239	2,145	290	18,553	84,557
R1	6,565	9,199	2,166	283	18,213	85,455
R2	6,342	9,230	2,118	279	17,969	86,283
R3	6,244	9,341	2,177	269	18,031	88,405
R4	6,317	9,507	2,306	267	18,397	92,211

5-3	軽自動車税 収納率の推移
-----	--------------

年度	収納率(種別割のみ)	23区順位
H24	82.92%	16位
H25	87.13%	10位
H26	88.69%	8位
H27	89.41%	11位
H28	91.34%	11位
H29	91.16%	11位
H30	90.60%	12位
R1	90.80%	13位
R2	90.58%	16位
R3	91.62%	16位
R4	91.84%	16位

※ 現年課税分+滞納繰越分

5-4	普通自動車と軽自動車保有の台数比較
-----	-------------------

(単位：台)

年度	普通自動車	軽自動車
H24	42,883	21,279
H25	42,214	20,774
H26	42,145	20,273
H27	42,044	19,869
H28	42,060	19,454
H29	42,062	18,990
H30	41,666	18,553
R1	41,103	18,213
R2	40,516	17,969
R3	40,210	18,031
R4	-	18,397

※ 普通自動車の保有台数は東京都統計年鑑による。

※ 普通自動車のR4年度保有台数は本資料作成時点で公表されていない。

5-5 23区別人口に対する軽自動車保有台数 (令和4年度)

(単位：台)

区名	台数			人口 (R4.1.1)	人口に対する保有率		
	原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計		原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計
千代田	3,634	2,843	6,477	67,049人	5.4%	4.2%	9.7%
中央	7,174	4,038	11,212	171,419人	4.2%	2.4%	6.5%
港	12,857	5,079	17,936	257,183人	5.0%	2.0%	7.0%
新宿	15,580	8,183	23,763	341,222人	4.6%	2.4%	7.0%
文京	8,714	3,995	12,709	226,332人	3.9%	1.8%	5.6%
台東	9,553	6,130	15,683	203,709人	4.7%	3.0%	7.7%
墨田	14,929	9,259	24,188	275,724人	5.4%	3.4%	8.8%
江東	28,172	13,820	41,992	525,952人	5.4%	2.6%	8.0%
品川	20,864	9,252	30,116	403,699人	5.2%	2.3%	7.5%
目黒	13,114	5,420	18,534	278,276人	4.7%	1.9%	6.7%
大田	46,043	23,999	70,042	728,703人	6.3%	3.3%	9.6%
世田谷	46,446	23,849	70,295	916,208人	5.1%	2.6%	7.7%
渋谷	14,565	4,970	19,535	229,013人	6.4%	2.2%	8.5%
中野	16,163	8,546	24,709	332,017人	4.9%	2.6%	7.4%
杉並	23,591	14,847	38,438	569,703人	4.1%	2.6%	6.7%
豊島	11,316	7,042	18,358	283,342人	4.0%	2.5%	6.5%
北	17,375	10,212	27,587	351,278人	4.9%	2.9%	7.9%
荒川	9,509	6,718	16,227	215,543人	4.4%	3.1%	7.5%
板橋	33,502	21,121	54,623	567,214人	5.9%	3.7%	9.6%
練馬	40,986	32,024	73,010	738,358人	5.6%	4.3%	9.9%
足立	50,023	45,805	95,828	689,106人	7.3%	6.6%	13.9%
葛飾	26,991	23,755	50,746	462,083人	5.8%	5.1%	11.0%
江戸川	43,429	34,698	78,127	689,739人	6.3%	5.0%	11.3%
23区計	514,530	325,605	840,135	9,522,872人	5.4%	3.4%	8.8%

6-1	たばこ税とは
6-2	たばこ税の変遷
6-3	たばこ税（売渡本数・決算額）の推移

年 度	(単位：億円)	(単位：億本)
	収入額	売渡本数
H25	37.29	7.27
H26	36.03	6.97
H27	35.35	6.84
H28	34.08	6.57
H29	31.96	6.14
H30	31.33	5.79
R1	30.87	5.44
R2	26.54	4.51
R3	28.67	4.54
R4	32.11	4.90

6-4	たばこ税収入の23区比較
6-5	23区 税収に占めるたばこ税の割合

(令和4年度)

区 名	(単位：千円)		
	たばこ税収入	区税収入	割 合
千代田	2,998,617	22,504,047	13.3%
中央	2,419,828	35,639,508	6.8%
港	5,131,116	96,964,351	5.3%
新宿	5,883,262	53,938,970	10.9%
文京	1,060,827	38,575,490	2.8%
台東	2,957,283	25,509,635	11.6%
墨田	2,297,158	27,946,562	8.2%
江東	4,043,996	59,092,445	6.8%
品川	3,560,843	56,653,664	6.3%
目黒	1,790,706	49,323,164	3.6%
大田	5,108,109	79,559,020	6.4%
世田谷	4,618,780	133,415,932	3.5%
渋谷	3,023,590	61,228,657	4.9%
中野	2,080,628	38,153,538	5.5%
杉並	3,125,479	69,572,837	4.5%
豊島	3,210,995	35,838,537	9.0%
北	2,351,755	32,654,677	7.2%
荒川	1,623,617	19,423,988	8.4%
板橋	3,840,533	49,955,947	7.7%
練馬	3,823,153	71,511,170	5.3%
足立	5,626,505	53,545,141	10.5%
葛飾	3,322,078	36,655,020	9.1%
江戸川	5,269,532	58,639,858	9.0%
23区平均	3,442,104	52,447,920	6.6%

(単位：千円)

年 度	収入額	総戸数	件 数	1件あたり戸数
H16	104,500	209戸	7件	30戸
H17	458,000	916戸	29件	32戸
H18	337,500	675戸	23件	29戸
H19	279,500	559戸	20件	28戸
H20	353,500	707戸	20件	35戸
H21	223,000	446戸	13件	34戸
H22	402,500	805戸	21件	38戸
H23	383,000	766戸	19件	40戸
H24	365,000	730戸	15件	49戸
H25	569,000	1,138戸	23件	49戸
H26	385,500	771戸	14件	55戸
H27	420,500	841戸	22件	38戸
H28	317,500	635戸	23件	28戸
H29	440,500	881戸	37件	24戸
H30	483,500	967戸	27件	36戸
R1	472,000	944戸	30件	31戸
R2	566,500	1,133戸	37件	31戸
R3	486,000	972戸	35件	28戸
R4	262,000	524戸	21件	25戸

税 務 概 要

(データ版)

令 和 5 年 度

目 次

I 豊島区の概要	
1 位 置	… 74
2 人口、世帯数	… 74
3 年齢別人口構成調 (図)	… 75
II 財 政	
1 一般会計決算額 (歳入)	… 76
2 一般会計決算額 (歳出)	… 76
III 特別区税の予算・決算 (法定外税除く)	
1 当初予算額	… 78
2 決算額	… 78
3 特別区税当初予算対決算	
(1) 調定額	… 81
(2) 収入額	… 81
IV 賦 課	
1 特別区民税	
(1) 現年度納税義務者数	… 82
(2) 所得区分別納税義務者数	… 82
(3) 給与所得者の特別徴収比率に関する調	… 82
(4) 特別区民税決算調定額	… 83
(5) 所得区分別所得金額	… 84
(6) 特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数	… 84
(7) 特別区民税 課税標準段階別 所得割額	… 84
(8) 法第295条等による非課税者数	… 84
(9) 退職分離分調定額・調定件数	… 86
(10) 分離譲渡所得に係る調定額	… 86
(11) 減免税額及び該当人数	… 86
(12) 納税義務者・人口1人当りの特別区民税課税額・収入額	… 86
2 軽自動車税	
(1) 車種別台数	… 88
(2) 車種別調定額	… 88
3 特別区たばこ税	
(1) 現年課税分 調定額・収入額等	… 90
(2) 滞納繰越分 調定額・収入額等	… 90
(3) 売渡し本数	… 90
4 入湯税	
(1) 現年課税分 調定額・収入額等	… 90

V 徴 収 等	
1 徴 収	
(1) 特別区税の納付状況	… 91
(2) 差押処分状況	… 91
(3) 督促状、催告書の発付状況	… 92
(4) 滞納繰越状況	… 92
(5) 処分停止状況	… 92
(6) 不納欠損処分状況	… 93
2 口座振替	
(1) 口座振替加入状況	… 93
(2) 口座振替収入金額状況	… 93
3 証明	
(1) 税証明発行状況	… 93
VI 法定外税	
1 経緯	… 94
2 狭小住戸集合住宅税	
(1) 課税概要	… 94
(2) 狭小住戸集合住宅税の課税状況	… 95
VII 機 構	
1 区の機構	… 96
2 税務課分掌事務	… 97
VIII そ の 他	
1 税率の変遷	… 98
2 23区の状況	
(1) 特別区税徴収実績調	… 120
(2) 23区各区の人口、納税義務者及び1人当たり課税額・収入額	… 128

I 豊島区の概要

I-1 位置

位置	都心の北西に位置し、東は文京区、南は文京・新宿区、西は新宿・中野区・練馬区、北は板橋・北区に隣接している。
面積	13.01km ²
環境	副都心地域とそれをとりまく高密度住宅地の商業都市



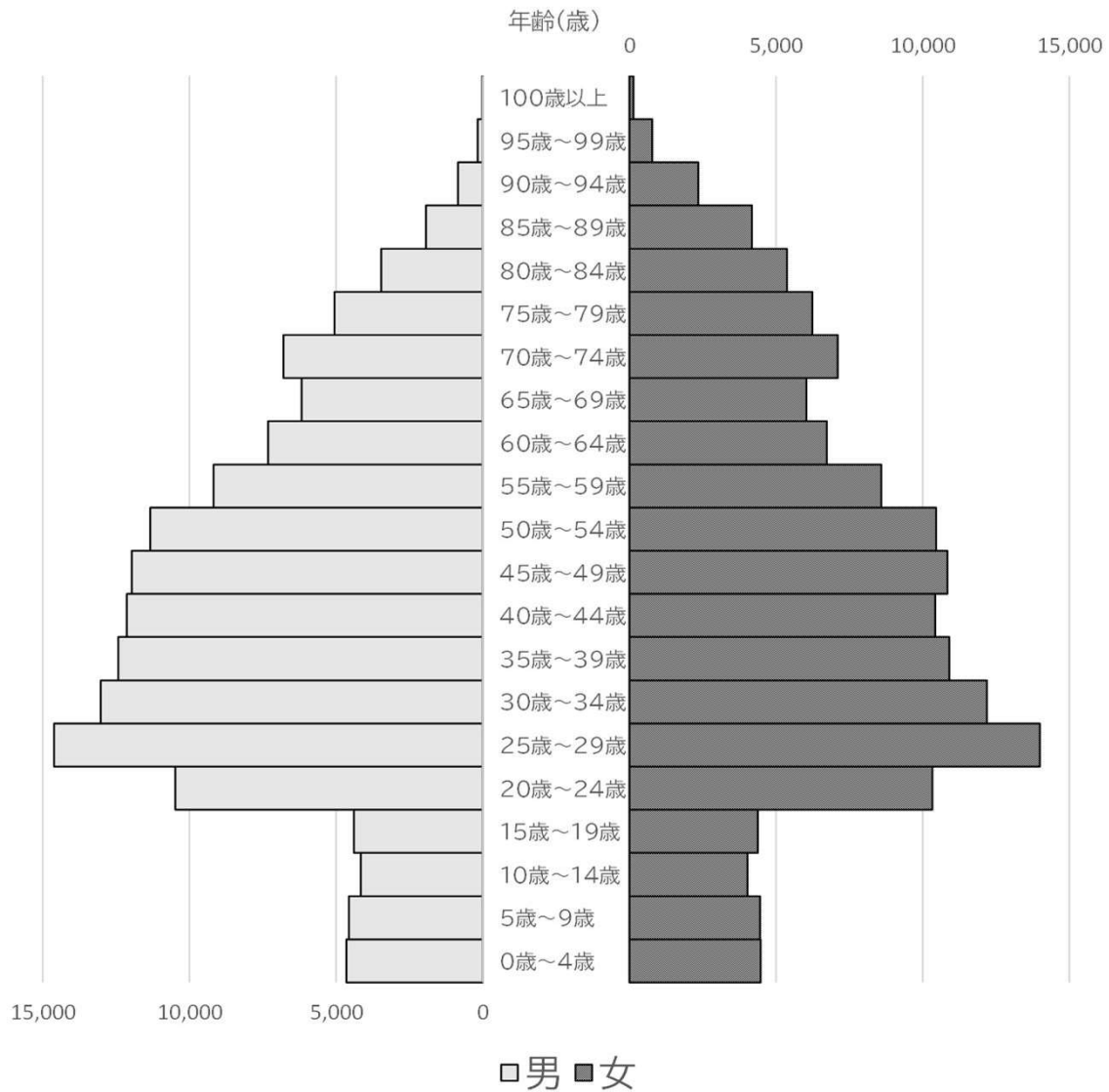
出典: CraftMAP

I-2 人口、世帯数(各年1月1日現在)

(単位:人、世帯、%)

		住民基本台帳									
		日本人		外国人		合計				世帯数	
年	区分	人口	伸率	人口	伸率	人口	伸率	生産年齢		世帯数	伸率
						人口	伸率	人口	伸率		
平成	30	258,101	0.3	29,010	7.2	287,111	1.0	204,284	1.1	177,671	1.5
	31	259,285	0.5	30,223	4.2	289,508	0.8	206,216	1.0	179,880	1.2
	2	260,574	0.5	29,672	△1.8	290,246	0.3	206,609	0.2	180,595	0.4
令和	3	260,842	0.1	26,458	△10.8	287,300	△1.0	203,760	△1.4	178,637	△1.1
	4	259,142	△0.7	24,200	△8.5	283,342	△1.4	200,408	△1.7	176,253	△1.3
	5	259,771	0.2	28,933	19.6	288,704	1.9	205,728	2.7	181,268	2.9

I -3 年齢別人口構成調(令和5年1月1日現在・住民基本台帳より)



(人)

	男性	女性	計		男性	女性	計
0歳～4歳	4,647	4,477	9,124	55歳～59歳	9,178	8,590	17,768
5歳～9歳	4,560	4,449	9,009	60歳～64歳	7,319	6,729	14,048
10歳～14歳	4,161	4,025	8,186	65歳～69歳	6,174	6,033	12,207
15歳～19歳	4,397	4,378	8,775	70歳～74歳	6,797	7,106	13,903
20歳～24歳	10,484	10,327	20,811	75歳～79歳	5,056	6,241	11,297
25歳～29歳	14,619	13,990	28,609	80歳～84歳	3,467	5,372	8,839
30歳～34歳	13,024	12,193	25,217	85歳～89歳	1,933	4,174	6,107
35歳～39歳	12,424	10,906	23,330	90歳～94歳	849	2,352	3,201
40歳～44歳	12,136	10,427	22,563	95歳～99歳	170	773	943
45歳～49歳	11,968	10,842	22,810	100歳以上	20	140	160
50歳～54歳	11,336	10,461	21,797				

Ⅱ 財 政

Ⅱ-1 一般会計決算額（歳入）

区分	年度	30 年度決算		令和元 年度決算		令和2 年度決算	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳 入 合 計		131,628,901	100.00	146,297,623	100.00	155,262,446	100.00
特 別 区 税		33,054,713	25.11	34,079,349	23.29	34,825,599	22.43
地 方 譲 与 税		425,942	0.32	433,969	0.30	441,284	0.28
利 子 割 交 付 金		124,604	0.09	94,708	0.06	91,190	0.06
配 当 割 交 付 金		415,624	0.32	471,544	0.32	442,098	0.28
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		340,175	0.26	291,573	0.20	517,106	0.33
地 方 消 費 税 交 付 金		6,549,051	4.98	6,268,192	4.28	7,508,358	4.84
自 動 車 取 得 税 交 付 金		253,075	0.19	127,146	0.09	-----	-----
環 境 性 能 割 交 付 金		-----	-----	44,928	0.03	77,032	0.05
地 方 特 例 交 付 金		107,514	0.08	608,630	0.42	151,366	0.10
特 別 区 交 付 金		32,664,959	24.82	33,733,987	23.06	29,780,740	19.18
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		24,367	0.02	25,077	0.02	27,481	0.02
分 担 金 及 び 負 担 金		1,338,931	1.02	1,297,407	0.89	984,189	0.63
使 用 料 及 び 手 数 料		3,322,172	2.52	3,306,229	2.26	2,926,177	1.88
国 庫 支 出 金		21,091,234	16.02	22,807,572	15.59	53,102,824	34.20
都 支 出 金		9,920,900	7.54	11,040,160	7.55	12,682,399	8.17
財 産 収 入		509,770	0.39	4,415,464	3.02	509,879	0.33
寄 附 金		305,110	0.23	150,955	0.10	51,564	0.03
繰 入 金		16,680,332	12.67	16,437,281	11.24	5,192,330	3.34
繰 越 金		243,499	0.18	1,037,695	0.71	581,193	0.37
諸 収 入		3,857,224	2.93	4,117,452	2.81	4,198,234	2.70
特 別 区 債		399,700	0.30	5,508,300	3.77	1,171,400	0.75

Ⅱ-2 一般会計決算額（歳出）

区分	年度	30 年度決算		令和元 年度決算		令和2 年度決算	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳 出 合 計		128,593,351	100.00	142,459,858	100.00	150,468,296	100.00
議 会 費		675,554	0.53	665,798	0.47	660,920	0.44
政 策 経 営 費		15,097,926	11.74	4,556,668	3.20	3,990,190	2.65
総 務 費		6,666,336	5.18	7,044,335	4.94	7,077,407	4.70
区 民 費		11,398,862	8.86	11,401,423	8.00	40,539,741	26.94
文 化 商 工 費		6,058,828	4.71	21,486,490	15.08	5,792,613	3.85
環 境 清 掃 費		4,128,278	3.21	4,330,258	3.04	4,459,393	2.96
福 祉 費		30,383,890	23.63	29,381,195	20.62	28,696,667	19.07
衛 生 費		3,861,665	3.00	4,206,630	2.95	5,068,345	3.37
子 ども 家 庭 費		23,762,966	18.48	25,990,306	18.24	26,865,035	17.85
都 市 整 備 費		15,226,522	11.84	19,878,530	13.95	15,317,878	10.18
教 育 費		8,450,376	6.57	10,911,992	7.66	9,400,302	6.25
公 債 費		2,882,141	2.24	2,606,227	1.83	2,599,800	1.73
予 備 費		0	0.00	0	0.00	0	0.00
歳入歳出差引額		3,035,550		3,837,765		4,794,150	

(単位:千円、%) *令和5年度は当初予算

令和3 年度決算		令和4 年度決算		令和5 年度予算	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
148,973,712	100.00	149,329,420	100.00	136,150,789	100.00
34,531,351	23.18	35,838,537	24.00	36,782,383	27.02
449,687	0.30	458,146	0.31	440,000	0.32
86,160	0.06	114,569	0.08	100,000	0.07
621,069	0.42	610,501	0.41	590,000	0.43
761,603	0.51	469,824	0.31	400,000	0.29
8,190,723	5.50	8,666,913	5.80	8,300,000	6.10
-----	-----	-----	-----	-----	-----
99,167	0.07	116,163	0.08	100,000	0.07
131,159	0.09	122,330	0.08	113,000	0.08
33,611,637	22.56	35,263,678	23.61	33,600,000	24.68
26,364	0.02	25,668	0.02	26,000	0.02
1,074,569	0.72	1,079,837	0.72	1,134,678	0.83
2,991,248	2.01	3,319,218	2.22	3,260,488	2.39
41,311,101	27.73	33,856,608	22.67	27,094,628	19.90
11,815,330	7.93	12,350,691	8.27	10,909,921	8.01
411,157	0.28	469,166	0.31	572,011	0.42
81,660	0.05	424,031	0.28	32,064	0.02
7,129,000	4.79	8,688,451	5.82	6,120,526	4.50
931,707	0.63	2,716,555	1.82	1	0.00
4,199,018	2.82	4,259,534	2.85	4,382,089	3.22
520,000	0.35	479,000	0.32	2,193,000	1.61

(単位:千円、%) *令和5年度は当初予算

令和3 年度決算		令和4 年度決算		令和5 年度予算	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
143,695,468	100.00	144,729,899	100.00	136,150,789	100.00
647,383	0.45	601,254	0.42	646,571	0.47
15,301,736	10.65	13,586,406	9.39	6,369,432	4.68
7,033,752	4.89	7,158,139	4.95	7,051,196	5.18
10,452,349	7.27	11,414,303	7.89	13,210,110	9.70
5,824,021	4.05	6,094,100	4.21	6,001,974	4.41
4,336,554	3.02	4,612,978	3.19	5,249,203	3.86
33,121,374	23.05	34,060,988	23.53	32,351,319	23.76
10,372,598	7.22	10,626,844	7.34	5,050,552	3.71
28,498,825	19.83	27,910,392	19.28	30,113,017	22.12
16,406,732	11.42	13,317,315	9.20	17,650,098	12.96
9,115,843	6.34	13,098,260	9.05	10,206,371	7.50
2,584,295	1.80	2,248,913	1.55	1,850,946	1.36
0	0.00	0	0.00	400,000	0.29
5,278,244		4,599,521		0	

Ⅲ 特別区税の予算・決算（法定外税除く）

Ⅲ-1 当初予算額

（単位：千円、％）

区分		年度		平成30年度				令和元年度			
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率		
特別 区 民 税	内 訳	現年度	28,508,868	28,011,071	98.25%	3.86	29,919,158	29,453,887	98.44%	5.15	
		普通徴収	8,116,869	7,676,123	94.57%	15.94	8,627,230	8,201,045	95.06%	6.84	
		特別徴収	20,391,999	20,334,947	99.72%	△ 0.07	21,291,928	21,252,841	99.82%	4.51	
	過年度	121,578	82,673	68.00%	△ 13.39	173,873	132,700	76.32%	60.51		
	現年課税分	28,630,446	28,093,744	98.13%	3.80	30,093,031	29,586,587	98.32%	5.31		
	滞納繰越分	1,071,827	411,689	38.41%	△ 1.74	997,723	422,935	42.39%	2.73		
	計	29,702,273	28,505,433	95.97%	3.72	31,090,754	30,009,522	96.52%	5.28		
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	83,315	80,257	96.33%	3.18	83,714	80,642	96.33%	0.48	
		滞納繰越分	7,718	1,445	18.72%	31.96	7,614	1,425	18.72%	△ 1.38	
	環境性能割	---	---	---	---	1,768	1,768	---	---		
	計	91,033	81,702	89.75%	3.58	93,096	83,835	90.05%	2.61		
た ば こ 税	現年課税分	3,084,446	3,084,446	100.00%	△ 5.63	3,034,812	3,034,812	100.00%	△ 1.61		
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00		
	計	3,084,447	3,084,447	100.00%	△ 5.63	3,034,813	3,034,813	100.00%	△ 1.61		
入 湯 税	現年課税分	---	---	---	---	---	---	---	---		
	滞納繰越分	---	---	---	---	---	---	---	---		
	計	---	---	---	---	---	---	---	---		
現年課税分計		31,798,207	31,258,447	98.30%	2.79	33,213,325	32,703,809	98.47%	4.62		
滞納繰越分計		1,079,546	413,135	38.27%	△ 1.66	1,005,338	424,361	42.21%	2.72		
合計		32,877,753	31,671,582	96.33%	2.73	34,218,663	33,128,170	96.81%	4.60		

Ⅲ-2 決算額

（単位：千円、％）

区分		年度		平成30年度				令和元年度			
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率		
特別 区 民 税	内 訳	現年度	29,304,992	28,816,321	98.33%	3.47	30,372,247	29,902,415	98.45%	3.77	
		普通徴収	8,501,150	8,042,088	94.60%	3.07	8,805,702	8,350,446	94.83%	3.83	
		特別徴収	20,803,842	20,774,233	99.86%	3.63	21,566,545	21,551,969	99.93%	3.74	
	過年度	166,606	130,180	78.14%	△ 7.74	175,943	145,756	82.84%	11.96		
	現年課税分	29,471,598	28,946,501	98.22%	3.41	30,548,190	30,048,171	98.36%	3.81		
	滞納繰越分	967,765	408,971	42.26%	△ 10.33	950,478	385,639	40.57%	△ 5.71		
	計	30,439,363	29,355,472	96.44%	3.19	31,498,668	30,433,810	96.62%	3.67		
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	84,557	81,853	96.80%	0.54	85,454	83,148	97.30%	1.58	
		滞納繰越分	7,273	1,349	18.55%	△ 14.46	7,901	1,629	20.62%	20.76	
	環境性能割	0	0	---	---	1,998	1,998	---	---		
	計	91,830	83,202	90.60%	0.25	93,355	84,777	90.81%	1.89		
た ば こ 税	現年課税分	3,132,540	3,132,540	100.00%	△ 1.99	3,086,765	3,086,765	100.00%	△ 1.46		
	滞納繰越分	0	0	---	---	0	0	---	---		
	計	3,132,540	3,132,540	100.00%	△ 1.99	3,086,765	3,086,765	100.00%	△ 1.46		
入 湯 税	現年課税分	---	---	---	---	---	---	---	---		
	滞納繰越分	---	---	---	---	---	---	---	---		
	計	---	---	---	---	---	---	---	---		
現年課税分計		32,688,695	32,160,894	98.39%	2.85	33,722,407	33,220,082	98.51%	3.29		
滞納繰越分計		975,038	410,320	42.08%	△ 10.35	958,379	387,268	40.41%	△ 5.62		
合計		33,663,733	32,571,214	96.75%	2.66	34,680,786	33,607,350	96.90%	3.18		

当初予算額

(単位：千円、%)

区分		年度	令和2年度				令和3年度			
			調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率
特別 区 民 税	内 訳	現年度	30,915,573	30,404,298	98.35%	3.23	29,474,713	28,760,320	97.58%	△ 5.41
		普通徴収	8,924,035	8,451,061	94.70%	3.05	8,544,629	7,949,069	93.03%	△ 5.94
		特別徴収	21,991,538	21,953,237	99.83%	3.30	20,930,084	20,811,251	99.43%	△ 5.20
		過年度	172,069	134,455	78.14%	1.32	143,356	97,969	68.34%	△ 27.14
		現年課税分	31,087,642	30,538,753	98.23%	3.22	29,618,069	28,858,289	97.43%	△ 5.50
		滞納繰越分	953,240	399,122	41.87%	△ 5.63	931,910	336,140	36.07%	△ 15.78
		計	32,040,882	30,937,875	96.56%	3.09	30,549,979	29,194,429	95.56%	△ 5.64
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	86,310	83,548	96.80%	3.60	85,373	82,763	96.94%	△ 0.94
		滞納繰越分	8,435	1,565	18.55%	9.82	7,957	1,734	21.79%	10.80
		環境性能割	6,216	6,216	100.00%	---	6,554	6,554	100.00%	5.44
		計	100,961	91,329	90.46%	8.94	99,884	91,051	91.16%	△ 0.30
た ば こ 税		現年課税分	2,913,625	2,913,625	100.00%	△ 3.99	2,729,603	2,729,603	100.00%	△ 6.32
		滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00
		計	2,913,626	2,913,626	100.00%	△ 3.99	2,729,604	2,729,604	100.00%	△ 6.32
入 湯 税		現年課税分	---	---	---	---	---	---	---	
		滞納繰越分	---	---	---	---	---	---	---	
		計	---	---	---	---	---	---	---	
	現年課税分計	34,093,793	33,542,142	98.38%	2.56	32,439,599	31,677,209	97.65%	△ 5.56	
	滞納繰越分計	961,676	400,688	41.67%	△ 5.58	939,868	337,875	35.95%	△ 15.68	
	合計	35,055,469	33,942,830	96.83%	2.46	33,379,467	32,015,084	95.91%	△ 5.68	

決算額

(単位：千円、%)

区分		年度	令和2年度				令和3年度			
			調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率
特別 区 民 税	内 訳	現年度	31,520,548	31,022,717	98.42%	3.75	30,847,229	30,540,767	99.01%	△ 1.55
		普通徴収	9,186,609	8,744,250	95.18%	4.72	8,471,699	8,186,409	96.63%	△ 6.38
		特別徴収	22,333,939	22,278,467	99.75%	3.37	22,375,530	22,354,358	99.91%	0.34
		過年度	157,520	132,947	84.40%	△ 8.79	177,915	157,511	88.53%	18.48
		現年課税分	31,678,068	31,155,664	98.35%	3.69	31,025,144	30,698,278	98.95%	△ 1.47
		滞納繰越分	872,849	357,215	40.93%	△ 7.37	830,866	375,794	45.23%	5.20
		計	32,550,917	31,512,879	96.81%	3.55	31,856,010	31,074,072	97.55%	△ 1.39
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	86,283	84,012	97.37%	1.04	88,405	86,306	97.63%	2.73
		滞納繰越分	7,869	1,275	16.20%	△ 21.73	8,034	2,047	25.48%	60.55
		環境性能割	6,803	6,803	100.00%	240.49	6,061	6,061	100.00%	△ 10.91
		計	94,152	85,287	90.58%	0.60	102,500	94,414	92.11%	10.70
た ば こ 税		現年課税分	2,654,145	2,654,130	100.00%	△ 14.02	2,867,386	2,867,447	100.00%	8.04
		滞納繰越分	0	0	---	---	15	0	---	---
		計	2,654,145	2,654,130	100.00%	△ 14.02	2,867,401	2,867,447	100.00%	8.04
入 湯 税		現年課税分	---	---	---	---	9,418	9,418	---	---
		滞納繰越分	---	---	---	---	0	0	---	---
		計	---	---	---	---	9,418	9,418	---	---
	現年課税分計	34,425,299	33,900,609	98.48%	2.05	33,996,414	33,667,510	99.03%	△ 0.69	
	滞納繰越分計	880,718	358,490	40.70%	△ 7.43	838,915	377,841	45.04%	5.40	
	合計	35,306,017	34,259,099	97.03%	1.94	34,835,329	34,045,351	97.73%	△ 0.62	

Ⅲ-1 当初予算額 (つづき)

(単位：千円、%)

区分		年度	令和4年度				令和5年度			
			調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率
特別 区 民 税	内 訳	現年度	30,309,505	29,770,722	98.22%	3.51	33,173,538	32,806,511	98.89%	10.20
		普通徴収	8,244,185	7,749,533	94.00%	△ 2.51	9,538,646	9,195,254	96.40%	18.66
		特別徴収	22,065,320	22,021,189	99.80%	5.81	23,634,892	23,611,257	99.90%	7.22
		過年度	181,914	145,531	80.00%	48.55	289,966	239,221	82.50%	64.38
		現年課税分	30,491,419	29,916,253	98.11%	3.67	33,463,504	33,045,732	98.75%	10.46
		滞納繰越分	943,221	377,288	40.00%	12.24	644,439	289,997	45.00%	△ 23.14
		計	31,434,640	30,293,541	96.37%	3.76	34,107,943	33,335,729	97.74%	10.04
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	88,408	85,755	97.00%	3.62	92,115	89,351	97.00%	4.19
		滞納繰越分	8,651	1,315	15.20%	△ 24.16	7,186	1,078	15.00%	△ 18.02
		環境性能割	6,006	6,006	100.00%	△ 8.36	6,393	6,393	100.00%	6.44
		計	103,065	93,076	90.31%	2.22	105,694	96,822	91.61%	4.02
た ば こ 税		現年課税分	2,745,166	2,745,166	100.00%	0.57	3,034,274	3,034,274	100.00%	10.53
		滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00
		計	2,745,167	2,745,167	100.00%	0.57	3,034,275	3,034,275	100.00%	10.53
入 湯 税		現年課税分	9,465	9,465	---	---	15,555	15,555	100.00%	64.34
		滞納繰越分	1	1	---	---	1	1	100.00%	0.00
		計	9,466	9,466	---	---	15,556	15,556	100.00%	64.34
	現年課税分計	33,340,464	32,762,645	98.27%	3.43	36,611,841	36,191,305	98.85%	10.47	
	滞納繰越分計	951,874	378,605	39.77%	12.05	651,627	291,077	44.67%	△ 23.12	
	合計	34,292,338	33,141,250	96.64%	3.52	37,263,468	36,482,382	97.90%	10.08	

Ⅲ-2 決算額 (つづき)

(単位：千円、%)

区分		年度	令和4年度			
			調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率
特別 区 民 税	内 訳	現年度	32,090,368	31,776,620	99.02%	4.05
		普通徴収	9,297,154	8,973,511	96.52%	9.61
		特別徴収	22,793,214	22,803,109	100.04%	2.01
		過年度	215,371	180,447	83.78%	14.56
		現年課税分	32,305,739	31,957,067	98.92%	4.10
		滞納繰越分	661,108	298,638	45.17%	△ 20.53
		計	32,966,847	32,255,705	97.84%	3.80
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	92,211	89,900	97.49%	4.16
		滞納繰越分	6,795	1,030	15.16%	△ 49.68
		環境性能割	5,984	5,984	100.00%	△ 1.27
		計	104,990	96,914	92.31%	2.65
た ば こ 税		現年課税分	3,210,995	3,210,995	100.00%	11.98
		滞納繰越分	0	0	---	---
		計	3,210,995	3,210,995	100.00%	11.98
入 湯 税		現年課税分	12,923	12,923	100.00%	37.22
		滞納繰越分	0	0	---	---
		計	12,923	12,923	100.00%	---
	現年課税分計	35,627,852	35,276,869	99.01%	4.78	
	滞納繰越分計	667,903	299,668	44.87%	△ 20.69	
	合計	36,295,755	35,576,537	98.02%	4.50	

Ⅲ-3 特別区税当初予算対決算（法定外税除く）

Ⅲ-3-(1) 調定額

(単位：千円、%)

区分		年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		当初	決算					
特別区税	当初			32,877,753	34,218,663	35,055,469	33,379,467	34,292,338
	決算			33,663,733	34,680,786	35,306,017	34,835,329	36,295,755
	誤差率			2.39	1.35	0.72	4.36	5.84
特別区民税	当初			29,702,273	31,090,754	32,040,882	30,549,979	31,434,640
	決算			30,439,363	31,498,668	32,550,917	31,856,010	32,966,847
	誤差率			2.48	1.31	1.59	4.28	4.87
軽自動車税	当初			91,033	93,096	100,961	99,884	103,065
	決算			91,830	93,355	93,353	100,955	104,990
	誤差率			0.88	0.28	△ 7.54	1.07	1.87
たばこ税	当初			3,084,447	3,034,813	2,913,626	2,729,604	2,745,167
	決算			3,132,540	3,086,765	2,654,145	2,867,401	3,210,995
	誤差率			1.56	1.71	△ 8.91	5.05	16.97
入湯税	当初			---	---	---	---	9,466
	決算			---	---	---	9,418	12,923
	誤差率			---	---	---	---	36.52

※令和元年度以降の軽自動車税には環境性能割を含む。

Ⅲ-3-(2) 収入額

(単位：千円、%)

区分		年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		当初	決算					
特別区税	当初			31,671,582	33,128,170	33,942,830	32,015,084	33,141,250
	決算			32,571,214	33,607,350	34,259,099	34,045,351	35,576,537
	誤差率			2.84	1.45	0.93	6.34	7.35
特別区民税	当初			28,505,433	30,009,522	30,937,875	29,194,429	30,293,541
	決算			29,355,472	30,433,810	31,512,879	31,074,072	32,255,705
	誤差率			2.98	1.41	1.86	6.44	6.48
軽自動車税	当初			81,702	83,835	91,329	91,051	93,076
	決算			83,202	86,775	92,090	94,414	96,914
	誤差率			1.84	3.51	0.83	3.69	4.12
たばこ税	当初			3,084,447	3,034,813	2,913,626	2,729,604	2,745,167
	決算			3,132,540	3,086,765	2,654,130	2,867,447	3,210,995
	誤差率			1.56	1.71	△ 8.91	5.05	16.97
入湯税	当初			---	---	---	---	9,466
	決算			---	---	---	9,418	12,923
	誤差率			---	---	---	---	36.52

※令和元年度以降の軽自動車税には環境性能割を含む。

IV 賦 課

IV-1 特別区民税

IV-1-(1) 現年度納税義務者数 (決算)

(単位：人、%)

区分 年度	実際納税義務者数 (A+B-C)		普通徴収 (A)		特別徴収 (B)		重複 (C)	
		前年比		前年比		前年比		前年比
平成30年度	167,334	2.31	69,546	1.13	105,560	3.22	7,772	3.99
令和元年度	170,483	1.88	69,771	0.32	108,612	2.89	7,900	1.65
令和2年度	173,583	1.82	69,662	△0.16	111,885	3.01	7,964	0.81
令和3年度	172,016	△0.90	66,323	△4.79	114,010	1.90	8,317	4.43
令和4年度	171,333	△0.40	66,657	0.50	113,154	△0.75	8,478	1.94

区分 年度	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割と所得割	
		前年比		前年比		前年比		前年比
平成30年度	167,334	2.31	7,129	5.23	0	-----	160,205	2.18
令和元年度	170,483	1.88	7,231	1.43	0	-----	163,252	1.90
平成2年度	173,583	1.82	7,336	1.45	0	-----	166,247	1.83
令和3年度	172,016	△0.90	7,462	1.72	0	-----	164,554	△1.02
令和4年度	171,333	△0.40	7,369	△1.25	0	-----	163,964	△0.36

IV-1-(2) 所得区分別納税義務者数 (各年7月1日現在、市町村課税状況調第2表による)

(単位：人、%)

区分 年度	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割、所得割	
		前年比		前年比		前年比		前年比
令和元年度	168,120	1.98	6,613	1.63	0	-----	161,507	1.99
令和2年度	170,163	1.22	6,510	△1.56	0	-----	163,653	1.33
令和3年度	169,539	△0.37	6,603	1.43	0	-----	162,936	△0.44
令和4年度	169,177	△0.21	6,689	1.30	0	-----	162,488	△0.27
令和5年度	171,139	1.16	6,679	△0.15	0	-----	164,460	1.21
給与所得者	141,013	-----	2,535	-----	0	-----	138,478	-----
営業等所得者	8,265	-----	774	-----	0	-----	7,491	-----
農業所得者	0	-----	0	-----	0	-----	0	-----
その他所得者	20,886	-----	2,395	-----	0	-----	18,491	-----
家屋敷等のみ	975	-----	975	-----		-----		-----

IV-1-(3) 給与所得者の特別徴収比率に関する調 (各年7月1日現在、市町村課税状況調調書3による)

(単位：人、%)

区分 年度	給与特徴比率 (A/B)		給与特徴に係る 納税義務者数 (A)		給与所得者 (B)	
		前年比		前年比		前年比
令和元年度	75.98%	0.61	108,466	2.96	142,764	2.33
平成2年度	76.45%	0.62	111,167	2.49	145,413	1.86
令和3年度	78.23%	2.33	112,822	1.49	144,213	△0.83
令和4年度	78.23%	0.00	112,253	△0.50	143,487	△0.50
令和5年度	78.17%	△0.08	113,936	1.50	145,758	1.58

IV-1-(4)特別区民税決算調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年度	区分	総計			均等割			所得割			
			構成比	前年度比		構成比	前年度比		構成比	前年度比	
平成29年度		28,506,262	100.00	2.78	569,486	100.00	3.07	27,936,776	100.00	2.78	
	普通徴収	8,258,225	28.97	△4.26	195,226	34.28	△4.76	8,062,999	28.86	△4.24	
	特別徴収	20,078,944	70.44	5.78	370,742	65.10	7.58	19,708,202	70.55	5.75	
	給与	現年度分	16,398,457	57.53	478.39	282,388	49.59	509.04	16,116,069	57.69	477.88
		前年度分	2,961,737	10.39	4.46	49,185	8.64	6.08	2,912,552	10.43	4.44
	年金	年金特徴	718,750	2.52	-----	39,169	6.88	-----	679,581	2.43	-----
		過年度	169,093	0.59	32.48	3,518	0.62	20.64	165,575	0.59	32.75

平成30年度		29,471,598	100.01	3.39	584,601	100.00	2.65	28,886,997	100.00	3.40	
	普通徴収	8,501,150	28.85	2.94	195,647	33.47	0.22	8,305,503	28.75	3.01	
	特別徴収	20,803,842	70.59	3.61	385,572	65.95	4.00	20,418,270	70.68	3.60	
	給与	現年度分	16,941,567	57.48	472.01	292,682	50.07	495.06	16,648,885	57.63	471.63
		前年度分	3,142,947	10.66	6.12	53,285	9.11	8.34	3,089,662	10.70	6.08
	年金	年金特徴	719,328	2.44	-----	39,605	6.77	-----	679,723	2.35	-----
		過年度	166,606	0.57	△1.47	3,382	0.58	△3.87	163,224	0.57	△1.42

令和元年度		30,548,190	100.01	3.65	596,093	100.00	1.97	29,952,097	100.00	3.69	
	普通徴収	8,805,702	28.83	3.58	196,396	32.95	0.38	8,609,306	28.74	3.66	
	特別徴収	21,566,545	70.60	3.67	396,124	66.45	2.74	21,170,421	70.68	3.68	
	給与	現年度分	17,606,846	57.64	460.20	301,364	50.56	465.57	17,305,482	57.78	460.11
		前年度分	3,245,896	10.63	3.28	55,103	9.24	3.41	3,190,793	10.65	3.27
	年金	年金特徴	713,803	2.34	-----	39,657	6.65	-----	674,146	2.25	-----
		過年度	175,943	0.58	5.60	3,573	0.60	5.65	172,370	0.58	5.60

令和2年度		31,678,068	100.00	3.70	607,176	100.00	1.86	31,070,892	100.00	3.74	
	普通徴収	9,186,609	29.00	4.33	197,571	32.54	0.60	8,989,038	28.93	4.41	
	特別徴収	22,333,939	70.50	3.56	406,132	66.89	2.53	21,927,807	70.57	3.58	
	給与	現年度分	18,243,445	57.59	462.05	309,513	50.98	461.70	17,933,932	57.72	462.05
		前年度分	3,376,373	10.66	4.02	56,797	9.35	3.07	3,319,576	10.68	4.04
	年金	年金特徴	714,121	2.25	-----	39,822	6.56	-----	674,299	2.17	-----
		過年度	157,520	0.50	△10.47	3,473	0.57	△2.80	154,047	0.50	△10.63

条例

令和3年度		31,025,144	100.00	△2.06	602,727	100.00	△0.73	30,422,417	99.99	△2.09	
	普通徴収	8,471,699	27.31	△7.78	184,012	30.53	△6.86	8,287,687	27.24	△7.80	
	特別徴収	22,375,530	72.12	0.19	415,205	68.89	2.23	21,960,325	72.18	0.15	
	給与	現年度分	18,134,757	58.45	437.11	315,255	52.30	455.06	17,819,502	58.57	436.80
		前年度分	3,489,686	11.25	3.36	58,522	9.71	3.04	3,431,164	11.28	3.36
	年金	年金特徴	751,087	2.42	-----	41,428	6.87	-----	709,659	2.33	-----
		過年度	177,915	0.57	12.95	3,510	0.58	1.07	174,405	0.57	13.22

令和4年度		32,305,739	100.00	4.13	601,962	100.00	△0.13	31,703,777	100.00	4.21	
	普通徴収	9,297,154	28.78	9.74	184,830	30.70	0.44	9,112,324	28.74	9.95	
	特別徴収	22,793,214	70.55	1.87	413,371	68.67	△0.44	22,379,843	70.59	1.91	
	給与	現年度分	18,566,547	57.47	432.04	312,351	51.89	433.73	18,254,196	57.58	432.01
		前年度分	3,479,533	10.77	△0.29	59,451	9.88	1.59	3,420,082	10.79	△0.32
	年金	年金特徴	747,134	2.31	-----	41,569	6.91	-----	705,565	2.23	-----
		過年度	215,371	0.67	21.05	3,761	0.63	7.15	211,610	0.67	21.33

IV-1-(5)所得区分別所得金額（各年7月1日現在、市町村課税状況調第58表による）

年度	区分	総所得金額等		分離長期譲渡所得金額		分離短期譲渡所得	
			対前年比		対前年比		対前年比
平成30年度		653,069,465	3.90	24,138,404	7.07	340,368	1.53
令和元年度		677,184,280	3.69	25,364,808	5.08	725,575	113.17
令和2年度		691,942,101	2.18	25,972,052	2.39	1,005,517	38.58
令和3年度		712,076,073	2.91	25,770,224	△0.78	449,175	△55.33
令和4年度		741,133,235	4.08	23,898,506	△7.26	409,357	△8.86
令和5年度		765,072,189	3.23	29,938,925	25.28	1,124,218	174.63

IV-1-(6)特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数（各年7月1日現在、市町村課税状況調第12表による）

課税標準額の段階 (超～以下)	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	88,262	54.6	87,845	53.7	87,288	53.6
200万円～700万円	60,404	37.4	62,544	38.2	62,074	38.1
700万円～	12,841	8.0	13,264	8.1	13,574	8.3
計	161,507	100.0	163,653	100.0	162,936	100.0

IV-1-(7)特別区民税 課税標準段階別 所得割額（各年7月1日現在、市町村課税状況調第12表による）

課税標準額の段階 (超～以下)	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	5,584,071	19.0	5,544,617	18.2	5,439,827	18.3
200万円～700万円	12,235,045	41.5	12,630,375	41.5	12,409,785	41.7
700万円～	11,628,623	39.5	12,235,877	40.2	11,920,129	40.0
計	29,447,739	100.0	30,410,869	100.0	29,769,741	100.0

IV-1-(8)法第295条等による非課税者数（各年決算時）

区分	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			対前年比		対前年比		対前年比
合計		62,944	△0.12	61,672	△2.02	60,299	△2.23
生活保護受給		6,019	△1.08	5,810	△3.47	5,691	△2.05
障害者		1,929	2.01	1,873	△2.90	1,952	4.22
未成年者		3,303	5.49	3,211	△2.79	2,387	△25.66
寡婦・寡夫		1,958	△0.05	1,992	1.74	2,094	5.12
条例に定める一定金額以下の者		49,735	△0.44	48,786	△1.91	48,175	△1.25

(単位：千円、%)

株式等に係る譲渡所得		先物取引に係る雑所得		上場株式等に係る配当所得		計	
	対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
15,456,595	38.60	676,455	△12.01	879,376	155.60	694,560,663	4.65
21,147,152	36.82	586,708	△13.27	678,887	△22.80	725,687,410	4.48
33,447,281	58.16	452,090	△22.94	801,457	18.05	753,620,498	3.85
18,978,421	△43.26	955,317	111.31	790,511	△1.37	759,019,721	0.72
20,359,049	7.27	1,103,224	15.48	1,086,193	37.40	787,989,564	3.82
16,366,211	△19.61	2,088,547	89.31	902,378	△16.92	815,492,468	3.49

(単位：千円、%)

令和4年度		令和5年度	
豊島区	構成比	豊島区	構成比
84,056	51.7	82,802	50.3
63,580	39.1	66,123	40.2
14,852	9.1	15,535	9.4
162,488	100.0	164,460	100.0

(単位：千円、%)

令和4年度		令和5年度	
豊島区	構成比	豊島区	構成比
5,353,850	17.3	5,252,281	16.5
12,756,633	41.2	13,196,520	41.4
12,854,603	41.5	13,421,886	42.1
30,965,086	100.0	31,870,687	100.0

(単位：千円、%)

令和4年度	
	対前年比
58,585	△2.84
5,629	△1.09
1,990	1.95
2,390	0.13
2,038	△2.67
46,538	△3.40

IV-1-(9)退職分離分調定額・調定件数（特別区民税）

区分	年度		令和元年度	
	平成30年度	対前年度伸率	令和元年度	対前年度伸率
調定額	282,520	△2.21	316,893	12.17
調定件数	678	2.57	693	2.21

IV-1-(10)分離譲渡所得に係る調定額（特別区民税 普通徴収及び特別徴収）

区分	年度		令和元年度	
	平成30年度	対前年度伸率	令和元年度	対前年度伸率
合計	1,268,234	15.22	1,478,403	16.57
長期譲渡所得	721,097	7.56	758,338	5.16
短期譲渡所得	18,954	8.21	33,658	77.58
株式等に係る譲渡所得	478,809	26.46	646,412	35.00
商品先物取引に係る雑所得	20,415	△12.55	17,855	△12.54
上場株式に係る配当所得	28,959	167.27	22,140	△23.55

IV-1-(11)減免税額及び該当人数（都区合算）

区分	年度		令和元年度	
	平成30年度	人数	令和元年度	人数
合計	4,148,900	57	4,206,800	60
生活保護受給	4,009,100	55	3,938,000	58
生活困窮	0	0	0	0
災害	139,800	2	268,800	2
水害	138,800	1	0	0
り災	1,000	1	268,800	2
その他	0	0	0	0

IV-1-(12)納税義務者・人口1人当りの特別区民税課税額・収入額（決算）

区分	年度		令和元年度	
	平成30年度	対前年度伸率	令和元年度	対前年度伸率
納税義務者（人）	167,334	2.31	170,483	1.88
世帯数	177,671	1.52	179,880	1.24
人口（人）	287,111	0.99	289,508	0.83
課税額（千円）	29,304,992	3.42	30,372,247	3.64
納税義務者1人当り課税額（円）	175,128	1.08	178,154	1.73
1世帯当り課税額（円）	164,939	1.87	168,847	2.37
人口1人当り課税額（円）	102,068	2.40	104,909	2.78
収入額（千円）	28,816,321	3.47	29,902,415	3.77
納税義務者1人当り収入額（円）	172,208	1.14	175,398	1.85
1世帯当り収入額（円）	162,189	1.93	166,235	2.49
人口1人当り収入額（円）	100,366	2.46	103,287	2.91

注：納税義務者・・・重複分除く（現年度のみ）

世帯数・・・各年1月1日現在（住民基本台帳）

人口・・・住民基本台帳 + 外国人登録（日本人住民 + 外国人住民）

課税額・・・現年度分を対象（過年度を除く）

収入額・・・現年度分を対象（過年度を除く）

(単位：千円、%)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
357,042	12.67	293,951	△17.67	358,867	22.08
725	4.62	694	△4.28	726	4.61

(単位：千円、%)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
1,893,146	28.05	1,464,362	△22.65	1,514,655	3.43
783,352	3.30	783,366	0.00	780,000	△0.43
54,828	62.90	22,456	△59.04	22,512	0.25
1,009,921	56.23	603,162	△40.28	640,502	6.19
15,253	△14.57	28,578	87.36	33,457	17.07
29,792	34.56	26,800	△10.04	38,184	42.48

(単位：円、人)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人 数		人 数		人 数
3,923,200	66	3,746,400	72	6,817,900	102
3,876,200	65	3,457,000	69	6,804,300	101
0	0	0	0	0	0
47,000	1	289,400	3	13,600	1
0	0	0	0	0	0
47,000	1	289,400	3	13,600	1
0	0	0	0	0	0

(単位：円、千円、人、%)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
173,583	1.82	172,016	△0.90	171,333	△0.40
180,595	0.40	178,637	△1.08	176,253	△1.33
290,246	0.25	287,300	△1.02	283,342	△1.38
31,520,548	3.78	30,847,230	△2.14	32,090,368	4.03
181,587	1.93	179,327	△1.24	187,298	4.44
174,537	3.37	172,681	△1.06	182,069	5.44
108,599	3.52	107,369	△1.13	113,256	5.48
31,022,717	3.75	30,540,766	△1.55	31,776,620	4.05
178,719	1.89	177,546	△0.66	185,467	4.46
171,780	3.34	170,965	△0.47	180,289	5.45
106,884	3.48	106,302	△0.54	112,149	5.50

IV-2 軽自動車税

IV-2-(1) 車種別台数 (現年課税分)

区分	30年度			元年度			2年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	6,879	37.08	△3.43	6,565	36.05	△4.56	6,342	35.29	△3.40
50cc以下	3,777	20.36	△5.60	3,506	19.25	△7.18	3,297	18.34	△5.96
50cc以下(電動車)	39	0.21	69.57	45	0.25	15.38	62	0.35	37.78
50cc超90cc以下	483	2.60	△8.70	448	2.46	△7.25	421	2.34	△6.03
90cc超125cc以下	2,348	12.66	△0.34	2,330	12.79	△0.77	2,325	12.94	△0.21
ミニカー	232	1.25	8.41	236	1.30	1.72	237	1.32	0.42
軽自動車	9,239	49.80	△2.03	9,199	50.51	△0.43	9,230	51.37	0.34
二輪車(250cc以下)	2,523	13.60	△2.32	2,456	13.49	△2.66	2,402	13.37	△2.20
三輪車	0	0.00	----	0	0.00	----	0	0.00	----
四輪乗用(自家用)	3,530	19.03	△0.90	3,564	19.57	0.96	3,593	20.00	0.81
〃(電動車)	7	0.04	△30.00	6	0.03	△14.29	5	0.03	△16.67
四輪貨物(自家用)	2,807	15.13	△4.52	2,754	15.12	△1.89	2,767	15.40	0.47
四輪貨物(営業用)	370	1.99	11.11	415	2.28	12.16	459	2.55	10.60
〃(電動車)	2	0.01	0.00	4	0.02	100.00	4	0.02	0.00
小型特殊自動車	290	1.56	△1.69	283	1.55	△2.41	279	1.55	△1.41
農耕作業用	0	△0.01	----	0	0.00	----	0	0.00	----
特殊作業車	122	0.66	△3.17	115	0.63	△5.74	114	0.63	△0.87
〃(電動車)	168	0.91	△0.59	168	0.92	0.00	165	0.92	△1.79
二輪の小型自動車	2,145	11.56	0.14	2,166	11.89	0.98	2,118	11.79	△2.22
合計	18,553	100.00	△2.30	18,213	100.00	△1.83	17,969	100.00	△1.34

IV-2-(2) 車種別調定額 (現年課税分)

区分	30年度			元年度			2年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	15,091	17.85	△2.91	14,463	16.93	△4.16	14,017	16.24	△3.08
50cc以下	7,554	8.95	△5.54	7,012	8.21	△7.18	6,594	7.63	△5.96
50cc以下(電動車)	78	0.09	77.27	90	0.11	15.38	124	0.14	37.78
50cc超90cc以下	966	1.14	△8.87	896	1.05	△7.25	842	0.98	△6.03
90cc超125cc以下	5,635	6.66	△0.27	5,592	6.54	△0.76	5,580	6.47	△0.21
ミニカー	858	1.01	8.33	873	1.02	1.75	877	1.02	0.46
軽自動車	54,885	64.91	1.56	56,326	65.91	2.63	57,912	67.12	2.82
二輪車(250cc以下)	9,083	10.74	△2.30	8,843	10.35	△2.64	8,647	10.03	△2.22
三輪車	0	0.00	----	0	0.00	----	0	0.00	----
四輪乗用(自家用)	31,708	37.50	4.05	33,117	38.75	4.44	34,402	39.87	3.88
〃(電動車)	50	0.06	△30.56	43	0.05	△14.00	36	0.04	△16.28
四輪貨物(自家用)	12,791	15.13	△2.29	12,880	15.07	0.70	13,235	15.34	2.76
四輪貨物(営業用)	1,244	1.47	13.19	1,429	1.67	14.87	1,574	1.82	10.15
〃(電動車)	9	0.01	0.00	14	0.02	55.56	18	0.02	28.57
小型特殊自動車	1,711	2.02	△1.67	1,670	1.95	△2.40	1,646	1.91	△1.44
農耕作業用	0	0.00	----	0	0.00	----	0	0.00	----
特殊作業車	720	0.85	△3.10	679	0.79	△5.69	673	0.78	△0.88
〃(電動車)	991	1.17	△0.60	991	1.16	0.00	973	1.13	△1.82
二輪の小型自動車	12,870	15.22	0.19	12,996	15.21	0.98	12,708	14.73	△2.22
合計	84,557	100.00	0.46	85,455	100.00	1.06	86,283	100.00	0.97

(単位：人、%)

3 年度			4 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
6,244	34.63	△1.55	6,317	34.34	1.17
3,197	17.74	△3.03	3,112	16.92	△2.66
89	0.49	43.55	160	0.87	79.78
370	2.05	△12.11	358	1.95	△3.24
2,343	12.99	0.77	2,418	13.14	3.20
245	1.36	3.38	269	1.46	9.80
9,341	51.81	1.20	9,507	51.68	1.78
2,416	13.40	0.58	2,449	13.31	1.37
0	0.00	----	0	0.00	----
3,630	20.13	1.03	3,714	20.19	2.31
12	0.07	140.00	11	0.06	△8.33
2,724	15.11	△1.55	2,726	14.82	0.07
540	2.99	17.65	589	3.20	9.07
19	0.11	375.00	18	0.10	△5.26
269	1.49	△3.58	267	1.45	△0.74
0	△0.01	----	0	0.00	----
111	0.62	△2.63	112	0.61	0.90
158	0.88	△4.24	155	0.84	△1.90
2,177	12.07	2.79	2,306	12.53	5.93
18,031	100.00	0.35	18,397	100.00	2.03

(単位：千円、%)

3 年度			4 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
13,842	15.65	△1.25	14,059	15.25	1.57
6,394	7.22	△3.03	6,224	6.75	△2.66
178	0.20	43.55	320	0.35	79.78
740	0.84	△12.11	716	0.78	△3.24
5,623	6.36	0.77	5,803	6.29	3.20
907	1.03	3.36	995	1.08	9.80
59,914	67.77	3.46	62,741	68.04	4.72
8,698	9.84	0.59	8,816	9.56	1.37
0	0.00	----	0	0.00	----
35,927	40.64	4.43	38,099	41.32	6.05
90	0.10	150.00	78	0.08	△13.00
13,207	14.94	△0.21	13,498	14.64	2.20
1,919	2.17	21.91	2,179	2.36	13.55
74	0.08	311.11	70	0.08	△5.41
1,587	1.80	△3.58	1,575	1.71	△0.74
0	0.01	----	0	0.00	----
655	0.74	△2.69	661	0.72	0.90
932	1.05	△4.19	915	0.99	△1.90
13,062	14.78	2.79	13,836	15.00	5.93
88,405	100.00	2.46	92,211	100.00	4.31

IV-3 特別区たばこ税

IV-3-(1) 現年課税分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

年度	区分	調定			収入			収入歩合
		件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成30年度		357	3,132,540	△1.99	357	3,132,540	△1.99	100.00
令和元年度		139	3,086,765	△1.46	139	3,086,765	△1.46	100.00
令和2年度		228	2,654,145	△14.02	227	2,654,130	△14.02	100.00
令和3年度		233	2,867,386	8.03	234	2,867,447	8.04	100.00
令和4年度		97	3,210,995	11.98	97	3,210,995	11.98	100.00

IV-3-(2) 滞納繰越分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

年度	区分	調定			収入			収入歩合
		件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成30年度		0	0	----	0	0	----	----
令和元年度		0	0	----	0	0	----	----
平成2年度		0	0	----	0	0	----	----
令和3年度		1	15	----	0	0	----	0.00
令和4年度		0	0	----	0	0	----	----

IV-3-(3) 売渡本数 (返還控除後の本数) * 過年度分、手持ち品課税を除く(単位：千本、%)

年度	区分	売渡し本数 (一般品+旧3級品)		左欄の内旧3級品 (内数)	
		金額	伸率	金額	伸率
平成30年度		579,115	△5.62	12,719	△24.23
令和元年度		544,189	△6.03	6,461	△49.20
令和2年度		451,495	△17.03	0	----
令和3年度		454,296	0.62	0	----
令和4年度		490,068	7.87	0	----

IV-4 入湯税

IV-4-(1) 現年課税分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

年度	区分	調定			収入			収入歩合
		件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成30年度		0	0	----	0	0	----	----
令和元年度		0	0	----	0	0	----	----
令和2年度		0	0	----	0	0	----	----
令和3年度		11	9,418	----	11	9,418	----	100.00
令和4年度		16	12,923	37.22	16	12,923	37.22	100.00

V 徴 収

V-1 徴 収

V-1-(1) 特別区税の納付状況

(単位：千円、%)

年度	区分	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	還付未済額 (D)	滞納繰越額 (A-C)-(B-D)	収入歩合 (B/A)
平成30年度		33,663,733	32,571,214	142,784	6,773	956,508	96.75
令和元年度		34,680,786	33,607,350	199,021	5,748	880,163	96.90
令和2年度		35,306,017	34,259,099	204,021	6,447	849,344	97.03
令和3年度		34,835,329	34,045,351	135,963	6,618	660,633	97.73
令和4年度		36,295,755	35,576,537	116,722	8,776	611,272	98.02
	現年課税分	35,627,852	35,276,869	1,142	8,529	358,370	99.01
	滞納繰越分	667,903	299,668	115,580	247	252,902	44.87
	特別区民税	32,966,847	32,255,705	115,749	8,728	604,121	97.84
	現年課税分	32,305,739	31,957,067	1,142	8,481	356,011	98.92
	滞納繰越分	661,108	298,638	114,607	247	248,110	45.17
	軽自動車税	104,990	96,914	973	48	7,151	92.31
	現年課税分	92,211	89,900	0	48	2,359	97.49
	滞納繰越分	6,795	1,030	973	0	4,792	15.16
	環境性能割	5,984	5,984	0	0	0	100.00
	特別区たばこ税	3,210,995	3,210,995	0	0	0	100.00
	現年課税分	3,210,995	3,210,995	0	0	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	----
	入湯税	12,923	12,923	0	0	0	100.00
	現年課税分	12,923	12,923	0	0	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	----

V-1-(2) 差押処分状況 (都・区民税)

(単位：人、千円)

年度	区分	前年度からの繰越分		当年度差押分		取消分		処 理 分				翌年度への繰越分	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	公売前納付によるもの		公 売によるもの		人員	金額
								人員	金額	人員	金額		
平成30年度		459	219,201	1,212	459,815	743	153,815	99	87,532	450	213,069	379	224,600
令和元年度		349	191,980	1,234	384,342	753	137,862	112	87,354	446	214,572	272	136,534
令和2年度		349	134,691	1,391	395,653	682	104,681	116	75,166	546	197,097	396	153,400
令和3年度		396	152,622	1,469	367,102	818	107,275	106	67,836	566	207,577	375	137,036
令和4年度		367	150,980	1,793	431,309	799	123,089	174	81,777	721	219,662	466	157,761
	動 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不 動 産	2	0	3	3,312	2	△16	0	1,878	0	0	3	1,450
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	債 権	365	150,980	1,790	427,997	797	123,105	174	79,899	721	219,662	463	156,311

V-1-(3)督促状、催告書の発付状況

(単位：件、%)

区分 年度	特別区民税・都民税（普通徴収）				特別区民税・都民税（給与特別徴収）			
	現年課税 件数	督促状*		催告書 発付件数 (滞繰分含)	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率			発付件数	発付率	
平成30年度	214,316	57,986	27.06	22,751	438,822	10,752	2.45	1,526
令和元年度	215,039	59,157	27.51	18,976	451,143	11,096	2.46	714
令和2年度	214,602	53,650	25.00	19,132	459,310	10,490	2.28	829
令和3年度	202,126	44,265	21.90	18,248	463,375	9,179	1.98	1,139
令和4年度	202,960	45,541	22.44	16,331	466,434	10,284	2.20	1,166

区分 年度	軽自動車税(過年度含む)			
	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率	
平成30年度	18,553	2,441	13.16	2,748
令和元年度	18,451	2,600	14.09	2,618
令和2年度	18,194	2,217	12.19	2,195
令和3年度	14,217	1,770	12.45	2,010
令和4年度	14,757	1,685	11.42	1,958

*普通徴収督促状には、過年度、納期変更分を含める

V-1-(4)滞納繰越状況（調定）

(単位：件、千円)

区分 年度	合計		特別区民税		軽自動車税		特別区たばこ税	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
平成30年度	975,038	51,515	967,765	48,639	7,273	2,876	0	0
令和元年度	958,379	50,528	950,478	47,709	7,901	2,819	0	0
令和2年度	880,718	49,969	872,849	47,365	7,869	2,604	0	0
令和3年度	838,915	44,589	830,866	42,105	8,034	2,483	15	1
令和4年度	667,903	36,314	661,108	34,152	6,795	2,162	0	0

V-1-(5)処分停止状況

(単位：人、件、千円)

区分 年度	前年度からの繰越分			当年度執行分		
	金額	件数	人員	金額	件数	人員
平成30年度	63,746	2,396	801	9,573	570	232
令和元年度	28,951	1,662	587	6,576	437	160
令和2年度	16,338	1,006	391	10,874	805	306
令和3年度	17,453	1,242	465	10,799	687	276
令和4年度	21,673	1,492	582	11,041	684	276
特別区民税	21,518	1,439	530	10,999	673	268
軽自動車税	155	53	52	42	11	8

※軽自動車は台数を計上

V-1-(6) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、千円)

年度	区分	金額	件数	人員
		平成30年度	142,783	9,799
令和元年度		199,021	11,015	3,785
令和2年度		204,022	14,050	4,740
令和3年度		135,963	9,398	3,280
令和4年度		116,721	7,474	2,757
	特別区民税	115,748	7,137	2,460
	軽自動車税	973	337	297

※軽自動車は台数を計上

V-2 口座振替

V-2-(1) 口座振替加入状況 (3月末時点)

(単位：人、%)

年度	区分	加入数		普通徴収 納税義務者	
		対前年増減率		加入率	
平成30年度		19,941	2.86	69,546	28.67
令和元年度		20,671	3.66	68,394	30.22
令和2年度		21,523	4.12	68,508	31.42
令和3年度		21,649	0.59	65,056	33.28
令和4年度		22,174	2.43	65,364	33.92

※各年度翌3月末時点

V-2-(2) 口座振替収入金額状況 (決算)

(単位：千円、%)

年度	区分	収入金額 (都区合算)		普通徴収 (都区合算)	
		対前年増減率		調定額	口座振替率
平成30年度		4,696,559	6.51	14,119,820	33.26
令和元年度		4,914,239	4.63	14,625,232	33.60
令和2年度		6,018,590	22.47	15,260,372	39.44
令和3年度		5,245,829	△12.84	14,072,130	37.28
令和4年度		5,268,787	0.44	15,448,123	34.11

V-3 証明

V-3-(1) 税証明発行状況 (有料分)

(単位：件、%)

年度	区分	特別区民税		軽自動車税	
		件数	対前年比	件数	対前年比
平成30年度		59,758	△7.81	8	33.33
令和元年度		59,927	0.28	2	△75.00
令和2年度		52,761	△11.96	5	150.00
令和3年度		53,966	2.28	3	△40.00
令和4年度		56,752	5.16	2	△33.33

VI 法定外税

VI-1 経緯

- 平成 12年 5月… 職員自主研究会である「区税研究会」発足
 14年 1月… 区が法定外税として構想発表
 14年 5月… 「豊島区法定外税検討会議」（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）
 15年 9月… 最終報告書の提出・・・課税を可とする。
 15年10月… 区民集会（3回開催）、パブリックコメントの実施
 15年12月… 区議会第4回定例会に条例案を提出し、可決成立
 16年 3月… 総務大臣より狭小住戸集合住宅税について新設の同意
 16年 9月… 総務大臣より放置自転車等対策推進税について新設の同意
 16年10月… 放置自転車等対策推進税の課税を当初予定より1年遅らせて18年度からとすると発表
 18年 6月… 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」策定
 18年… 区議会第2回定例会に放置自転車等対策推進税条例を廃止する条例を提出、可決成立
 18年 7月… 放置自転車等対策推進税条例を廃止
 20年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、11月に報告書を区長に提出
 21年 6月… 区議会第2回定例会に条例一部改正案を提出し、可決成立
 22年 4月… 条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）施行
 25年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、26年1月に報告書を区長に提出
 制度内容はそのまま5年間継続することが決定される
 30年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、31年1月に報告書を区長に提出
 制度内容はそのまま5年間継続することが決定される
 令和 5年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、検討中

VI-2 狭小住戸集合住宅税

VI-2-(1) 課税概要

区 分	課 税 概 要
税 目	【法定外普通税】狭小住戸集合住宅税（抑制を主たる目的とした普通税）
徴 収 方 法	申告納付（申告納付期限：建築等の工事に着手した日から2カ月以内）
課 税 客 体	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為 ○『狭小住戸』：集合住宅における1住戸の専用面積が30㎡未満のもの （当初は「29㎡未満」であったが条例改正により平成22年4月1日より変更） [←29㎡は国の「住宅建設五箇年計画」（H13～17）、30㎡は「住生活基本計画」（H18～）の二人世帯の最低居住（面積）水準] ○『建築等』：新築、増築、大規模修繕、大規模模様替、用途変更等
税 収 の 使 途	普通税のため、税収の使途は明記せず（ただし、主に『ゆとりある住宅・住環境の実現』を目的とする事業を行う財源の一部とする）
課 税 標 準	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数
税 率	狭小住戸1戸につき50万円
非課税事項等	【課税免除】 ○狭小住戸の数が8戸以下の建築等の行為に対しては課税を免除する 【減免】 施行規則で定めるもので、次に掲げる集合住宅の建築等を行う場合に減免 ○国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うとき ○区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるとき
施 行 期 日	平成16年6月1日〔条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）はH22. 4. 1施行〕
課 税 期 間	条例施行後5年ごとに見直し ○条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、区内の住宅供給状況等を勘案のうえ検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

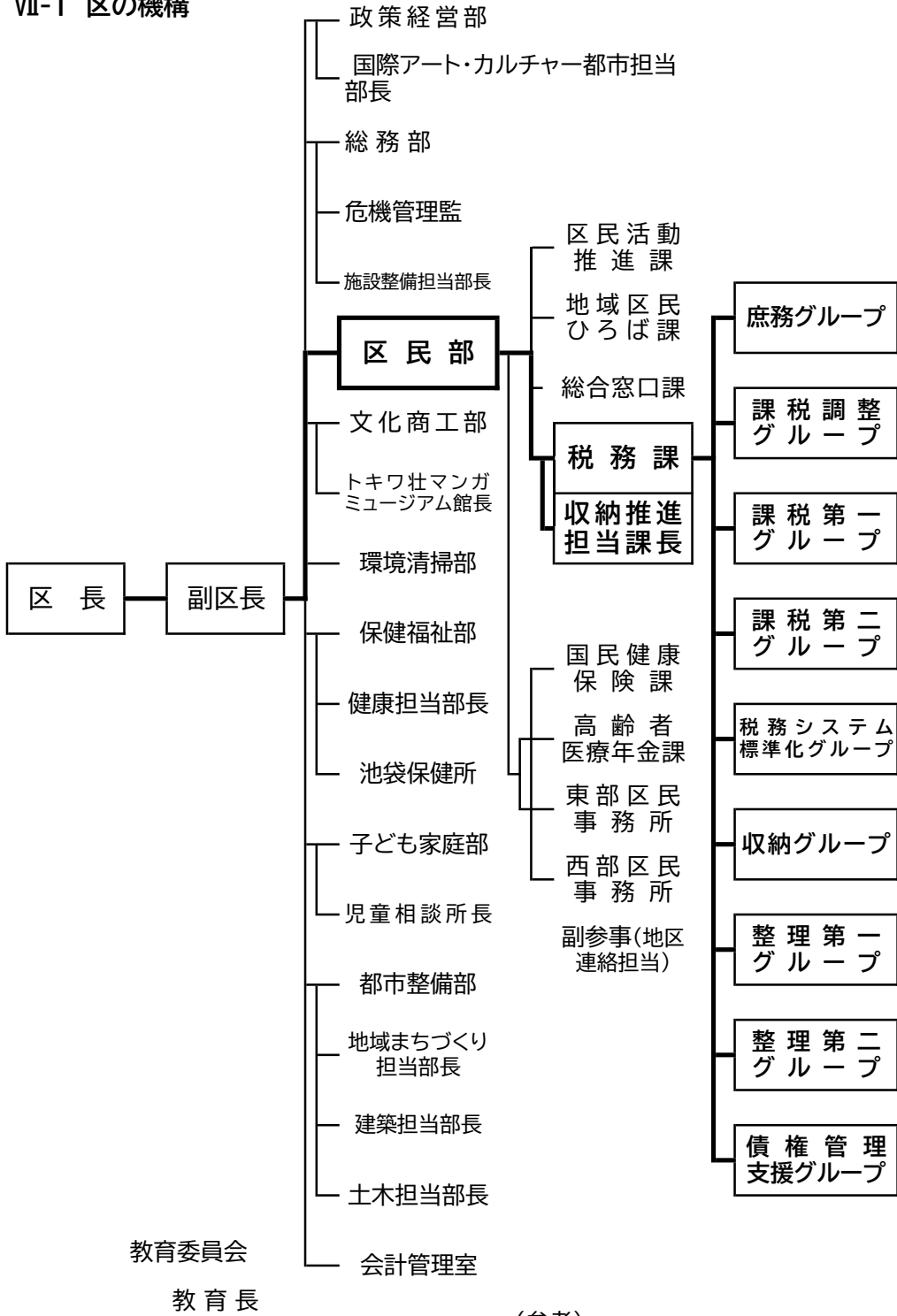
VI-2-(2)狭小住戸集合住宅税の課税状況（現年課税分）

（単位：千円、件、戸）

年度	予 算		調 定			収 入			収納率
	当初予算額	戸数	調定額	件数	戸数	収入額	件数	戸数	
H16	18,500	37	104,500	7	209	104,500	7	209	100%
H17	37,500	75	458,000	29	916	458,000	29	916	100%
H18	200,000	400	337,500	23	675	337,500	23	675	100%
H19	200,000	400	279,500	20	559	279,500	20	559	100%
H20	200,000	400	353,500	20	707	353,500	20	707	100%
H21	180,000	360	228,000	13	456	223,000	13	446	98%
H22	204,000	408	417,000	22	834	402,500	21	805	96.5%
H23	230,000	460	383,000	19	766	383,000	19	766	100%
H24	316,500	633	378,000	16	756	365,000	15	730	96.6%
H25	300,000	600	569,000	23	1,138	569,000	23	1,138	100%
H26	300,000	600	385,500	14	771	385,500	14	771	100%
H27	300,000	600	426,500	23	853	420,500	22	841	98.6%
H28	300,000	600	317,500	23	635	317,500	23	635	100%
H29	300,000	600	440,500	37	881	440,500	37	881	100%
H30	300,000	600	483,500	27	967	483,500	27	967	100%
R1	300,000	600	472,000	30	944	472,000	30	944	100%
R2	300,000	600	566,500	37	1133	566,500	37	1133	100%
R3	300,000	600	486,000	35	972	486,000	35	972	100%
R4	300,000	600	262,000	21	524	262,000	21	524	100%
計	4,586,500	9,173	7,348,000	439	14,696	7,309,500	436	14,619	99.5%

VII 機 構 (令和5年4月1日基準)

VII-1 区の機構



(参考)

- 公益財団法人としま未来文化財団
- 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター
- 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団
- 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会
- 公益社団法人豊島区シルバー人材センター
- 医療法人財団豊島健康診査センター

VII-2 税務課分掌事務

◎庶務グループ

- ・ 特別区税及び都民税の調定及び統計に関すること
- ・ 納税普及及び納税貯蓄組合に関すること
- ・ 税制に関すること
- ・ 特別区たばこ税、軽自動車税及び入湯税の賦課等に関すること
- ・ 特別区民税、都民税等の収納に関すること(課内他グループの所管に属するものを除く)
- ・ 特別区民税、都民税及び軽自動車税の証明に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の賦課等に関すること
- ・ 課内他の係に属しないこと及び課の庶務に関すること

◎課税調整・課税第一・課税第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の賦課に関すること
- ・ 特別区民税及び都民税の減免に関すること
- ・ 特別徴収・普通徴収の賦課全般

◎税務システム標準化グループ

- ・ 税務システムの標準化に関すること

◎収納グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の特別徴収に係る収納に関すること。
(課内他のグループの所管に属するものを除く。)
- ・ 特別徴収に係る納税相談に関すること
- ・ 受託及び嘱託に関すること(整理グループの所管に属するものを除く)

◎整理第一・第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の収納・納付相談に関すること
(課内他グループの所管に属するものを除く)
- ・ 特別区民税及び都民税の普通徴収に係る収納・納付相談に関すること
(課内他グループの所管に属するものを除く)
- ・ 受託及び嘱託に関すること

◎債権管理支援グループ

- ・ 債権管理支援事務に関すること

Ⅷ その他

Ⅷ-1 税率の変遷

* []内は適用開始課税年度

年 度		平成 15 年 度						
均等割		3,000円(都1,000円) [平成8年度から]						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成11年度から]	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
特別区民税	長期譲渡	一般	税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置 課税長期譲渡所得金額×4%(都2%) [平成12年度から]					
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額				
		4,000万円以下		3.4%(都1.6%)		[平成10年度から]		
		4,000万円を超える部分	4.0%(都2.0%)					
	居住用	課税長期譲渡所得金額						
		6,000万円以下	2.7%(都1.3%)		[平成5年度から]			
	6,000万円を超える部分	3.4%(都1.6%)						
	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [平成9年度から]					
			(1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額					
	軽減	軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [少なくとも昭和57年度からこの税率]					
(1)4%(都2%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額								
事業・雑		休 止 (平成11年度から)						
株式等		課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%) [平成2年度から]						
先物取引		商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%) [平成14年度から]						
特別減税		特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) [平成11年度から定率の税額控除として位置づけ]						
非課税限度額(所得額)	[平成14年度から]	A 均等割		B 所得割		C 障害者・未成年者・老年者 寡婦(寡夫)		
		35万円×n+24万円*		35万円×n+36万円*		125万円		
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円			
		90cc超	1,600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2,500円			
	2. 軽自動車	二輪	2,400円	三輪		3,100円		
		四輪	乗用自家用	7,200円	乗用営業用	5,500円		
			貨物用自家用	4,000円				
			貨物用営業用	3,000円				
専ら雪上を走行するもの	2,400円							
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円						
	その他	4,700円						
4. 二輪の小型自動車	4,000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]						
たばこ税	15年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。							
			区	都	国	たばこ特別税		
	一般品 (千本あたり)	2,977円	969円	3,126円	820円			
旧3級品 (千本あたり)	1,412円	461円	1,484円	389円				
年 度	平成 15 年 度							

年 度		平 成 16 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 ○不均一課税の一本化(区は増税なし)			
	所得割総合課税	同 左 ○上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 ・総合課税の対象所得としない。 ・16年度(15年中)は住民税非課税とし、地方交付税特例加算で対応(区は無配当)(15年4月の配当から・個人大口株主を除く) ○三位一体改革として所得譲与税創設、区への分配は4億程度			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	源泉分離課税の廃止・申告分離課税へ一本化、100万円控除の廃止、損失繰越制度導入 「特定口座」制度導入、「特定口座」利用者も住民税は源泉徴収されず本来の分離課税 上場株式等 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%)			
	先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3.4%(都1.6%) *有価証券先物取引を対象に加える、損失繰越制度の導入			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額(所得額)	物価下落による生活保護基準の減	A 均等割 35万円×n+ 22万円*	B 所得割 35万円×n+ 35万円*	C(障害者等)は同左
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 16 年 度				

年 度		平成 17 年 度			
特別区民税	均等割	同 左	○同居の妻の非課税措置の廃止(17年度は半額)		
	所得割総合課税	同 左	○上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 ・16年中所得からの源泉徴収の際の税率(区2%・都1%) ・区へは配当割交付金として配分 ○配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			優良住宅	従来あった特別控除等の併用は不可となった 課税長期譲渡所得金額 2,000万円以下 2.7%(都1.3%) (特別控除利用不可) 2,000万円を超える部分 3.4%(都1.6%) →従来あった特別控除等を利用する場合は、分離長期一般の課税扱いとする。 *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
		居住用	同 左 *居住用財産の買替又は譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度延長・拡大		
		短期譲渡	一 般	課税短期譲渡所得金額×6%(都3%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			軽 減	課税短期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	「特定口座」による住民税源泉徴収制度開始、区へは株式等譲渡所得割として配分 上場株式等 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 課税株式等に係る譲渡所得金額×3.4%(都1.6%)		
	先物取引	同 左			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左	
		35万円×n+ 22万円*	35万円×n+ 35万円*		
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 17 年 度				

年 度		平 成 18 年 度				
特別区民税	均等割	同 左	○同居の妻の全額課税化			
	所得割総合課税	同 左	○老年者控除の廃止 ○公的年金等控除の見直し			
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止	(平成11年度から)			
	株式等	同 左	*緊急投資優遇措置による(購入価格)1,000万円非課税 (平成13年11月末から14年に購入し平成17年から19年譲渡)			
	先物取引	同 左				
	特別減税	定率減税の半減	特別区民税、都民税の所得割額の7.5%相当額を減税。 (ただし、限度額は都民税と合わせて2万円。)			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	35万円×n+21万円*	B 所得割	35万円×n+32万円*	老年者非課税の廃止 ただし、2年経過措置(1年目)
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	同 左					
たばこ税	18年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。					
		区	都	国	たばこ特別税	
	一般品 (千本あたり)	3,298円	1,074円	3,552円	820円	
旧3級品 (千本あたり)	1,564円	511円	1,686円	389円		
年 度	平 成 18 年 度					

年 度		平成 19 年度			
均等割		同 左			
所得割総合課税		課税標準	税 率		○人的控除額の差に基づく負担増の軽減措置 (1)合計課税所得金額が200万円以下の場合 →次の①、②のいずれか少ない金額の3%(都2%)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超の場合 →{人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)} ×3%(都2%)を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は1,500円。(都1,000円)
			特別区民税	都民税	
		一律	6%	4%	
		*所得税から住民税への税源委譲(税率10%化)		【平成20年度実施経過措置】税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置で実際に減額する年度が19年度課税分である	
特別区民税	所得割分離課税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3%(都2%) 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置	
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額	2,000万円以下
		居住用	課税長期譲渡所得金額	2,000万円超の部分	3%(都2%)
			課税長期譲渡所得金額	6,000万円以下	2.4%(都1.6%)
	短期譲渡	一般	課税短期譲渡所得金額×5.4%(都3.6%)		
		軽減	課税短期譲渡所得金額×3%(都2%)		
	事業・雑	休 止(平成11年度から) ※課税事業所得等の金額×7.2%(都4.8%)			
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)		
その他		課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)			
先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3%(都2%)				
配当控除	配当の種類 <small>利益の配当、剰余金の配当・分配、 特定株式投資信託・特定投資信託の収益・分配 特定株式投資信託以外の 証券投資信託の収益分配 一般外貨建証券投資信託の収益分配</small>	課税総所得金額1,000万円以下の部分	特別区民税	都民税	課税総所得金額1,000万円超の部分
			特別区民税	都民税	特別区民税
		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		
外国税額控除	区民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の18			
	都民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の12			
特別減税	定率減税の廃止				
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	老年者非課税の廃止 ただし、2年の経過措置(2年目)		
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 19 年度				

年 度		平成 20 年度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税		同 左	<p>○住宅ローン控除の創設(平成20年度分から28年度分について適用) ・税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除の限度額まで控除出来ない場合の軽減措置。 ○税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置(平成19年度課税分を減額) ○地震保険料控除を創設(地震保険料の2分の1、上限2万5千円)。損害保険料控除を廃止し改組したもの。 (ただし、平成18年度未までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料については改正前の損害保険料控除を適用する経過措置あり。)</p>	
		長期譲渡	一般	同 左	
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一般	同 左	
			軽減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
		先物取引	同 左		
		特別減税	なし		
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
	軽自動車税	同 左			
	たばこ税	同 左			
年 度		平成 20 年度			

年 度		平成 21 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税		同 左	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付金税制の拡充(平成20年中の寄付金から適用) ・控除方式を所得控除から税額控除に改める。 ・控除対象寄付金の上限額を総所得金額等の25%→30%へ引上。 ・適用下限額10万円→5千円へ引下。 ・都道府県・市区町村に対する寄付金の適用下限額を超える部分については基本控除に加え、所得割の1割を限度として控除。 ・所得税対象寄付金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金を控除対象とする制度創設。 ○公的年金からの特別徴収開始。(平成21年10月支給分から) 	
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成20・21年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。
			優良住宅	同 左	
			居住用	同 左	
		短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止	(平成11年度から)	
		株式等	同 左		
	先物取引	同 左			
	特別減税	なし			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割		B 所得割	
		35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 21 年 度				

年 度		平成 22 年 度					
特別区民税	均等割	同 左					
	所得割総合課税		同 左	○住宅借入金等特別税額控除の創設(平成21年～25年までの入居者) ①所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限9.75万円) →①②のいずれか小さい額 ※申告不要			
		長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成21・22年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。		
	優良住宅		同 左				
	居住用		同 左				
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左			
			軽 減	同 左			
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
		株式等	同 左				
		先物取引	同 左				
		特別減税	なし				
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算		
	軽自動車税	同 左					
	たばこ税	22年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。					
			区	都	国	たばこ特別税	計
		一般品 (千本あたり)	4,618円	1,504円	5,302円	820円	12,244円
	旧3級品 (千本あたり)	2,190円	716円	2,517円	389円	5,812円	
年 度	平成 22 年 度						

年 度		平成 23 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左			
	長期譲渡	一 般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一 般	同 左		
		軽 減	同 左		
	所得割分離課税	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株 式 等	同 左		
		先物取引	同 左		
		特別減税	な し		
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算			
	軽自動車税	同 左			
	たばこ税	同 左			
年 度	平成 23 年 度				

年 度		平成 24 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左	<p>○扶養控除の廃止等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)の扶養控除が廃止(33万円→0円) ・16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分が廃止(45万円→33万円) <p>○寄附金税額控除の控除適用下限額の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、2,000円を超える部分が控除の対象に拡大されました。 	
	長期譲渡	一般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.3	
		その他		
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 24 年 度			

年 度		平成 25 年 度					
特別区民税	均等割		同 左				
	所得割総合課税		同 左				<p>○退職所得控除額の縮減について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職所得に係る所得割額から10%を税額控除する措置を廃止。 ・勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。(ともに平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より適用) <p>○介護医療保険料控除の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年1月1日以降契約した生命保険について、これまでの一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の他に、介護医療保険料控除が創設。 ・控除限度額はそれぞれ28,000円、合計適用限度額は70,000円に変更なし。
		長期譲渡	一般	同 左			
	優良住宅		同 左				
	居住用		同 左				
	短期譲渡	一般	同 左				
		軽減	同 左				
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで				
		その他					
	先物取引		同 左				
	特別減税		な し				
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割		B 所得割		
35万円×n+21万円*			35万円×n+32万円*		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算		
軽自動車税		同 左					
たばこ税		都から区への税源移譲。25年4月売渡分より。(法人実効税率引き下げによる都区間の財源調整。)					
			区	都	国	たばこ特別税	計
		一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
		旧3級品 (千本あたり)	2,495円	411円	2,517円	389円	5,812円
年 度		平成 25 年 度					

年 度		平成 26 年度		
特別区民税	均等割	同 左	○均等割額の変更 ・東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、均等割額が特別区民税・都民税合わせて1,000円加算となる。 (区民税3,000→3,500円、都民税1,000→1,500円)	
	所得割総合課税	同 左	○給与所得控除額の上限定額 ・給与所得控除に上限額が設定され、給与収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円固定される。	
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左
			優良住宅	同 左
			居住用	同 左
		短期譲渡	一 般	同 左
			軽 減	同 左
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)	
		株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで
	その他		※平成27年度課税から区3.0%(都2.0%)	
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 26 年度			

年 度		平成 27 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左	○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成29年12月31日まで4年間延長。平成26年4月から平成29年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。	
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左
			優良住宅	同 左
			居住用	同 左
		短期譲渡	一 般	同 左
			軽 減	同 左
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)	
		株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)
	その他			
	先物取引	同 左		
	特別減税	な し		
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 27 年 度			

年 度		平成 28 年度					
特別区民税	均等割	同 左					
	所得割総合課税			同 左	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を令和元年6月30日まで延長。平成26年4月から平成31年6月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。 ○ふるさと納税 ・特例控除の控除限度額の引き上げ(調整控除後の所得割額の2割) ・ワンストップ特例制度の創設 ○住民税の年金からの特別徴収制度の見直し ・翌年度の仮徴収税額の見直し(29年4月引き落とし分から) ・特別徴収の中止条件の見直し(28年10月から) 		
		長期譲渡	一般	同 左			
	優良住宅		同 左				
	居住用		同 左				
	所得割分離課税	短期譲渡	一般	同 左			
			軽減	同 左			
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左				
		その他	同 左				
先物取引		同 左					
特別減税		なし					
非課税限度額 (所得額)		A 均等割		B 所得割			
		35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	1. 原動機付自転車		50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	
			90cc超	2,400円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	3,700円	
	2. 軽自動車		二輪	3,600円	三輪	3,900円	
			四輪	乗用自家用※1	10,800円	乗用営業用※1	6,900円
				貨物用自家用※1	5,000円	貨物用営業用※1	3,800円
		専ら雪上を走行するもの 3,600円					
3. 小型特殊自動車		農耕作業用	2,400円				
		その他	5,900円				
4. 二輪の小型自動車		6,000円 [昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]					
※1平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けるものは、平成28年度から新税額が適用。							
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。						
			区	都	国	たばこ特別税 計	
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円	
旧3級品 (千本あたり)		2,925円	481円	2,950円	456円	6,812円	
年 度		平成 28 年度					

年 度		平成 29 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税		同 左	○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を令和3年12月31日まで延長。平成26年4月から令和3年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。 ○給与所得控除額の見直し ・給与収入金額が1,200万円を超える場合、給与所得控除額は230万円固定される。		
		長期譲渡	一般	同 左		
	優良住宅		同 左			
	居住用		同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算		
軽自動車税	同 左					
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	3,355円	551円	3,383円	523円	7,812円	
年 度	平成 29 年 度					

年 度		平 成 30 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税		同 左	<p>○スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の新設 ・健康の保持増進及び疾病の予防として、定期健康診断等の一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した際に、その購入費用について所得控除(支払対価額-12,000円)を受けることができる(上限控除額は88,000円)。 ○給与所得控除額の見直し ・給与収入金額が1,000万円を超える場合、給与所得控除額は220万円で固定される。</p>		
		長期譲渡	一般	同 左		
	優良住宅		同 左			
	居住用		同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
	先物取引	同 左				
	特別減税	な し				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税	同 左					
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。 30年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施(令和3年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品 (千本あたり)	5,692円	930円	5,802円	820円	13,244円
旧3級品 (千本あたり)	4,000円	656円	4,032円	624円	9,312円	
年 度	平 成 30 年 度					

年 度		令 和 元 年 度					
特別区民税	均等割	同 左					
	所得割総合課税	同 左		○配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し ・納税者本人に所得制限を導入、納税者本人の合計所得金額に応じて控除額が逡減し、一定額で消失する。 ・配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限を引き上げ、納税者本人の合計所得金額に応じて控除額は逡減し、一定額で消失する。			
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左			
			優良住宅	同 左			
			居住用	同 左			
		短期譲渡	一 般	同 左			
			軽 減	同 左			
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
		株式	上場株	同 左			
	その他		同 左				
	先物取引	同 左					
	特別減税	な し					
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割		B 所得割			
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*				
	n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者						
軽自動車税 (種別割)	同左						
たばこ税	令和元年10月より旧3級品のたばこ税率改定(一般品と同率に)。 手持ち品課税実施(令和3年まで段階的に実施)。						
		区	都	国	たばこ特別税	計	
	一般品・旧3級品(千本あたり)	5,692円	930円	5,802円	820円	13,244円	
年 度	令 和 元 年 度						

年 度		令 和 2 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税		同 左	○住宅借入金等特別控除の改正 ・消費税率10%で住宅を取得し、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に居住を開始した場合で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合には、控除が13年目まで可能。 ○ふるさと納税 ・特例控除の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度の創設		
		長期譲渡	一 般	同 左		
	優良住宅		同 左			
	居住用		同 左			
	短期譲渡	一 般	同 左			
		軽 減	同 左			
		事業・雑	休 止	(平成11年度から)		
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
		先物取引	同 左			
		特別減税	な し			
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
	n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者					
	軽自動車税 (種別割)	同左				
	たばこ税	令和2年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施(令和3年まで段階的に実施)。				
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品・旧3級品(千本あたり)	6,122円	1,000円	6,302円	820円	14,244円
年 度	令 和 2 年 度					

年 度		令 和 3 年 度					
特別区民税	均等割	同 左					
	所得割総合課税	同 左		<ul style="list-style-type: none"> ○給与所得控除の改正 ○公的年金等控除の改正 ○基礎控除の改正 ○子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除(新設) ○給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除 ○住民税の非課税措置における対象者の追加(未婚のひとり親) ○新型コロナウイルスにより中止されたイベント入場料についての寄付金控除の特例 			
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左			
			優良住宅	同 左			
			居住用	同 左			
		短期譲渡	一 般	同 左			
			軽 減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)					
	株式	上場株	同 左				
		その他	同 左				
	先物取引	同 左					
	特別減税	な し					
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割		B 所得割			
		35万円×n+10万円+21万円*		35万円×n+10万円+32万円*			
n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者							
軽自動車税 (種別割)	同左						
たばこ税	令和3年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。 手持ち品課税実施(令和3年まで段階的に実施)。						
		区	都	国	たばこ特別税	計	
	一般品(千本あたり)	6,552円	1,070円	6,802円	820円	15,244円	
年 度	令 和 3 年 度						

年 度		令 和 4 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○国や地方自治体が実施する子育てに係る助成等の非課税措置 ○住宅借入金等特別控除の延長等 ・住宅ローン控除の控除期間13年の特例の延長及び面積要件の緩和(契約日、所得金額等条件あり) ○寄附金控除制度の改正 ・特定公益増進法人について改正 ○退職所得課税の適正化 ・勤続年数5年以下の法人役員等以外についても、2分の1課税の適用除外とする				
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左		
			優良住宅	同 左		
			居住用	同 左		
		短期譲渡	一般	同 左		
			軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割		B 所得割		
		35万円×n+10万円+21万円*		35万円×n+10万円+32万円*		
n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の者						
軽自動車税 (種別割)	同左					
たばこ税						
	一般品(千本あたり)	区	都	国	たばこ特別税	計
年 度	同左					
年 度	令 和 4 年 度					

年 度		令 和 5 年 度					
特別区民税	均等割		同 左				
	所得割総合課税		同 左				
			○住宅借入金等特別控除の特例の延長等 ・住宅ローン控除の適用期限の延長 ・個人住民税の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)とする ○個人住民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ ○セルフメディケーション税制の見直し ・対象となる医薬品をより効果的なものに重点化した上で、適用期限を延長				
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左			
			優良住宅	同 左			
			居住用	同 左			
		短期譲渡	一 般	同 左			
			軽 減	同 左			
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左				
		その他	同 左				
		先物取引	同 左				
		特別減税	な し				
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
	35万円×n+10万円+21万円*		35万円×n+10万円+32万円*				
		n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の者					
	軽自動車税 (種別割)	同左					
	たばこ税		区	都	国	たばこ特別税	計
		一般品(千本あたり)	同左				
年 度	令 和 5 年 度						

Ⅷ-2 23区の状況

Ⅷ-2-(1)①特別区税徴収実績調（令和5年5月末）・・・令和4年度決算

区分 区	特別区民税			軽自動車税			特別区たばこ税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	19,887,389	19,464,085	97.87	37,297	35,696	95.71	2,999,747	2,998,617	99.96
中央	33,939,804	33,153,400	97.68	61,952	56,918	91.87	2,419,828	2,419,828	100.00
港	94,386,689	91,743,905	97.20	95,324	85,959	90.18	5,131,116	5,131,116	100.00
新宿	49,171,983	47,884,601	97.38	131,636	116,968	88.86	5,883,262	5,883,262	100.00
文京	37,773,863	37,418,445	99.06	63,286	62,732	99.12	1,060,827	1,060,827	100.00
台東	23,152,668	22,458,470	97.00	90,922	82,278	90.49	2,957,283	2,957,283	100.00
墨田	25,901,366	25,508,537	98.48	129,995	127,780	98.30	2,297,243	2,297,158	100.00
江東	55,503,473	54,762,884	98.67	225,448	220,862	97.97	4,043,996	4,043,996	100.00
品川	53,379,157	52,947,687	99.19	147,247	145,134	98.56	3,560,843	3,560,843	100.00
目黒	48,186,535	47,439,604	98.45	98,954	92,854	93.84	1,790,706	1,790,706	100.00
大田	74,884,906	74,063,629	98.90	379,225	370,909	97.81	5,108,109	5,108,109	100.00
世田谷	131,167,615	128,425,342	97.91	402,732	363,693	90.31	4,618,780	4,618,780	100.00
渋谷	59,945,638	58,118,150	96.95	93,033	86,917	93.43	3,023,596	3,023,590	100.00
中野	36,889,405	35,946,915	97.45	134,598	125,995	93.61	2,080,628	2,080,628	100.00
杉並	68,186,882	66,214,291	97.11	233,954	213,074	91.08	3,125,503	3,125,479	100.00
豊島	32,966,847	32,255,705	97.84	104,990	96,914	92.31	3,210,995	3,210,995	100.00
北	30,710,247	30,152,029	98.18	156,754	150,893	96.26	2,351,775	2,351,755	100.00
荒川	18,054,458	17,712,406	98.11	90,999	87,965	96.67	1,623,617	1,623,617	100.00
板橋	46,589,194	45,816,039	98.34	318,651	298,663	93.73	3,840,533	3,840,533	100.00
練馬	68,250,192	67,226,939	98.50	439,067	423,019	96.34	3,823,153	3,823,153	100.00
足立	48,864,908	47,348,016	96.90	629,281	570,620	90.68	5,626,505	5,626,505	100.00
葛飾	34,158,105	33,019,111	96.67	330,339	307,330	93.03	3,322,078	3,322,078	100.00
江戸川	53,332,712	52,882,127	99.16	457,299	454,688	99.43	5,269,532	5,269,532	100.00
計	1,145,284,036	1,121,962,317	97.96	4,852,983	4,577,861	94.33	79,169,655	79,168,390	100.00

入湯税・・令和3年度から、区内に対象施設あり。
 鉱産税・・区内には鉱物の掘採事業場がない。

(単位：千円、%)

入 湯 税			鉱 産 税			法 定 5 税 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
5,649	5,649	100.00				22,930,082	22,504,047	98.14	千代田
9,362	9,362	100.00				36,430,946	35,639,508	97.83	中 央
3,371	3,371	100.00				99,616,500	96,964,351	97.34	港
54,139	54,139	100.00				55,241,020	53,938,970	97.64	新 宿
33,486	33,486	100.00				38,931,462	38,575,490	99.09	文 京
11,604	11,604	100.00				26,212,477	25,509,635	97.32	台 東
13,087	13,087	100.00				28,341,691	27,946,562	98.61	墨 田
64,703	64,703	100.00				59,837,620	59,092,445	98.75	江 東
0	0					57,087,247	56,653,664	99.24	品 川
0	0					50,076,195	49,323,164	98.50	目 黒
16,373	16,373	100.00				80,388,613	79,559,020	98.97	大 田
8,117	8,117	100.00				136,197,244	133,415,932	97.96	世田谷
0	0					63,062,267	61,228,657	97.09	渋谷
0	0					39,104,631	38,153,538	97.57	中 野
19,993	19,993	100.00				71,566,332	69,572,837	97.21	杉 並
12,923	12,923	100.00				36,295,755	35,576,537	98.02	豊 島
0	0					33,218,776	32,654,677	98.30	北
0	0					19,769,074	19,423,988	98.25	荒 川
712	712	100.00				50,749,090	49,955,947	98.44	板 橋
38,059	38,059	100.00				72,550,471	71,511,170	98.57	練 馬
0	0					55,120,694	53,545,141	97.14	足 立
6,501	6,501	100.00				37,817,023	36,655,020	96.93	葛 飾
33,511	33,511	100.00				59,093,054	58,639,858	99.23	江戸川
331,590	331,590	100.00	0	0		1,229,638,264	1,206,040,158	98.08	計

Ⅷ-2-(1)②23区の状況 令和4年度決算（税目内訳）

区分 区	特 別 区 民 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合
千代田	19,346,414	19,199,347	99.24	172,070	147,632	85.80	19,518,484	19,346,979	99.12
中央	32,937,039	32,711,060	99.31	309,240	204,688	66.19	33,246,279	32,915,748	99.01
港	91,169,445	90,408,055	99.16	1,243,552	581,670	46.77	92,412,997	90,989,725	98.46
新宿	47,680,911	47,171,922	98.93	372,220	317,842	85.39	48,053,131	47,489,764	98.83
文京	37,260,346	37,136,256	99.67	199,148	184,090	92.44	37,459,494	37,320,346	99.63
台東	22,369,234	22,113,149	98.86	118,070	103,398	87.57	22,487,304	22,216,547	98.80
墨田	25,419,608	25,209,344	99.17	127,672	101,120	79.20	25,547,280	25,310,464	99.07
江東	54,552,394	54,229,219	99.41	290,868	241,303	82.96	54,843,262	54,470,522	99.32
品川	52,735,872	52,503,869	99.56	204,016	185,940	91.14	52,939,888	52,689,809	99.53
目黒	47,159,803	46,824,363	99.29	240,601	210,795	87.61	47,400,404	47,035,158	99.23
大田	73,766,246	73,291,726	99.36	368,745	318,228	86.30	74,134,991	73,609,954	99.29
世田谷	127,911,892	126,975,607	99.27	1,074,380	657,512	61.20	128,986,272	127,633,119	98.95
渋谷	57,891,286	57,029,268	98.51	961,496	580,696	60.40	58,852,782	57,609,964	97.89
中野	35,752,143	35,415,375	99.06	223,457	186,283	83.36	35,975,600	35,601,658	98.96
杉並	65,958,264	65,242,204	98.91	479,496	381,185	79.50	66,437,760	65,623,389	98.77
豊島	32,090,368	31,776,620	99.02	215,371	180,447	83.78	32,305,739	31,957,067	98.92
北	30,050,875	29,768,854	99.06	129,019	111,813	86.66	30,179,894	29,880,667	99.01
荒川	17,638,189	17,477,521	99.09	107,312	100,187	93.36	17,745,501	17,577,708	99.05
板橋	45,609,666	45,187,033	99.07	254,046	218,428	85.98	45,863,712	45,405,461	99.00
練馬	66,975,051	66,404,223	99.15	300,723	256,515	85.30	67,275,774	66,660,738	99.09
足立	47,406,569	46,648,727	98.40	226,564	166,996	73.71	47,633,133	46,815,723	98.28
葛飾	32,877,283	32,435,384	98.66	205,690	153,237	74.50	33,082,973	32,588,621	98.51
江戸川	52,732,169	52,531,137	99.62	244,733	207,695	84.87	52,976,902	52,738,832	99.55
計	1,117,291,067	1,107,690,263	99.14	8,068,489	5,797,700	71.86	1,125,359,556	1,113,487,963	98.95

(単位：千円、%)

特別区民税						
滞納繰越分			合計			
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
368,905	117,106	31.74	19,887,389	19,464,085	97.87	千代田
693,525	237,652	34.27	33,939,804	33,153,400	97.68	中央
1,973,692	754,180	38.21	94,386,689	91,743,905	97.20	港
1,118,852	394,837	35.29	49,171,983	47,884,601	97.38	新宿
314,369	98,099	31.21	37,773,863	37,418,445	99.06	文京
665,364	241,923	36.36	23,152,668	22,458,470	97.00	台東
354,086	198,073	55.94	25,901,366	25,508,537	98.48	墨田
660,211	292,362	44.28	55,503,473	54,762,884	98.67	江東
439,269	257,878	58.71	53,379,157	52,947,687	99.19	品川
786,131	404,446	51.45	48,186,535	47,439,604	98.45	目黒
749,915	453,675	60.50	74,884,906	74,063,629	98.90	大田
2,181,343	792,223	36.32	131,167,615	128,425,342	97.91	世田谷
1,092,856	508,186	46.50	59,945,638	58,118,150	96.95	渋谷
913,805	345,257	37.78	36,889,405	35,946,915	97.45	中野
1,749,122	590,902	33.78	68,186,882	66,214,291	97.11	杉並
661,108	298,638	45.17	32,966,847	32,255,705	97.84	豊島
530,353	271,362	51.17	30,710,247	30,152,029	98.18	北
308,957	134,698	43.60	18,054,458	17,712,406	98.11	荒川
725,482	410,578	56.59	46,589,194	45,816,039	98.34	板橋
974,418	566,201	58.11	68,250,192	67,226,939	98.50	練馬
1,231,775	532,293	43.21	48,864,908	47,348,016	96.90	足立
1,075,132	430,490	40.04	34,158,105	33,019,111	96.67	葛飾
355,810	143,295	40.27	53,332,712	52,882,127	99.16	江戸川
19,924,480	8,474,354	42.53	1,145,284,036	1,121,962,317	97.96	計

VIII-2-(1)②23区の状況 令和4年度決算（税目内訳） つづき

区分 区	軽自動車税（種別割）								
	現年度分			過年度分			小計		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	32,753	32,358	98.79	7	7	100.00	32,760	32,365	98.79
中央	54,220	53,151	98.03	0	0		54,220	53,151	98.03
港	81,531	78,887	96.76	80	45	56.25	81,611	78,932	96.72
新宿	111,028	108,050	97.32	98	57	58.16	111,126	108,107	97.28
文京	58,685	58,516	99.71	22	22	100.00	58,707	58,538	99.71
台東	77,345	75,932	98.17	36	35	97.22	77,381	75,967	98.17
墨田	119,223	117,927	98.91	16	16	100.00	119,239	117,943	98.91
江東	201,844	199,892	99.03	27	20	74.07	201,871	199,912	99.03
品川	137,102	135,319	98.70	45	45	100.00	137,147	135,364	98.70
目黒	86,421	84,545	97.83	75	75	100.00	86,496	84,620	97.83
大田	343,913	339,830	98.81	170	152	89.41	344,083	339,982	98.81
世田谷	345,023	334,376	96.91	94	78	82.98	345,117	334,454	96.91
渋谷	82,862	80,928	97.67	272	160	58.82	83,134	81,088	97.54
中野	119,267	116,665	97.82	58	34	58.62	119,325	116,699	97.80
杉並	198,249	193,205	97.46	321	181	56.39	198,570	193,386	97.39
豊島	92,097	89,807	97.51	114	93	81.58	92,211	89,900	97.49
北	141,078	138,851	98.42	30	30	100.00	141,108	138,881	98.42
荒川	82,167	81,127	98.73	4	4	100.00	82,171	81,131	98.73
板橋	279,730	274,379	98.09	155	152	98.06	279,885	274,531	98.09
練馬	395,437	388,352	98.21	102	96	94.12	395,539	388,448	98.21
足立	544,412	524,818	96.40	88	64	72.73	544,500	524,882	96.40
葛飾	286,513	278,308	97.14	238	238	100.00	286,751	278,546	97.14
江戸川	424,458	423,230	99.71	164	100	60.98	424,622	423,330	99.70
計	4,295,358	4,208,453	97.98	2,216	1,704	76.90	4,297,574	4,210,157	97.97

(単位：千円、%)

軽自動車税 (種別割)							軽自動車税 (環境性能割)		
滞納繰越分			合計				調定額	収入額	収入歩合
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合				
1,646	440	26.73	34,406	32,805	95.35	千代田	2,891	2,891	100.00
5,013	1,048	20.91	59,233	54,199	91.50	中央	2,719	2,719	100.00
8,290	1,604	19.35	89,901	80,536	89.58	港	5,423	5,423	100.00
13,125	1,476	11.25	124,251	109,583	88.19	新宿	7,385	7,385	100.00
742	357	48.11	59,449	58,895	99.07	文京	3,837	3,837	100.00
8,832	1,602	18.14	86,213	77,569	89.97	台東	4,709	4,709	100.00
2,052	1,133	55.21	121,291	119,076	98.17	墨田	8,704	8,704	100.00
5,060	2,433	48.08	206,931	202,345	97.78	江東	18,517	18,517	100.00
1,991	1,661	83.43	139,138	137,025	98.48	品川	8,109	8,109	100.00
6,808	2,584	37.96	93,304	87,204	93.46	目黒	5,650	5,650	100.00
7,837	3,622	46.22	351,920	343,604	97.64	大田	27,305	27,305	100.00
34,219	5,843	17.08	379,336	340,297	89.71	世田谷	23,396	23,396	100.00
5,282	1,212	22.95	88,416	82,300	93.08	渋谷	4,617	4,617	100.00
7,571	1,594	21.05	126,896	118,293	93.22	中野	7,702	7,702	100.00
18,691	2,995	16.02	217,261	196,381	90.39	杉並	16,693	16,693	100.00
6,795	1,030	15.16	99,006	90,930	91.84	豊島	5,984	5,984	100.00
5,756	2,122	36.87	146,864	141,003	96.01	北	9,890	9,890	100.00
2,952	958	32.45	85,123	82,089	96.44	荒川	5,876	5,876	100.00
17,523	2,889	16.49	297,408	277,420	93.28	板橋	21,243	21,243	100.00
14,766	5,809	39.34	410,305	394,257	96.09	練馬	28,762	28,762	100.00
48,805	9,762	20.00	593,305	534,644	90.11	足立	35,976	35,976	100.00
21,135	6,331	29.96	307,886	284,877	92.53	葛飾	22,453	22,453	100.00
1,632	313	19.18	426,254	423,643	99.39	江戸川	31,045	31,045	100.00
246,523	58,818	23.86	4,544,097	4,268,975	93.95	計	308,886	308,886	100.00

VIII-2-(1)②23区の状況 令和4年度決算（税目内訳）つづき

区分 区	特 別 区 た ば こ 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	2,998,535	2,998,535	100.00	0	0		2,998,535	2,998,535	100.00
中央	2,419,828	2,419,828	100.00	0	0		2,419,828	2,419,828	100.00
港	5,121,032	5,121,032	100.00	10,084	10,084	100.00	5,131,116	5,131,116	100.00
新宿	5,883,192	5,883,192	100.00	70	70	100.00	5,883,262	5,883,262	100.00
文京	1,060,827	1,060,827	100.00	0	0		1,060,827	1,060,827	100.00
台東	2,957,283	2,957,283	100.00	0	0		2,957,283	2,957,283	100.00
墨田	2,297,131	2,297,131	100.00	27	27	100.00	2,297,158	2,297,158	100.00
江東	4,043,996	4,043,996	100.00	0	0		4,043,996	4,043,996	100.00
品川	3,560,843	3,560,843	100.00	0	0		3,560,843	3,560,843	100.00
目黒	1,790,706	1,790,706	100.00	0	0		1,790,706	1,790,706	100.00
大田	5,108,049	5,108,049	100.00	60	60	100.00	5,108,109	5,108,109	100.00
世田谷	4,618,726	4,618,726	100.00	54	54	100.00	4,618,780	4,618,780	100.00
渋谷	3,023,585	3,023,585	100.00	5	5	100.00	3,023,590	3,023,590	100.00
中野	2,080,628	2,080,628	100.00	0	0		2,080,628	2,080,628	100.00
杉並	3,125,451	3,125,451	100.00	28	28	100.00	3,125,479	3,125,479	100.00
豊島	3,210,933	3,210,933	100.00	62	62	100.00	3,210,995	3,210,995	100.00
北	2,351,755	2,351,755	100.00	0	0		2,351,755	2,351,755	100.00
荒川	1,623,617	1,623,617	100.00	0	0		1,623,617	1,623,617	100.00
板橋	3,840,533	3,840,533	100.00	0	0		3,840,533	3,840,533	100.00
練馬	3,823,006	3,823,006	100.00	147	147	100.00	3,823,153	3,823,153	100.00
足立	5,626,406	5,626,406	100.00	99	99	100.00	5,626,505	5,626,505	100.00
葛飾	3,322,052	3,322,052	100.00	26	26	100.00	3,322,078	3,322,078	100.00
江戸川	5,269,460	5,269,460	100.00	72	72	100.00	5,269,532	5,269,532	100.00
計	79,157,574	79,157,574	100.00	10,734	10,734	100.00	79,168,308	79,168,308	100.00

(単位：千円、%)

特 別 区 た ば こ 税						
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
1,212	82	6.77	2,999,747	2,998,617	99.96	千代田
0	0		2,419,828	2,419,828	100.00	中 央
0	0		5,131,116	5,131,116	100.00	港
0	0		5,883,262	5,883,262	100.00	新 宿
0	0		1,060,827	1,060,827	100.00	文 京
0	0		2,957,283	2,957,283	100.00	台 東
85	0	0.00	2,297,243	2,297,158	100.00	墨 田
0	0		4,043,996	4,043,996	100.00	江 東
0	0		3,560,843	3,560,843	100.00	品 川
0	0		1,790,706	1,790,706	100.00	目 黒
0	0		5,108,109	5,108,109	100.00	大 田
0	0		4,618,780	4,618,780	100.00	世 田 谷
6	0		3,023,596	3,023,590	100.00	渋 谷
0	0		2,080,628	2,080,628	100.00	中 野
24	0		3,125,503	3,125,479	100.00	杉 並
0	0		3,210,995	3,210,995	100.00	豊 島
20	0	0.00	2,351,775	2,351,755	100.00	北
0	0		1,623,617	1,623,617	100.00	荒 川
0	0		3,840,533	3,840,533	100.00	板 橋
0	0		3,823,153	3,823,153	100.00	練 馬
0	0		5,626,505	5,626,505	100.00	足 立
0	0		3,322,078	3,322,078	100.00	葛 飾
0	0		5,269,532	5,269,532	100.00	江 戸 川
1,347	82	6.09	79,169,655	79,168,390	100.00	計

Ⅷ-2-(2) 23区各区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（令和3年度決算）

※23区の納税義務者数について、本書作成時点では総務省調査の集計が完了していないため、本表は令和3年度決算数値を使用している。なお、豊島区分については、下表に令和4年度決算数値を載せているので、比較参照されたい。

区分 区		人口(人) 令和3年1月1日			3年度決算・23区 納税義務者(人)				
		住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分 (年金特徴分含む)	計	うち併徴分	実質納税 義務者(B)
千代田	64,159	3,057	67,216	20,771	31,766	52,537	6,799	45,738	
中央	162,292	8,291	170,583	38,740	80,285	119,025	11,202	107,823	
港	240,318	18,718	259,036	68,373	103,600	171,973	17,905	154,068	
新宿	307,404	37,827	345,231	66,215	147,131	213,346	6,042	207,304	
文京	216,241	10,333	226,574	53,061	103,149	156,210	21,133	135,077	
台東	188,859	14,788	203,647	44,983	89,917	134,900	11,936	122,964	
墨田	263,216	12,431	275,647	51,679	127,955	179,634	16,968	162,666	
江東	495,909	30,392	526,301	82,838	238,510	321,348	23,558	297,790	
品川	393,062	13,342	406,404	87,042	189,319	276,361	26,773	249,588	
目黒	272,122	9,195	281,317	62,949	127,961	190,910	17,780	173,130	
大田	709,550	24,122	733,672	111,473	299,443	410,916	22,569	388,347	
世田谷	898,208	22,164	920,372	227,489	362,908	590,397	57,558	532,839	
渋谷	219,929	10,577	230,506	68,901	93,888	162,789	18,731	144,058	
中野	316,823	17,809	334,632	71,246	150,022	221,268	17,946	203,322	
杉並	556,769	16,735	573,504	111,591	258,027	369,618	27,810	341,808	
豊島	260,842	26,458	287,300	66,323	114,010	180,333	8,317	172,016	
北	330,887	22,271	353,158	62,007	154,856	216,863	17,041	199,822	
荒川	198,271	18,264	216,535	38,535	89,996	128,531	9,934	118,597	
板橋	542,959	27,254	570,213	103,475	244,247	347,722	30,660	317,062	
練馬	719,971	20,128	740,099	129,399	321,677	451,076	45,657	405,419	
足立	657,396	33,606	691,002	108,335	263,637	371,972	11,085	360,887	
葛飾	441,328	22,363	463,691	78,285	178,760	257,045	10,246	246,799	
江戸川	659,375	36,748	696,123	88,862	290,680	379,542	10,012	369,530	
計	9,115,890	456,873	9,572,763	1,842,572	4,061,744	5,904,316	447,662	5,456,654	


※ 豊島区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（令和4年度決算）

区分		人口(人) 令和4年1月1日			4年度決算・豊島区 納税義務者(人)				
		住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分	計	うち重複分	実質納税 義務者(B)
豊島	259,142	24,200	283,342	66,657	113,154	179,811	8,478	171,333	

* 「5税」とは、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税・鉱山税のこと

3年度決算・23区					
課税額 (千円)		課税額 1人当たり (円)		納税義務者 1人当たり(円)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度)(D)	特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
21,137,775	17,958,612	314,475	267,178	392,641	千代田
34,279,862	30,894,285	200,957	181,110	286,528	中央
88,901,111	80,795,049	343,200	311,907	524,412	港
51,805,572	44,953,728	150,061	130,213	216,849	新宿
36,847,448	35,208,820	162,629	155,397	260,657	文京
24,612,654	20,872,660	120,859	102,494	169,746	台東
27,224,253	24,470,750	98,765	88,776	150,436	墨田
56,930,277	51,876,642	108,171	98,568	174,205	江東
54,347,757	50,126,855	133,728	123,342	200,838	品川
48,456,230	45,400,447	172,248	161,385	262,233	目黒
79,179,327	72,830,612	107,922	99,269	187,540	大田
131,513,581	123,053,365	142,892	133,700	230,939	世田谷
59,080,193	54,276,110	256,307	235,465	376,766	渋谷
37,102,616	33,715,818	110,876	100,755	165,825	中野
69,328,055	63,880,042	120,885	111,386	186,889	杉並
34,835,329	30,847,229	121,251	107,369	179,328	豊島
31,723,145	28,662,859	89,827	81,162	143,442	北
18,960,579	16,735,865	87,564	77,289	141,115	荒川
49,075,712	43,988,030	86,066	77,143	138,736	板橋
71,031,398	65,310,775	95,976	88,246	161,095	練馬
53,167,560	45,656,672	76,943	66,073	126,512	足立
36,456,784	31,565,203	78,623	68,074	127,898	葛飾
56,872,405	50,804,184	81,699	72,982	137,483	江戸川
1,172,869,623	1,063,884,612	122,522	111,137	194,970	計

4年度決算・豊島区					
課税額 (千円)		課税額 1人当たり (円)		納税義務者 1人当たり(円)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度)(D)	特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
36,295,755	32,090,368	128,099	113,257	187,298	豊島



令和5年度
図で見る豊島区の税 **税務概要**
令和5年12月発行

編集・発行
豊島区 区民部 税務課
〒171-8422
東京都豊島区南池袋2丁目45番1号
電話03(3981)1111(代表)